

卷八
增補文
獻備考
校

朝鮮總督府學務局

緒　　言

増補文獻備考中學校考を邦文に譯し朝鮮教育研究者の参考に資せむか爲此に之を印刷に附したり

文獻備考は李朝第二十一王英祖四十六年庚寅(西暦一七七〇年)弘文館博士洪鳳漢等に命して漢の馬氏文獻通考に倣ひ編纂せしものにして。博く公私之記録を蒐め象徴考、輿地考、環考、學考、兵考、刑考、田賦考、財用考、戶口考、市賈考、選舉考、學校考、職官考等の部目に分ちて朝鮮古今の文物制度一切を網羅せり。其の載する所經句あり、傳說歴史あり、詔書律令あり、宮廷の錄事あり、官制の制規あり、臣庶の奏疏あり、學者の說あり事の朝鮮文獻に係はり後世考證の資となるべきものは掲げざるを以し、事物研究に最も該当たる参考書たり。

越へて第二十三王正祖の時李萬運等に命し更に七考を加へて二十考を爲し増補東國文獻備考と爲したりしか刊行に至らす。第二十八王李太王に至り李章潤大提學朴容大等に命して之を增刷して象徴、輿地、帝系、禮、樂、兵、刑、田賦、財用、戶口、賦役、交聘、選舉、學校、職官、藝文等十六考に改め隆熙二年(明治四十一年)之を刊行せり。本書學校考は實に其の一部なりとす。

而して學校考と爲すも其記述は現代の學校の如きものゝ記述に止まらず、所謂學及校等に關する事項なりとす、李朝の學制は國都に太學(成均館)と東學、西學、南學、中學の四學あり政府の直營にして地方に公

精 言

設の郷校あり此等學、校の管掌するところは聖人賢儒の享祀あり、子弟の教育あり、所屬財産の管理あり。又李朝の末葉内地の學制に倣ひ各種の學校等を設けたり。本書は此等に関する事項の断片的記録を蒐集せるものにして専ら教育學事のみの記述にはあらずと雖朝鮮古代の學制を知らむには蓋し本書を惜て他にあるなし。

大正九年十一月

朝鮮總督府學務局

學校考目次

學校考一	一
太學一	二
學校考二	三
太學二	四
學校考三	五
文廟	六
附啓聖祠	七
學校考四	八
寺學	九
附大射	一〇
附入學	一一
學校考五	一二

日 次

興學	105
官培養	110
附 聞異	115

學校考六

學官

附學令

學校考七

雜考

學校考八

四學

(續)各學校

鄉學

附書院

學校考九

祠院總論

附現在書院

學校考十

附

增補文獻備考

學校考一

學校は士を養ふに本づく。士は固より美材あるも之を養ふて成すは上にあり。上以て養ふ所われば下能く自ら養ふて而して其の身を重んず。此れ學校の本なり。東國に學校を有するは舊して羅麗の際は蓋し以て詳述するを得ざるも、我か朝に盛ならざるは莫し。洪く惟ふに我列聖は文を以て治を爲し教を學に成し以て養ふ途を盡し姪周に本づき明朝に參し講習掛達の規を以て導き觀容秀才の法を以て勵め而して士皆名行を砥礪し以て其の志操を養ひ而して敢へて自重せざるはなし。夫れ士重なれば則ち道重し道重なれば國以て重し君臣父子の倫明く憲樂刑政儀文度數の名著はれ以て列聖朝作成の本を見はし而して學校の盛なる所以なり。學校考十二九で八卷を作る(續)今六第十四九て十二卷とする。

太學一

高句麗小單林王三年(西三七三年)太學を立て子弟を教ふ。

史臣曰く高句麗國を立てゝより今や四百餘年是に至り始めて太學を立て子弟を教ふ何んそ其れ晚きや。慶陽王十一年(西六〇一年)李文真を以て太學博士と爲す。

學校考一

百濟近首古王三十九年(西三七五年)高興を以て博士を爲す。百濟開國してより文字なかりし是に至りて始めて書記を有す。

新羅真德女王三年(西六四七年)全春秋唐に往き國學に詣り譯寫を観て還り東國に於て始めて譯寫の術あるを知る。

五年(西六五年)大舍二人を置き位を舍知より宗廟に至る迄。

神文王三年夏六月(西六八三年)國學を立て卿一人を置き以て之を掌らしむ。

據近日く新羅國を有し三十代是に至り始めて國學を置く嗚呼其れ晚きや。臣謹云て按するに真德主大舍を置く、大舍は乃ち國學の官也。これは神文王學を立つる前に已に學官あり、學官あれは則ち亦必ず學ありしるべとも而も今詳ならず。

十三年(西六九三年)爵職高秩を揃えず、選に博學にして能く方言を以て九經の義を解き後生を訓導せり。

聖德王六年春正月(西七〇八年)國學に諸業博士助教を置く。國學を改めて大學殿と爲し、卿を改めて司業

と爲し、大舍を改めて主簿と爲す。

二十四年(西七二六年)太學に幸し博士に命じて尚書を講せしむ。

惠恭王十二年春二月(西七七七年)國學に幸し尚書、太學監を復して國學を爲し司業を改めて卿と稱し主簿を改めて大舍と稱す。

景文王三年春二月(西八六年)王國學に幸し博士以下をして經義を講論せしり物を問ふに差有り。憲康王五年春二月(西八八年)國學に幸し博士以下に命して講論せしむ。

新羅の學制は周易、尚書、毛詩、禮記、春秋、左氏傳、文選を以て分ちて業と爲し博士若に助教一人にして或は研記、周易、論語、孝經を或は春秋、左氏傳、毛詩、論語、孝經、文選を以て教授し諸生の讀書は三品を以て出身し春秋左氏傳者に研記者に文選を讀み而して能く其の義を通し兼て論語孝經に明きものを上と爲し、曲殻、論語、孝經を讀みたる者を中と爲し、曲殻、孝經を讀みたる者を下と爲す。若し能く五經三史諸子百家書を兼て通する者は超擢して之を用ひ。凡て學生の位は大舍より無位に至る。年は十五より三十に至れる者は皆之に充てて九年を限りし若し朴魯にして化せざる者は之を詰め。若し才器は成るへきも而も熟せる者は九年を越ゆて難學に在るを許し位、大余麻、余麻に至りたる後に學を出でしむ。

高麗太祖十三年冬(西九三年)王、西京に幸し學校を創置し博士官を置き秀才延募を以て書學博士を爲し別に學院を創め六部の生徒を祭めて之を教ふ。絲帛を賜ふて之をぬめ又倉穀百石を賜ふ。

御識 今學校篇に前朝の太祖十三年に學校を創置云々と聞く。此れ誠に前朝五百年の根基なり。此を聞き欽歎に勝へず。敬意を畧寓す。然れど其實文獻の教訓下。

成宗の時諸州郡縣に令して子弟を遣ひ京に詣りて業を習はしむ。

三年(西九八三年)博士任成老宋より至り文宣王廟圖一、鋪祭器圖一卷、七十二賢貢記一卷を獻す。

五年秋七月(西九八六年)學生の歸寧を許し仍米布を賜ふ。

教に曰く朕周孔の風を興さむと欲し唐虞の理を教さむと冀ひ庠序以て之を養ひ、科目以て之を取れり。今諸州より上りたる學生にして思鄉の人あるを盛り皆便に從ふ去留せしむ其れ歸寧學生三百七十人には布一千四百疋を賜ふへく京に留る者五十三人にも亦幞頭一百六十枚、米三百六十五石を賜ふ。

六年八月(西九八七年)十二牧に經學博士を置く。正前年に許還學生にして師なきも教授し經學に通する者を選ひ以て博士と爲し十二牧に各一人を遣はし教行諭せしめ州縣長吏百姓の子にして教へらるべき者は皆訓戒せしめ若し勵志明經にして用に足る者は牧宰をして漢の故事に依り具に錄して京師に薦賞せしむるを以て恒式と爲す。

教に曰く有庶は上下の庠を開き、夏后は東西の序を置き、殷は兩學を修め、周は三膠(學舍)を立てし君臣父子は咸愛敬の風を知り、始學詩書は經綸の業を創むるに足れり。寡人は累聖の法基を纂承し三韓の王業を奄有し、俗をして淳漓に變じて人をして禮讓を知らしめんと欲し杏壇槐市に貢禹の徒を増加し米廩槐山に橫經(習業)の子を尊し今に經に通し籍を閲する情、古を温ね新を知るの輩を選ひ十二牧に各經學博士一員を差遣し勤行善誘し好て諸生を教へしむて材を懷き器を抱へ君王に事へは則ち之れ忠の始なり、身を立て名を揚げ父母を顯はす則ち之れ孝の終なり。若し榮恩勵志、輔肆明經、孝弟有聞の者方らは其の牧宰をして京師に引錦薦貢せしむへし。

八年夏四月(西九八九年)大學助教宋承演を擢して國子博士と爲す。下、學校の教にして成人の甚だ少きを患ひ之を勤奐せむと欲し有司所連の舉人姓名を取覽せしに因承演及び瀋州の經學博士全輔仁の教に成效あり遂に承演を國子博士に擢し補任には公服一襲、米五十石を賜ひ教を下して之を褒寵す。

九年(西九九〇年)西京に修書院を置く。

教に曰く秦皇御宇、三代の詩書を焚き、漢帝聖明、五帝の載籍を削て、國家草創の始、祚代喪亡の餘、鳥跡玄文原燎に焼かれた龍圖瑞牒、泥淳に委す、累朝以來、亡篇を續寫し列典を連書せり寡人位に從嗣してより益以て儒を學し四部の典籍を收め以て兩京の官に畜し青衿(儒生)の勞を無くし絳帳に執經の詔を有りしむ。秦漢の舊俗を使ひ、鄒魯の遺風を知り、父慈子孝の常を識り、兄友弟恭の懿を習はしめむと欲す。宜しく所司をして西京に修書院を開設し諸生をして史籍を抄書し之を藏せしめ御史をして選官奏差せしむ。

十一年(西九九二年)庠序學校に命して文武才略の者を擧げしむ。

教に曰く殷宗は貢賦を徵用し周王は漁帥を登出せし故に能く社稷扶持し邦家を經濟せり、朕内に庠序を開き外に學校を置きしも猶懷質出衆の士を教へ。安_レ藏質防能の人なきを知らむべし。凡_レ文才武略ある者の詔旨自舉せば之を聽くべし。

十二月（西元九二年）園子監を創め又右司に教へ、地を相し廣く書齋學舎を營み田庄を早々に給して以て學林に充てしむ。

(補)教に曰く學ふに慕意なれば才を精研さるるなし其れ有司をして勝地を相し學舎を廣く營へ居間を廣くして黙々と業を成すへし。凡て諸儒に在りては予の意を尙知せよ。

萬宗六年正月二十一日
學ある者は後年薦舉するを恒規とし候す勿からしむ。

顯慶十一年(西暦六七〇年)新羅侍郎崔知遠を以て、光聖廟に配享すべきを命ず。其の事に清貞王(在位六七〇~六九〇年)の御名を冠す。

十三年春正月（西一〇二二年）新義翰林詹聰を以て先聖廟に從祀にして弘基侯を贈る

二十三年閏十月(西一〇三一年)始めて因子監戒を設て誦牒を以て試験し、
其の後は法師より始む。其の後は

院に置くべきを請ひて、王、有司に命して各一本を印図し送らしむ。

十五年夏六月(西一〇六年正月、國子監に幸し侍臣に詣み。自く仰見吉首の師ならぬべからず。)是にさるべく

三
卷之二

十七年(西元一九三八年)漢國子諸生制口々國子監諸生近來業を廢するもの多きは古學官に在り自今精加勉勵し年終に至り淑否を較へて去留を定むへし儒生にして在監九年荒昧にして成業の見込なき者は屏棄せし

時に守太師中書令致仕官冲後進を收召し教誨倦怠す諸生門巷に廣く遂に五齋に分ち樂聖、大中、誠惠

敏秀、通道、率性、通德、大和、得則、日、月、冲の卒するに及ぶる。文憲公、現成諸生林屋に葬す。九者は九齋を謹名し館中に於て之を文憲公徳と詔給。又儒臣にして徳を立てたる者十二あり世稱し三

十三社とす。沖の徒最も盛にして東方に學校の興れるは第し冲に山から始も時に西東夷夫子と詔かる。神川の十一徒は曰く侍中鄭愬傑の弘文公臣にして一に熊川徒、曰く參政袁朝の匡志公徒、曰く祭酒金貴實

の良徳公従、曰く平章黃岳の貞敬公従、曰く柳皆の忠平公従、曰く侍中文正の貞憲公従、曰く參議の從

(補)二十七年六月一〇七三年太師摠金良弼便して宋に入り國子學を廃宮し立てる

八年九月(西一一〇九年)七十二賢の像を國子監上に圖く、其の位次は宋の國子監名目次第七依り、其の章服は皆十哲に倣ぶ。

肅宗六年(西一一〇一年)先賢を國子監に從祀す。國子の奏に文宣王殿左右席に新に六十一子、二十一賢を書き釋奠に從祀すべきを請ひたるを以て之に從ふ。文廟作次年

文廟の神位、文宣王は殿上北壁の中央南向に位し、臺國公顏回を以て配し、鄉愿公閔損、東平公冉耕、下邳公冉雍、臨淄公宰予、鄒伯曾參は並東壁とし、文昌侯崔致遠、弘儒侯薛認は並南壁とし、顥昌侯顏孫師、金鄉侯崇誠明、單父侯宓不齊、任成侯原憲、高密侯公治長、汝陽侯南宮适、北海侯公良袞、梁丘侯曾點、曲阜侯顏無繇、須昌侯商瞿、共城侯高柴、平庚侯漆隱闇、壽長侯公伯寮、睢陽侯司馬耕、益都侯樊須、鉅野侯公西赤、平陰侯有若、東阿侯巫馬assis、南頓侯唐兀、千乘侯澹蕡、陽穀侯顏子、淳沂侯冉孺、諸城侯冉季、沐陽侯伯虔、枝江侯公孫龍、新息侯秦賓、陳城侯秦商、涇陽侯漆形略、雷澤侯顏淵、高宛侯漆彤祖父、上陽侯張良、長山侯林放、鄧平侯商洋、成紀侯荀衍、當陽侯任不齊、毛平侯公良孺、文登侯申張、上蔡侯曹知列、濟陽侯奚容歲、洛陽侯句井彌、舞陽侯申黨は並東廡とし、卽墨侯公祖句茲、鄆次侯榮期、成武侯縣成、南華侯左人郢、沂原侯燕伋、朐山侯鄒圉、莘亭侯秦非、臨津侯臧常、濟陽侯顏曾、博昌侯叔乘、兎句侯顏之儀、內黃侯達環、博平侯仲曾、臺邑侯何休、盧氏侯孔堅、高堂侯弗巽、鄒城侯

孔忠、臨朐侯公西與如、徐城侯公西戩、陽平侯琴張、中都侯左丘明、蘭陵侯荀况、臨淄侯公羊高、睢陵侯穀梁赤、乘氏侯伏勝、菴蕪侯高堂生、考城侯戴勝、樂壽侯毛長、曲阜侯孔安國、彭城侯劉向、中牟侯鄭衆、成都侯楊雄、嚴氏侯杜子春、扶風侯馬融、良鄉侯盧植、高密侯鄭玄、崇陽侯服虔、岐陽侯賈逵、任城侯何休、司空王肅、假師侯王弼、司徒杜預、新野侯范寧は並西廡とする。

臣謹みて按するに、龍朝文廟の位次は高麗史に依り之を錄せること此の如きも然も高麗史は本より疎謬多し、文成公安裕の如き龍朝の從祀せし所の者たるに聞きて記さざれに其の記せる所、信を徵するに足らず而し是れ國史なる故に取りて附す。

七年(西一一〇三年)宰相鄧台輔等奏して國學資士の際費(費用)實ならず實に民弊と爲り且中朝の法を以て我國に行ひ難し之を罷むべきを請ひしも報へて、
中臣曰く序學校は人倫を昭揚し而して國脉を培養する所以なり故に上古以來王宮國都より開基に至る迄學を有せざるはなく夷狄の隙と雖も之を廢するものなし諸典籍を積みるも濫費を以て詭學するもの未だあるなし、今台輔の詭學を請ひし窮屈庸夫と雖も敢て口にするべきものにわらず肅宗乃ち擢して論道經邦の位に置きしは何ぞや。

肅宗即位し三京八牧通判以上及び知州事務令にして文科出身の者をして學事を兼管せしむ、

(補)二年(西一一〇七年)正月、制を下して曰く學を置き質を養ふ。三代致治の本なり有司に宜く速に施行す

へじぞ。

四年(西一一〇九年)國學七齋を置く。是より先王文學に志を有し屢々制書を下して學校を興さむ。欲士類欣然せざるはなし。然れども大臣は一人も奉承する者なきを以て時議之を惜みたり。是に至り七齋を置き、易を雅誥、書を詩編、詩を經德、周禮を求仁、戎冠を服膺、春秋を養正、武學を講藝と曰ひ崔徵唐等七十人、武學の韓子純等八人を取り分處せしむ。

八年(西一二二三年)朴景綽を以て國子祭酒を爲す。

九年八月(西一二一四年)王、國學に諸き先聖に廟獻し翰林學士朴昇中に命して講說せしめ百官及諸生に神にして各班酒を奠めしむ。

(神、百官及生員七百餘人、庭に立ち、晨請と各款頌を造り、御製詩一首を左右に宣示して各々和進せしむ)

十一年四月(西一二二六年)制に因く文武兩學は國家教化の根源なり。早く指揮を降して其の兩學を立てて諸生を養育し將來の將相の學に備へしめたり。しか有司は各々異論を執り定めせず宜く速に施行せよ。

十四年秋七月(西一二一九年)始めて國學に養賢庫を立て士を養ふ。國初より文宣王の廟を國子監を肇立し官を建て師を置きたりしか宣宗に至り將に教育を欲せむさせしも遠方かりしを以て王は儒術に致意し有司に當し。廣く學舍を設け儒學六十人武學十七人を置き近臣を以て事務を勾管せしめ名協を遣て學官博士

と爲し經義を講論し以て之を教導せしむ。文風稍振ふ。

仁宗の時(西一二三十三一二二六年)式日都監に命して學式を詳定せしむ。

國子學生は文武官三品以上の子孫及び貢官二品、縣公を帝ひる者の以上或皇京官四品、三品を帝ひる者も以上勅封の子を以て之を爲し。大學生は文武官五品以上の子若は正從三品曾孫及勅官三品以上有封者の子を以て之を爲し。四門學生は勅官三品以上無封、四品有封及之文武官七品以上之子を以て之を爲し。三學生を各三百人。在學は自序を以てす。凡そ筆路及工商等名等の駕車者、大小功親犯姦者、家道不正者、犯輕罪歸鄉者、限額部曲人等の子孫及之有封私等を想せる者に入學を禁じ、其の律學、書學、算學は皆國子學に對き、律書算學は周縣學生は八品以上の子及庶人を以て之を爲す。七品以上の子にして情願の者は最も國子、大學、四門に若博士、助教を置き必ず經學優長、景行修謹にして師範となる得者を擇び經教を分らて諸生を教ふ。一經を授くる毎に必ず終講せしめ終諸生なる者は改業するを得ず。年終に講授の多寡を計り博士、助教をして第等を考課せしむ。律書算學は具博士を置く。律學博士は律令を教ふるが掌り、書學は八書文教するを掌り、算學は算學を教ふるを掌る。凡そ經は周易、周禮、禮記、玉誥、春秋、左氏傳、公羊傳、穀梁傳を各一經と爲し孝經、論語は必ず兼通せしむ。諸學生の課業は考經論語と共に一年を限りし、周易、公羊、穀梁傳は各一年半を限りし、周易、毛詩、周禮、儀禮は各二年、禮記、左氏傳は各三年と。皆考經論語を先に讀み次に諸經を讀ましめ併せて時務策

を算習せしむ、暇あらは須く書を日に一紙を兼習せしめ併せて國語、說文、字林、三倉、爾雅を讀ましむ。

五年三月(西一一二七年)諸州に詔して學を立て以て教導を廣うせしむ。

七年(西一一二九年)王、國學に幸し先聖に仰慕し儒臣に命して講生を會し經學を講論せしむ。

八年六月(西一一三〇年)國學の奏に、近年以來明經寢衰せり宜しく三十人以下を選抜して入學養育す兼て教導官參上參下各一人を任命し以て勸學すべし。之に從ふ。○秋七月御史臺の奏に、國學養士の供給費甚だ多し行修業成者若干人を簡留し餘は悉く之を出でべきを請へり。是に於て國學の諸生と品閱上書して曰く昔我孔子は位を得ざりしこ雖も四方に周流して弟子千の徒を養ひ、唐の韓文公は潮州に謫守し生徒を堅め己の体を出して以て厨匱を給せり況々や今國家の生徒其の數三百人に過ぎざるに費用を費すことを以て之を削らむと欲す豈道崇儒の意ならん。幸くは陛下は却きて用るさらむことを詔して可とす。

九年三月(西一一三一年)中書門下の奏に、參外文臣 各經を業シし註釈、政策を定むるに於て學官を量差せられることを請ふ。之に從ふ。○諸生の考課の學を治むるを禁す。

十一年正月(西一一三三年)武學齊を罷む。是より先、武學齊の科舉に赴く者を判するに策、論、答案にて不格不合格なると雖も隨分選取するを以て及第すること甚易きを以て諸生重みて武學に屬し本を棄て末を逐ひ、士風僥倖にして皆才器疎下し且武學漸く盛にして將に文學の人と角立不和たり爲に深く不便となり故に武學取士及び齋號を革せて停罷す。

(補)各徒の儒生曾て受業の師に背き他徒に移属せる者は東堂監試に赴くことを許さず。

十三年(西一一三五年)國學諸生を判するに四季私試を以てし通考分數して科場に即赴せしむ。大寒大暑の兩期は免試す。

十五年九月(西一一三七年)門下省の奏に、國學六齋諸生各講するところの大小經を持て升堂するもの、博士學諭、經を執り升講するもの毎日五人を過ぐることなく、一人に付二問を過ぎざる於て始めて從容論難し疑を悟り惑を辨すへしそ。

(補)十七年刊東堂監試の後、諸徒の儒生都と會する日時は國子監知會と習業すること五十日にし、會を誰み、接寺(寺院に於て習業)三十日にして私試は十五首以上、製述者は教導、精しく考證を加へ、各其の名の下に作接寺者干首、私試若干首を論報して初めて赴會を許す諸徒教導、接所が離れる勤學者、學官にして賜われに先づ頃差して以て褒獎を示す。

敦宗二十二年三月(西一一六八年)詔に曰く化民成俗は必ず學校に由る。祖宗より以來外官に文師一員を差遣し又は儒臣にして守り爲りたる者あれど則ち兼ねて學事を句管せしめ以て勸學せしめたり近來聞くに是の職に位せるもの只謀利を以て先づ爲し勸學の方略は意に留めず志學の士聞達に由りしこ豈甚だ制む。各官文師及び學事を句管せる者にして勸學才以て朕意に副ふものあらは則ち兩界兵馬使、各道按察使に注名馳報すへし朕政滿(任期の満了)を待たず隨即擢用すへし。

高宗五年七月酉一三一八年、中軍宰樞成生氏の仕版に登りさりしもの詩を以て試し八十人を選取し其に中らさりし者に皆從軍せしむ。

神三十一年酉一三四年、崔哲國學を修め來三百解を養質庫に納む。

元宗十二年酉一三七年、東官學堂を置き列筆書官事金執、尚書左丞宣父娘を以て明壁を爲す、

惠烈王六年酉一三八年、教に曰く全の儒士に権科員の文と習て經史に精通せる者あるべし、其は「經史に通する者を國子の教授と爲さしめよ。」乃ち正郎金遠等七人を經史教授と爲す。

「神十二年酉一三八年」世子國學に入り六經を讀む。

三十年五月酉一三〇四年、貢成事實館建設して國學附學棗を置く若、學校の日に良へるを發して南府に及して曰く宰相の職は人才を教育するより先なるは莫し、全養質庫に開闢して教養に資すべきものなし、請ふ百官をして銀布を出でるのに差あるも以て國學の音と爲し王、亦内庫の財を出して以て之を助くべしと請直高世は武大なるを以て出家乞食せず、洛邑夫子の道に萬世に志を垂り原の君に忠に、子の父に孝なるは是れ誰の教なりと若し我れは武大なり何と苦して出錢して以て養士せむやとせは是れ孔子なり而して世間を僻のへきなりと。即ち出錢して益久餘資を博士全文鼎に付し中原に送り先聖及七十子の像を畫かしめ又祭器鑄器六經諸子史を贈は來たらしめ且李衡、李塲等を推薦し經史教授使と爲す是に於て七管十二徒の諸生の受業する者數百に達す。六月國學の大成殿成る、初め元耶律希達、殿宇の隣陋にして甚たしく

津宮制度を失したるを以て王に勧め文廟を重新し以て儒風を振興すへしと。是に至り乃ち成る。上、國學に詣る、急情休无之に從う七管諸生冠服を具へて道に於て迎謁し歎詠を頌す。王、大成殿に入り先生に謁し密直使李混に命して入学領を作らしむ、休无矣、日戒を作り以て諸生に示す。

「神」李陵曰く高麗安文成公安昌義姉を成功館に施納せしを以て文成の子孫入學せし奴婢曰く此れ吾王たりとて第、之を待遇するに他生と異なるもつあり。

忠宣王即位し酉一三〇九年、養質庫に銀五十斤を贈る恭文館をして郡縣に茂才を有する者を召致せしめ牒

任を給して以て訓導とする。

忠宣王元年酉一三一四年、貢成事樞得に李璋、権漢功等と與て成功館に會し新購の書籍を薦て、朝廷の奨、太子の宗に至るまで與らざる由、祭酒をして奠詔を行ふ毎に諸生の與らざる者は罰金を徵收し以て養質庫に充てしむ。

六月酉一三一四年、貢成事樞得に李璋、権漢功等と與て成功館に會し新購の書籍を薦て、朝廷の奨、太子の宗に至るまで與らざる由、祭酒をして奠詔を行ふ毎に諸生の與らざる者は罰金を徵收し以て養質庫に充てしむ。

肅祖之代按するに宋の亡るや其の閣藏秘書の東來せるものは是の如く盛にして幾たらすし、文忠公類

夢周出て而して本朝諸賢相繼き唐與し宋の道學大に東土に播かりしは其れ亦異らずへし。

六年（西一二九年）故中貴安裕を文宣王廟に從祀せしし。裕は興州今興の人にして興學養賢を以て己の任と爲し晚年には嘗て晦菴先生の像を掛け以て景慕を致し遂に晦軒と號す。卒せるに及び謚して文成とす。朝廷裕を以て文廟に從祀すべきを議す、人ありて謂ふに、裕は建議して貢學錢を置きしと雖も此を以て豈に從祀すべからずと其の門生辛亥、力請して竟に從祀することを得たり。

（補）周世鶴曰（公の向ふ所の正き三三韓の舊塋を一洗し益資を賜ひ同官等諸公の如き皆公設の溝なる所爾來二百四十年、天理の復明、文風の大興其れ誰の力なりや公は眞に東方道學の祖なりと謂ふへし。是れ獨り從祀すべからざらんや。晚更の安某は贈學錢を置き此を以て從祀せりと稱するは其の隨此に類す。

李成を以て成功祭酒と爲り、成廟延にして登第し墳典（書籍）を窮討し至る所、學者雲々の如く集る人之を五經笥と謂ふ。

七年九月（西二三二〇年）文宣王の像を塑して王、銀瓶三十を出し以て其の費を助け、宰臣皆幣を出し之を助く量人王三列の請に從ひたるなり。

忠惠王の時（西二三三一一三四四年）崔済を大司成と爲り、深に致遠の俊奇にして幼より頴悟、文章爲をすに師友を資ひずして超然自得し異端を排斥するの高節を以て成功祭酒と爲り、尊は丹山の人、上書して極

説

諫し遂に韓安縣に退老する。經史に通し尤も易學に深く、卜筮に精に中らざるを以て、傳の初めて東方に来るや能く知るものなかりしに付、閑門月餘にして參究し乃ち解し生徒を教授す。理學復行する。

恭愍王元年二月（西二三五二年）故に曰く學校序にて風化の源たるに、國學は名存實無にして十二徒の東西學黨、頗る犯せるも終めず。宜しく葺治せしめ生徒を養育し其れ能く一經に通する者あらば錄名以聞す。

四月（西二三五二年）進士李精上疏して外は鄉校内は學堂の才を考覈して十二徒に陞すしめ十二徒を考查して成功に之を陞せしむるに日月を以て限ること其の德藝を旨り之を都部に貢め中ちたる者は官を與へ中ちざる者は出身の階級を給し、國學生に非らざれば與に試まることを得ざらしめたることを請ふ。

九年五月（西二三六〇年）後、全道道主に付、坊里に丁を發して軍を爲し、又直官をして助戰せしむ。國子博士等上書して臣等は夫子廟庭に侍する者にして學官の從軍は古より其の例なきを言ふ。侍中庶弟臣李嵩

皆曰く爾孔子に侍せずと雖も何の傷あるを顧みんや。簽書金吾祖之を爭ひしら得ざりき。

十二年五月（西二三六三年）故に曰く近日干戈に因り教養頗る弛みたり今より成功、十二徒、東西學堂、諸

郡鄉校に嚴に教誨を加へ人才を作成し其の上田奴婢にして或は強引られて豪の兼持する所と爲りたる者

は官に折辯を爲し以て贈學すへし。

勅（十五年九月）便郭水鍋又廟に詣し學舍の荒頽せるを見て宿住李精に詔かて曰く昔、貴國は古より文を右し

聞ひり何より是に至れりなど。舊曰く國學は辛毗に火付し、王は方に愚民に爲め官禁に至りても尙未だ營算せど、此は乃も開城府學なり王聞きに書を讀たつて。

十六年(西一三六七年)成均祭酒林楨上言して成均館を改造し且、兵亂で轟たるで新にすへきを請ひ、是に於て命して國學を重營せしむ。中外の儒生、官は品に隨い出布し以て其の費を均分しり生員を増置して常に一百を養ひ、始めて五經を四書齋に分つて。

(補)時に成均館を重營するに李公(達)に元に奉使して還り之を聞きて大に喜び即ち元帝所賜の金希を解きて以て其の費を助く。

十二月(西一三六七年)成均館を崇文館の舊址に創立し李楨を以て大司成と兼ねしめ延夢周を博士と爲す。大司成を兼ねしめたるは皆より始まる。且は生員を増置するに經師の士を擇ひたり延夢周、金九容、朴尚真、朴宜中、李洪仁等は皆他官にて教官を兼ねたり。是より先館生の數十に過ぎず。及夢周等は學式を更定し毎日講堂上坐して經を分ちて授業す。是に於て學者當時に相與に假謀し程朱性理の學始めて與る。

延夢周は迎日の人喪明の後倉なり時に經書の東方に來りたるもの惟朱子集註のみなら夢周の講説は人意を超越するものあり聞く者頗る疑ひたりしも胡炳文の四書を得てに及び融合せざるものなく諸儒に尤も歎服す。李楨之を重稱して曰く夢周の論理は橫說堅正、理に當らざるものなし推して東方理學の祖と爲すへし。是より先國俗に喪祭は専ら桑門法を尙ぶ夢周始めて士庶をして朱子家禮に倣ひ廟を立て、奉

祀せしめ又内には五部學堂を建て外には鄉校を設け以て傳道を興せり。

(補)國學の重營成り八月王文廟に謁す。初め李楨等崇文館に會し舊址を相し或は少し舊制を損して易く成さんと欲せり。差延、不可なりとして曰く又宣上は天下萬世の傳なり少費を省ふ前代の規を行かむや。

(補)十八年八月(西一三六九年)三司右使李楨に命して文廟に尊莫せしむ。辛丑朔旦の後より禮文廢墮し釋奠の儀も法式に申らず、殆、其の失を考正し諸生を送りて執事と爲し三日昇殿せしを以て初度觀るべきものあり。

二十年十二月(西一三七年)教に曰く文武の用は儒教すべからず、内、成均より外、鄉校に至る迄皆文武二學を設け人才を養成し以て擢用に備へしむべし。

(補)二十三年二月(西一三七四年)丁未の釋奠に日食の爲仲丁を用ひ。

(補)辛卯九年(西一三八三年)慶遷して還京するや、成均は釋奠儀を以て迎へ成均學生を承認を蒙す。成均ノ學生何處共れ少きか。而て慶與邦對へて曰往昔は崇賢社充美し能く諸生を養ひし故人等かて入學せしも今は實ににして養ふ能はざる故に少なしそし。是曰く凡れに傳道不充裕も之を嘆むべし。

學校考一

(補)泰祖九年(西一二八九年)儒學教授官を置く。大司憲趙浚等の疏請に従ひたるものなり。趙浚等の上疏曰く學校は風化の源なり近く兵の興滅に因り茂草と爲り鄉黨の舊名に托して軍役を避くる者五六月間童子を集めて唐宋人の絶句を読み之を夏説と詠ふ。此の如くにして經開行修の士を得んことを欲するか。願くは今より勤敏博學の者を以て教授を爲し、閑居を惜む者を以て教導を爲し、子弟をして常に四書五經を讀ましめて詩賦を讀むことを許さず。詩教獎勵して成效ある者を擢し成效のなき者は之を罰すへしと。是に於て京中五部より各道牧守に至る三儒學教授官を置く。

(補)金昌等上疏して元子及宗室子弟の入學を請ふ。

(補)十二徒の私學を罷む。

三年(西一二九一年)成均生員朴健等崇佛の非を極言す。

臣謹みて按するに勝國(前朝)以前に於ける學校の制に簡略にして詳かなうざるを以て分類して列書するに足らざる故總て太學に錄す。

學校考二

大學二

本朝 太祖六年春二月(西一二九七年)始めて太學の地を國都の東北隅に相し驪興府院君閔齊に命して之を治めしむ。

七年秋七月(西一二九八年)成均館、文廟成る。○文廟從享諸賢は一に中國の制に遵ひ東國諸儒の從祀は麗嗣に依る。○命して成均館、知館事以下の官を置く。○命して學田を置き以て祭米に供し生徒に給し復、奴婢を賜ひ以て灑掃使令の役に應せしむ。○上、將に文宣王を祀れども之し祭酒安仁をして典禮を明習せしめ樂器を修めしむ。○明倫堂を文廟の北に建つ。成均館從調師道傳、権近に命して四品以下の儒士を集め經史を講習せしむ。○養賢庫成る、儒生の供養を掌らしむ。

太宗元年命して成均祭酒を改め司成と爲し樂正を司張と爲す。

六年儒學提調を置く。時に初めて十學を置きし。儒學は其の一たり。右政承河谷の議に従ひたるものなり。七年春三月(西一二九八年)文廟を重建す。是より先、定宗二年に文廟火け是に至りて復建し仍命して廟庭に碑を立てしむ。

大提學李良所撰文廟碑文曰く甲戌の歲、太祖既に都を建て即ち廟學を營むに地を都の東北隅とし山は止り、土は削し、水は以て環流し、城の位は陽に面するを度り丁丑の三月に工事始まり、戊寅の

學校考二

七月に御事す。尊旨は出掌に、從親は帝序共、學の内後に在り、凡て皇の大至は聞を以て計る者九十六にして府學の事例はれり而して庚辰及ひ丁未に次ぎ、我 殿下即ち官の尊卑を管にすべきを命ぜらる。早山君李良慶、中軍摺剣恭子貴其の役を苦旨と四月を回し而して尚成れり。即ち、事例に各段よりの所定の日程より之を成る。

始めて宗聖公子思を陞配し又子襲を以て千人于に踏て、文官正等の儀仲可、許衡を以て東百縣に從祀し揚雄の章を贈す。文官に計〇田、萬餘畝、奴婢三百口が成均館に附る。

九年(西一四〇〇年)成均典誥許衡に命しては復儀を顕正せしむ。

權近の釋奠儀論に曰く古之學に於ける釋奠の禮は極簡にして其の詳細は傳はらざりしも唐より開元禮あり、宋は政和新儀ありしも亦廢除されるとは行はれず、崇陽宋文公定て其の順序の改正に志を有せしも卒上之を爲し能はず。京國府學の所用儀式に乃ち先哲君子の崇陽官復儀湖學風服圖を借取し一組と爲し而して釋奠とす頗く沿用含蓄儀并に後に載せり神位の向背と吸制度と祭降前賦の儀と奥に備さに載せざる只無し獨り所謂崇陽服なる者は亦開元の舊に因り文公の首を改正せらるて欲して而して成就せざりし者なり。建文庚辰の歲に始めて草目全文を存て以て刊行し又元四の至て儀式を具て之に附す是れ其の順序、文公の改正せらるて欲したる者と先後したるも互き改に全成均之を適用す。

命して成均館の婢にして侍女に入りたる者を本館に遣廻せしむ。初め高麗安文成公治、奴婢を津宮に納め

たりしか是に至り二婢侍女として入内するあり、上、開然本貫本官を問はれたれば實を以て對ふ。上曰く古人の之を納めたるを予、既に能く之を反て専らへはん。命して之を出で。

世宗卽位の初め(西一四一九年)官給金銀六百四十萬石^ノ、上、將に學に奉せむと講聖の服色を問ふ。仍曹判書許稠奏に曰く謹みて古制を稽ふに唐は祭祀を用ひて先聖に謁せり。經義は其の制度詳かななる者も今之終妙直に方らざりしかと疑ふことざなりと。上曰く終妙色は鮮直に應た服なり。豈此を以て先聖に謁てへけんや我將に衰服を服して以て謁すへし。

三年(西一四二二年)平世子入學の禮を定む。入學に言

九年(西一四四七年)戸曹より司掌院の陳魚船を民に給し領を徵收すべきを請ふ。上曰く是れ民と與に利を争ふなりと、命して成均館五部學生に給せしむ。

十一年(西一四四九年)薦書、講村に命して初學節目を法定せしむ。

二十四年(西一四四二年)世子に命して成均館に詣り學を而上信牛糞書の法を定めしむ。

二十九年(西一四四七年)翰林院成均館に置き。初め太宗翰林院に在す時從て津宮に遷り津宮に舊より書籍ある即ち諸生所用の器なり。太宗洪武之父文淵閣太子即位せらるるに及ひ本館の間に之を廢せしも屢次食を賜る以て廢せしむ。既に内府館中の所費を減る然るに年久後缺せり。是に至り太祖成均館其の事を奏す。上之を聞し即ち内府自擔一ヶ、自膳、書等在一所を賜り又酒を奉學及四學に附て、學官諸生を准定す。

恩を謝し右議政河演鄭士と與に明倫堂に會し諸生を課し仍開宴を設け皆時を以て之を頌せり。

文宗元年（西一四五一年）群臣に命して日に成均館に詣りて諸生と共に講學せしむ。○奴婢を成均館及四部學堂に賜ふ。

（補）世祖三年（西一四五八年）成均館四部學堂儒生の額を復す。初め儒士の厚額を二百人を爲し間に度數に因り有司奏して一百を減し四部學堂の廩食亦皆便宜廢止せしを是に至り大司成李承召復舊を力請して之を許さる。

（補）九年（西一四六四年）禮曹より成均館九音學規を進む。大學、論語、孟子、中庸、詩、書、春秋、禮記、周易を以て九音を爲し、毎年春秋に本館の堂上及禮曹堂上二員、藝文堂上一員、臺諫各一員、會坐し、讀書したる所の三庭を講し、句讀、精熟、義理詳貫のものに頤次研習を許し、若し一時に數書に通すれば超陞を許し、陞して易齋に至りたる者は式年等に會試に直取てしも又式年に予、四書、三經を擧げて請せしめ他の經を自ら願ふ者及左傳、周易、宋元節要、歷代兵要、周氏正統、東國正統を請せむを欲する者も聽かる。

成宗二年十二月（西一四七一年）上教に曰く今列朝著に有列せる者は皆類第子弟にして學はば、苟ちなし。學生にして必ず通經識務して才任用に堪ふる者うちには其れ成均館をして第望せしむへと是に於、進士安良生を薦舉す。上、優秩して之を用ふ。○補）生員、進士の津宮に居る者にて滿百五十日のものをして館

職に赴くことを許され、一經を試験されて通籍する者は才に隨つて職に叙すべきを命す。

三年秋（西一四七二年）命して典祀廳を文廟の傍に建てしめ以て享祀新廳の所と爲す。是に大司成李克基の請に從ひしなり。

五年津宮を重修し石を築きて以て之を環す。

六年（西一四四七年）命して津水を逕穿し以て古制を復す。大學至樓子厚の請に從ひしなり。

樓子厚の疏に曰く國家の都を定むる初に津水を逕穿せるは一に古制に開いたるなり。先に宮城を増廣しうるに依り津水を缺けり臣等嘗て封章陳請せるに、世祖の教に曰く學に津水なきは正に是れ過興なり。今宜しく津水を還整して以て古制に復せることを請ふ。上、之に從ふ。（補）上、右議政金鳳に謂ふ曰く津水の復舊を命ぜしと雖も然も工費重大にして且、先王の所作を輕改てへからざるを恐るのみなり。遠日く成功の勝地に今東津水を修め而して西津水は宮城に割入し而勢倒偏不正なり萬一革使謁聖の時警退に妨あるべし。庶思慎曰く昔臣使金漢、鳳水づ養水を盛に致し成均館の基地は人才輩出の地であることを。今西津を缺くは誠あるべきを恐るなり。上、以て然と爲せり。

秋に尊經閣を明倫堂の北に建て内殿の五經四書各十件を賜ひて又典校署及八路書板所在の地に詔し打印種拂して送らしむ。是に於て經史、百家諸子、雜著並に前本館所儲のもの無量數萬卷ありし司義、學正各一人をして出納を掌らしむ。

(補)韓明齋の啓に曰く成均館は乃ち人才を養育するの地なり而して書籍なくして讀むへきか是れ大なる欠事なれば宜しく經書子史を印刷して閣を立てタ之を藏し諸生をして隨意抽覧せしむへし。上、之を允もじ明齋、自ら立閣の費を出して之を助く。

八年秋八月（西一四七七年上、成均館は宣王に下りし大祭の日）
九年夏四月甲午（西一四七八年）上、成均館に幸し文宣王に酌獻し養老乞言の禮を行ふ。諸臣各々陞成の辭
を進む。上曰：「内、色荒を作り、外、禽荒を作り、甘酒を嗜飲し、峻宇雕庭に此れ四失たり。予、自古警
むる所、今諸老の言ふ所、皆修身治國に切要の事なり。子、當に服膺して失はざるべし。
十五年（西一四八四年）教に曰く學校は風化の大源にして賢才是國家の利器なり。然るに成均儒生の風操の
悪かならざるは予の出重の意に非ざるなり。且、四百頃を給ひ以て其の用を熟にし朝府都縣の學にも亦
給するに差あり。

(補)二十年酉(一九八九年)上
國學研究會名譽會長 有澤

二十三年(西一四九一年)の成均館に米朝が遣送した朝鮮使
欲了、上、曰く國小なりと雖も農蚕質の實にてしむる其れ追價すて勿れど、仍て布五百餘疋、至三百疋

有大學生曰應寧文學學全明正德中嘉靖癸巳以同知御事事奉成化皇帝入京會見御史承旨米、顏、王等多受賄。酒食之備皆朝中之文士及諸儒生之賢者以至斯文之昏事之爲甚。是年九月詔以成化皇帝之死於南京御醫之誤也。上之允。是時御醫之誤也。上之允。是時御醫之誤也。上之允。

秋八月西元一四九二年上、成均館で幸し文宣王が祀り儒生大學生に著生を贈みて日、秋酒は固より亂に至る。ふへからざるも今日の事は實に忠信重道の意なりと其れ各辭泡々と仍命して注官を頃めさせしむ、大學始めて文廟位版の額額を設く。

臣謀ひて接するに文烈公封事に中國文廟の主を設くるも言ふと云ふ則も我國之版權を用ひるは中國の現に非らずと雖も自一闇度を成せりなり

師を參するに賛嘆卓の設。然るに其間は宿地より更に實に釋教の意に達を以て問答の間に於り之を有へさせを乞ひ、上、之に從ふ。

り、實に諱事廣川君李克培の之を爲したるを知へしと云ふ、豈孝孫始めて之を詮れ克培之を
終成せしものならむ。

民衆を買取して其の基を拓き西洋水^{アキシヨン}以て限ら^リこ爲ざることを請ふ。上、之を許す。
中宗元年(西一五〇六年)文廟を重修し位版を遷奉し博士以下^ノの官を復置し、中外に令して大に學校を興さ
しむ。是より先、燕山君文廟位版を撤杉し成均館を以て遊宴の所と爲し博士以下の官を廢止したり。上、
既に即位せられ皆復舊す。

瑞雲臺石を撤し、津宮^{ツノミ}の修築を命ず。

(補)六年(西一五一一年)學を復る。上、親しく先聖に仰歎し而倫堂に退御せられ諸生と與に經旨を講論
し、教に曰く經術は本にして詞章は末なり、今世の士は皆末に趨り本を究めず、橫經問難(質問應答)の後
三所に分ちて講經し以て士を取るへし。仍も學田百結を則ふ。大司成趙祖、諸生を率ひて禮を上して
謝し、贈目十歲及び性理潤源撮要を進む。上、覽て而して之を喜びし命して兩書を刊行し朝臣に頒ち崇祖
の賞を加へ金帶表程一獎を賜ふ。

(補)文廟に廟庭碑を立つ中朝の制に倣ふるなり。

十三年(西一五一七年)儒臣趙光祖の啓に金宏列、鄭汝昌を褒嘆し以て士氣を盛むべきを請ふ。
趙光祖の啓に曰く今の學術甚た振はず館中儒生其の立志甚た卓なり、夫れ津宮は人才の出づる所なるに
傑特せる者見られざれば則ち安^シ國の爲身を忘し慷慨獨立の者力^ハなや、士習の頗厭せるは是れ大患な
り、變化の道豈其の方法なからんや金宏列、鄭汝昌の如き者を特に褒美を加ふれば則ち斯文を扶植する

に庶幾かならん。

秋九月(西一五一七年)高麗侍中鄭夢周を又始^ハ従^ハ。正月

○成功館に土川、城發(奴婢)を賜ふ。教に曰く學校は風化の源にして人才の府なり、國を爲すの道此より
重なるは莫し、今此を以て人才を養育するの費^ハなし。而^ハナ。

(補)二十二年二月(西一五二七年)上、文廟^{ムンボ}釋菜^{セイセン}も仍所儕^ハ館に出席せらる。親しく爵^ハ執りて頤、中儀、左

右相及^ハ侍郎官に賜ひ與に經旨を討論し儒生の文義に精通せる者には第^ハを賜ふ。

二十九年秋九月(西一五三四年)上、成功館に幸し大射禮を行ふ。正月

三十年(西一五三五年)上、成功館に采場^ハを賜ふ。場に榜供^ハの面にして號稱成均^ハに至るの境に在り周圍三十里たり。

(補)明宗元年(西一五四六年)京外に學校館^ハを置く。

節目一、文官にして其の學行の節表となるべき者及經學に精通せる者は評別に選擇し可成以下與館以
上品毎に一員、四學兼教授各一員を充選人目として教誨を専委し作成の致^ハ著なる者は起門^ハ真賞して以
て其の餘を勅^ハ下^ハ居館^ハの生員選士及寄宿四學の儒生の讀書日數に大學一月、中學二月、論疏各四月、詩
書春秋各六月、周易傳記各七朔を以て定期と爲し、或は通讀し、或は分別を書每に始終及^ハ是讀を其の
名の下に錄し毎月初旬に總曹及成功館室上、相會して請^ハて其の通、略、粗、不^ハ良否し式年夏初

に四書一經以上を分數通計し優等五人を會試に直赴ししむ。寄贈及び四學の精生は毎月初旬に中學體曹郎總に聚會して成均館長官、四學官員及學務次官、其の四書を考詣も分數通計し優等十人を生員進士試に直赴せしむ。時に居館赴學の者に入試を許し分數の内に通讀せられざりし者あるは優等之例に置かす其の中に痼慢にして卒業せざる者及考詣に引き取き通讀せられざる者にして生員、進士云々時日論割し寄贈及四學の精生なる時に到記(出席)より削名し三湖に限り復属を許さず。○一、鄉學講課の方法として生員進士の中、年徳あり訓誦すべし人に各道の督司をして歲首に薦舉略聞せしめ令曹は眞才の有無に拘らず間に附合して頃補し其の中舉焉ざる人は所在の守令をして就任を敦迫ししめ教訓成績のものは監司をして啓聞せしめて論賞し、或は責罰に任し、或に才に隨意取用して勤むるを知らしめ、校生の年三十を過ぐるもの一書に通せざる人の外は成員に充てすして自重を知らしむ。○一、童蒙訓導に當るへき人は勿論、士庶庶民、現設六員の外に四員を加設し士庶及凡ての子弟にして八九より十五六に至る者を緊り、先づ小學で誨へ能く句讀を明にし前文理を解きて後次に大學、論語、孟子、中庸を教へ學に隣せしめ、右曹に每等考請して訓導の勤慢を知り、正徳九品は各一の陞降を加設して除授し、地方に鄉每に學長を置き古例に依り教誦せしめ之を鄉校に隣じ置司巡行の時學長の最勤者を褒賞し隨宜勸課の可否を論賞して報考を爲す。

七年秋七月(西一五五二年)上、學校の廢弛を憂ひ副應教李況を以て大司成に擢拜す。(學令)

八年夏六月(西一五五三年)大學に田を開かず。

貞祐二年(西一五六九年)成均館新來の數を禁す。初め成均館は士の新に登第して入讀せる者を名けて曰く新來とし多く伎窮の習おりて是に至りては即讀書者の方に曰く士の門に立つや宜しく先づ而放すへきなり。夫れ家様の士は科學を以て念とするにあらず說るを致延翼義をして其の威儀を喪はしむるものに於てたゞ外に禮を以て相接する道に非ざれば、禮ぶ之を禁せられることを。是れ由り其の終少し哀ふ。

七年質止官趙憲、封事を上して先聖以下の位號及文廟之額を改め以て嘉靖の制に近づへきを請ひ報へす。趙憲の封事に曰く漢平帝の時に王莽、諱りて先聖を尊かし。哀成宣尼公と稱せても唐の玄宗始めて稱して文宣王と爲し、顏子以下を公侯伯と秩稱せり。其の封公、封王の者は夫子に於て所謂君君、臣臣、父父、子子の道を盡はば則ち一切狂亂にして而して平人を存算し以て天下を欺くものなり。嘗ての謂はれどく家臣の罪を責め大夫の實を易へるもか其れ安んぞ斯の名を負せんか。況在て皇帝と自稱して而して以て臣子を封したる者に強いて王を加へたるは尤も聖人を尊ぶを所以にあらざるならず。臣承に嘉靖中に文宣王の號を至聖先師孔子之位と改題し顏子以下俱に改め爵位を去り廟稱は大成殿とせず、先聖廟とし、千載の誤りを一洗したるに我朝は久しく宿を要す。誠して改めるを當然させざらん矣。

十五年(西一五八二年)大提學李堯に命して學校事目を作らしむ。 (學令)

十七年（西一五八四年）^{（作成）}上、文廟に告祭す。時に宗系辨護使京より回る。上、曰く國説を快旨せしを以て母倫を復叙すへし、夫子は萬世尊仰の主なり予當に親祭し以て告くへし。遂に成廟館に奉し父主を祀る。

二十六年（西一五九三年）廟を設けて文宣王を祭る。壬辰の亂に文廟兵焚に毀はれたり。是に至り、上、禮官より遣り、先づ成廟書李均を遣はし儒生を率ひて文廟の廟に哭せしめ、上、親しく祭らむと欲す禮官は聖廟燒盡^{（シテル）}祭を行ふに所なきを以て、上、曰く夫は神の天下に在すこそ水の地中に在るか如く往く所、在らざるは無く、鬼神は常に享すること無し。惟誠を致せば則ち神是に在り故に古人は廟を設け而して祭れり、豈必ず本主を待たんや。仍爾して廟を學宮の側に築かしめ位を設け以て祭れり。○文宣王の位版を奉して典祀^{（シテル）}既に權安し廟望の祭を停止す。時に新に兵亂を経て國力萬死し廟望の奠を始めて廢して只燒香するのみ。○大學生李敬善上疏して文廟を建立することを請ひて上、有司に命じて癸未^{（シテル）}祭度^{（シテル）}を立す。敬善又上疏し文宣王の祭を簡に從^{（シテル）}行ふべきを請ひ。上、命して大臣曰成記に議せしむ。議に曰く萬社不備、粢盛不潔、衣服不齊なれば則ち孟子の敬て祭るべからず。せり敢てせずと云ふものは情に爲さん。欲するも禮は之を許さるるを謂ふ辭なり。

三十四年（西一、六〇一年）將に文廟を重建するや、上、親しく臨みて之を視、有司に命して綿布を賜り以て其の費を助く。○是の年に文廟成る。

三十五年（西一六〇二年）朝京使臣に命して大學志を賜求せしむ。伊勢守代萬世徳は我國の文廟從事の制度を以て多く中國と異なるもの多しとし、嘉靖の制に近づふべきを簡めたることありさて是に至り筵臣の奏に曰く國家は明經崇武の世に近づて既に嘉靖に既に定制を更りたれば今何ぞ之に遠ふべきを其の制に従ふべし。上、曰肯て中閣國子監所撰の大學志に於ける從祀制を見るに甚だ詳備せりと仍て命して贈來せしむ。三十九年（西一六〇六年）文廟に聖書^{（シテル）}交ふり。上、命して館吏及典儀を因へて之を治めむとせしも辭、儒生に問達せるを以て、上、曰く儒生に厚すへからずとし仍命して勿問に准^{（シテル）}。○明倫堂成る。光海君三年秋九月に文教公金安^{（シテル）}、文良公鄭敬^{（シテル）}、文正公趙允肅^{（シテル）}、文元公李彥^{（シテル）}を文廟に從祀せしむ。○

仁廟元年（西一六二三年）金長生を以て成廟館の司業^{（シテル）}と爲す、同宗の役、此より始る。○六月鄭暉を以て金大司成^{（シテル）}と爲す。金大司成の復役、暉より始まる。○六月鄭暉

（伊）大司成第時、諸儒に道真錄を、學儒に小學を讀ましめんことを詔旨又學術に精明なる人を擇て之を

師儒として四學に分遣し教授の責に任せしめむことを詔旨。并て之に從ふ。

四年（西一六二六年）李季良所撰文廟志を重刻し廟庭に置く。左貢成李廷^{（シテル）}に命して陰記を撰せしむ。算經圖、正錄^{（シテル）}、（袖）^{（シテル）}質庫を復建す。

李廷^{（シテル）}所撰序記に曰く壬辰兵亂に又廟、兵火に燐かれ、我 宜顧復舊して還廟せらるゝや大成殿の重營

を嘗試せられ萬曆辛丑に之を建て、明倫堂は丙午に成り、東西の夾室及諸學舎は次第に修改されたり。十四年冬(西一六五六年)文廟位版を開元寺に奉安する時に上、兵を南漢に遣ひらるゝ。大學生羅員俊は典儀司司員等と共に五律十音の位版を奉して行在に達し遂に寺中に權安す。進士來會する者六人にして食堂を設け、大學に在る時の如し。

十五年夏(西一六五七年)文宣王位版を大成殿に復奉て、翰官李慎、尹厚、申敏一等南漢より隨還せり。十六年(西一六五八年)上、將に文廟に謁せしも皆に兵亂を経て儀制歸らず、知事尹厚上疏して祭服を製した旨を納へ。音朝(おとあさ)にて詔旨を下す。

伊賀の城に日本衆とは朝局に交る所以なり、宗子もに禮を以てせざるに余ざるに如かざるなり。今坂下將に學廟に謁せらるるに遠豆の間、通學の遠で義理を以て從事せらるゝ事は實に是れ安からず、若し祭服を造成して有は、簡率の誠を免るべし。上、之を許す。有司の奏に曰く、出力萬端して祭服を製造する能はず、乃ち黒團領を以て有禪せらるゝ。

文廟の用度が停止す。兵亂甫めて定りたるを以てなり。

崇光二年(西一六五年)上、文廟に酌取し仍舊の制を定む。

(舊)四年(西一六五三年)吉室を津宮に建つ。大司成李一知の言に成る。官に津宮、香室落成す。あるは時の洪貢達、成均館序記板本にありて今流傳するに在れり。今宜しく刊死し以て、祖宗の故事を追ふべし。

之を從ふ。

(補)是より先、全經南道沿河諸島に列聖廟より成均館に門は其の役を以て養士の費に充てしめたり。其の後皆諸苦家の奪ふ所となりたるを以て大司成金益(きんえき)より其の事を自す。上、直に命じて本館に遷居せしむ。六年(西一六五五年)成均館に遷至。其を賜ひ、手札を以て館官及佑生に示して曰く舊典に續きて特に銀盃を賜ひ、之は以て侈(うぶ)を禁するに非らず其の久きを欲するなり。酒を以てするに非らず其の和を欲するなり。惟爾師生は用ひて厥の義を彰し式は敬して唇る勿れ。

九年六月(西一六五八年)命して大司成曹澣英を罷免す。時に大學諸生は各用爲名義を以て食堂に分坐す。正言金益廉は其の掌務官たる食堂監視者の罷免を請へり。上、曰く此は師長の責なり戒飭せざるへからず。とし澣英の職を罷免す。

十二月(西一六五八年)王浸吉(よしき)以て金宗酒(きんむねしゆ)をす。學宮に

十年(西一六五九年)王學(よしむ)書院を賜ひ、兼祭酒宋浸吉(よしき)の請に従ひしなり。仍政院に命して自今凡て書院を

開かず。太學に一件を立てるべし。註(しゆ)

萬曆元年(西一六七五年)有司に命して、凡そ孔氏の大聖後裔たる者には七般賦役を免除せしむ。

七年(西一六八二年)上、成均館に幸しを宣上に謁す。數に曰く近年以來學校の政廢弛せり、須らく修明したる後に於て士習を正うし、人心を復すべきなり、其れ大司成をして先正臣李珥所著の學校模範を取り以て今日の處に行ふべき者を参考とし正行を説くへし。○憲官、文廟東西の夾門を改め並、南向の制を用ふべきを請ふ、時に將に聖廟の東西廡を造らんとするに夾門は其の下に在り故に是の請ありし命して大臣に詣せしむ。領議政金之恒の臥議に曰く臣頃々奉使して燕に入り山海關に到りて聖廟に展謁せるに内外門に皆左右の夾門あり、而して皆南向の制を用。彼の文物昔時と異ならず。聖廟宇は皆明朝の創建にして京外學校は大小の別にあらず其の制度は必ず太學に倣ひて之を爲せり、我朝文廟の東西夾門の制は其の據りたる所を知らざるも今明例の例に依り南向に變へるは義理上不可なきか如し。上、命して其の議に從はしめしも幾くもなく南廡添造の役を停止せし故東西の門も亦改めず。

(註)舊講官林訥、達の啓に、去年六月奉教事院達せる義士節目あるに因ち品を定めて之を教へたり、今に至りて其舉行せるを聞かず、宜しく申仰して舉行せしむへして。知事閔維重曰く大學の古規に養賢庫の米、醬、魚、鹽は専ら義士の用と爲し、西壁所儲の奴婢、資木及魚稅は儒生の別味及賞格の資に用ひしたり、近來奴婢、本及他稅の收入漸く前に如ひず、實に支へ難き勢に有り、而して市肆の魚物蔬菜を無理に收合して以て儒生に供するに至りては本より正當なる道理にあらず。臣前日の所陳に依り、或は戸曹に於て句管し、或は別に料理して義士の具をして常に備蓄おらしめたる後に於て始めて節目を

講定すへしと。上、曰く太學は貴士の圖する所なるに義士の道、是の如く太た薄し後日、筵中に於て大臣に問ひ、變通の途を尋ねるを可とす。林訥、因て教事節目は儒生に深明なる人及大臣と與に之を議して講定し朝宗より、之を講定したる後就問して増減せしむべきを請ふ。

八年夏五月(西一六八三年)公伯臺等十人を聖廟より歸し、宋將樂、伯楊時、文質公羅從彥、文靖公李同、文肅公黃姑及本朝文成公李珥、文簡公成淳を文廟に從祀す。文廟に

九年(西一六六三年)成均館の傍に別祠を建てしめ以て晉の太學生董義、唐の太學生何蕃、宋の太學生陳東、歐陽澈を祀らしむ。培養に

十三年秋九月(西一六八七年)上、成均館に幸し文宣王に謁し有司に命して從章諸賢の孫を錄し冠服を授けしむ。

十九年(西一六九三年)上、命して靈光郡諸島漁民の稅を成均館に附はり以て義士の資と爲す。

二十年夏六月(西一六九四年)復、文成公李珥、文簡公成淳を以て文廟に從祀せしむ。文廟に

二十八年(西一七〇二年)儒生通讀の規を復す。大司成金鎮主の言に從ひしなり。

○始めて聖廟を南廡の祭に用ひ、位版の板を改造し簠簋の備はざるものを作む。大司成金鎮主の之を請ひたるなり。

三十三年司膳舊某を以て成均館に賜ふ。時に本館の典儀其の數漸く多く、而して津村甚だ致少にして容接し

能はざるに依り是の命あり。

三十五年春（西一七〇九年）命して成均館の儒生を供養する時に女僕を使ふ代りに男僕を以てせしむ。

三十八年（西一七一二年）復、寄齋儒生を増置す。是より先、大司成李濟之の疏に因り寄齋生十人を減し只十人を留めしも是に至り復、之を増して二十人と爲す。大司成閔鎮遠の之を請ひたるなり。

四十年秋八月（西一七一四年）宋朝六賢を以て大成殿に陞配す。文書上

（補）殿宇を改造せず稍、床椅の制を殺するも之を奉安す。

四十三年夏五月（西一七二七年）文元公金長生を文廟に從祀す。文書上

○文廟の從祀の諸賢に功臣の例に依り其の子孫をして五世親に雖遠く選用せしめす。

英祖三年（西一七二七年）命して太學典儀鄭信國、朴昌美的門を旌す。崇禎丙子の亂に信國等五聖十哲の位版位版は眞才實績の功を表すものを奉して南漢の行在に達せり、仁祖之を嘉し特に米布を賜はりしも是に至り、上、命し其の門を旌表す。

七年（西一七三一年）咸悅、龍安、林川、保寧、結城五邑の浦與の稅を以て成均館に屬せしめ以て養士の需と爲す。

八年夏四月（西一七三二年）上、御筆を以て三條の戒を書して太學儒生に示し、仍命して明倫堂に掲げ諸生をして朝夕觀省せしめ又物語を賜ふ。諸生、箋を上して勅す。算學上

十年夏五月（西一七三四年）命して儒生孔宗榮を津音に贈せしむ。宗榮は大聖の後裔たり、其の先祖高麗の末に、世系爵牒を持して重因に來り是に至らて宗深、津宮に遊學す。上、之を聞し別に慶賀を給す。

十六年秋九月（西一七四〇年）上、命して成均館に賜りたる田を地部に還属せしめたるものを復、本舖に門主。

（補）八月（西一七四〇年）諱業の後、大司成に命して月に三度太學に至り諸生に講課し、周禮の朝鮮學の法に倣ひ式年毎に諸道をして各、能く五經に通する者一人を推薦し太學に入らしむ。

（補）御製宣諭文に曰く彼の大學を聽くに先學廟に在せる十哲清々にして大賢汗々たり。昔の賢廟寺管は清々たりしに今の大學は本を捨て去を務め、方冊、前に在り實學心喪たり、頗魯後先の風在り、爾等此の説を並讀し、尊聖務本、成、正に歸り昔年の宣記を追ひし局音を禁し儒論生は國子の長たるを示せよ。

十八年春二月（西一七四二年）上、御筆を以て津音に寄言し曰く周にして而して此ならざるは乃も君子の公心なり、此にして而して周なるさまには定に小人の私意たり。前段は是れ培訓にして後段は乃ち今時を曉さ來日を急ぎしむるの意なりて、仍、命して碑に刻し津水橋傍に立てしむ。○大司成に命して大學生製請節目を改定す。○學禁の大學儒生を増置す。初め居着の儒、常に二百人を以て限と爲したるに蓋し因與なるに、中間經費の不足を以て減じて七十五人と爲したるを是に至り、上、命して百人と爲す。

十九年四月(西一七四三年)上、成均館に幸し文宣王に酌獻し大射禮を行ふ。大射禮^ノ五月に六一闈を草官廳の西に建つ。^{大射に}

(續)積大典に毎年春秋に禮費、戶費、工費の郎官は文廟を奉書し頃處あらは修改せしむ。

二十三年春三月(西一七四七年)儒生朝衫の制を行ふ。^{章考に詳}

二十五年十二月(西一七四九年)上、勸學の繪旨を下し明倫堂に掲刻し以て諸生を戒しむ。^{學規に詳}二十六年(西一七五〇年)均役廳に命して年に錢二千緡、綿布九百餘匹を成均館に賜はり以て供士の需と爲す。初め大學には漁鹽稅錢及奴婢貢布あるは蓋し列朝の賜はたる所なり。是に至り朝廷に於て均役廳を新設し諸道の漁鹽を管理せしり又奴婢身貢を減したる故に是の下賜あり。

(補)命して京外新刊の冊を刊印するに隨ひ太學に送ることを定式とする。

三十一年春二月(西一七五六年)文正公朱時烈、文正公宋淡吉を以て文廟に從祀せしむ。^{文廟に詳}

四十年夏五月(西一七六四年)文純公朴世采を以て文廟に從祀せしむ。^{文廟に詳}

○十二月命して館、學、齋任薦望の規を改め以て鄉儒と差あらしむ。

四十六年(西一七七〇年)教に曰く今聞くに學校に前朝太學に於て受業したる者を問へたるに數百を以て計ると云、我東君は師道たる能はず。今春擇業の執事、様を成す能はず噫、才は異代に借らず呼嗟、安文成、豈獨り麗朝のみに在らんや國子を申傍し長々く實效あらしめよ。^{文革考に詳}時に此の款下る

(續)四十七年(西一七七一年)備忘記に夫子は萬世の師なり此後に凡て文書に孔聖を稱する處は尊書して以て予の暮年に大學を誦せし意を表す。

(續)正祖五年(西一七八一年)傳に曰く居齋儒生の定數を百を以てするに新に規定したるにあらず、前年に本館の節目を釐正し久遠なる故例を申復したるものなり。近頃、儒生にしテ入城する者、定數を超過する爲津中に留滞するを免れずと聞く。是故、前日申傍の意ならんや。食堂百日の古例は何時よりしものなるや本館をして草記を詳考せしむへし。成均館の啓に曰く膳錄を取考するに居齋儒生の百の定數は先朝壬戌に始りたりと。上、之に從ふ。

(續)六年(西一七八二年)典儀の居外者を申禁す。

(續)二十二年(西一七九八年)御題を津宮に下し儒生を試験し親等人を召し法經を貢す。世宗朝に畫鍾を賜ひ、孝宗朝に銀杯を賜ひたる故事に遵り特に常御銀杯を撤して之を賜ふ。其の腹に篆して曰く我に嘉賞あり蓋し鹿鳴戲賓の禮を以て士を禮遇するなりと。

增補卷之二

卷之三

配享於廟

西公ト商賈川侯孫師道國公周敦頤豫國公忠宣新安伯忠璽七郎伯敬毅微國公朱慈八郎公書之于大公之卷之二

臨朐侯公西與如西人徐城侯公西歲四十九內黃侯連環一百九臨淮侯施之常侯長山侯林放侯華亭侯秦非東南南頓侯陳亢西三文登侯申根東三陽平侯琴張西濟陰侯顏晉東三博昌侯步叔來西三中都侯左丘明東三臨淄伯公羊高西三睢陽伯段梁赤東三乘氏伯伏勝西三葉侯伯古堂生十六考城伯就豐西三伯毛及西三漸川伯宋仲舒西三彭城伯劉向十八曲阜伯孔安國西三中牟伯鄭玄西三漢氏伯杜士春西三良鄉伯董仲舒西三嘉善伯鄒玄西三崇陽伯張慶東三新野伯萬寶西三昌黎伯韓惠東三溫國公司馬光西三臨淄伯楊時東三文質公諱從產西三建寧伯胡安國十二文靖公李司馬西三陽陽伯張岱西三開封伯呂祖謨西三文成公實是東三崇安伯沈西三浦城伯真德秀西三開國公許衡西三伊儒侯叔達西三文昌公霍致遠西三文成公安裕西三文忠公魏夢周西三文敬公金安邦西三文誠公劉汝昌西三文正公趙光祖東五文元公李彥迪西五文純公李西三文成公李珂西三文簡公成淳西三文定公全長生西三文正公朱時烈東五文止公宋浚吉西三文范公

朱學士之子仲方，字子平，號外史。其子子石，如其面之，字子亭。成化丙午年，代父有選舉，左司提錄。

宗武德二年吉六百國子監に廟を立て以て祀る。先れ國學享祀の始なり。而して馬氏通考丘氏補及圖書館には開元始七年既に辟雍に祀る。又東國は開初より廟を國子監に立てたり。三國史には立廟のことを記せりしと雖も睿經聖德王のとき夫子の像を大學に奉安せしを以て必ず享祀せしものなるへし。唐開元二十七年九月、尊して王となし廟を文宣させり。宋真宗大中祥符元年九月、諡に玄聖を加へしも五年に玄の字

は諱を犯せりとなし至聖と改稱し元武宗は諡を加へて大成となせり。我國亦之れを適用す。（元武宗の初年には成宗年號を稱して是故國書制及他書には見付くが、成宗のときの國號は云へり）

大明嘉靖に文廟尊諡を廢改す我國亦遵行せんと欲す。文純公李冕曰く聖人の德は封贈を以て加損せらる所あるなしと雖是の號を以て尊崇せしこそ久しく程朱の大儒も亦異議なかりしなり今輕改すべからず。宣廟朝の文烈公趙憲、上疏して嘉靖の制を適用せむことを請ひ。其の後文忠公李廷象又屢改を請ふて曰く宣の諡たるや一行の偏に過ぎず大成とは樂の一終にして孟子の孔聖を尊崇せしは乃ち假設の辭なり。丘濬は孔聖の靈必ず其の諡を受けるを肯せど其の言誠に然り。文貞公申鉉之れで批難して曰く洪武之初に天下凡て儲城親封號を釐正せざるなきに獨り文宣王の廟號は改めざりしものなれば輕減すべからず云ふ。

顏子の配享は按するに王氏續考に唐睿宗太極元年^{西一千三百}配享あるも馬氏通考及丘氏補大明集禮には皆魏正始七年に配享せしとあり。唐太宗貞觀二年^{西一千一百}又配享定むとあるも東國は韓朝より已に配享せり續考に唐玄宗開元二十七年^{西一千三百三十九年}毫國公を贈り元の文宗至順元年^{西一千三十九年}諡して復聖とし我國亦之れを適用す。

曾子の配享は按するに、王氏續考に唐睿宗太極元年配享とありて馬氏通考丘氏補は皆高宗總章元年^{西一千六百}配享とあり、東國の享祀は我か太宗七年^{西一千四百}に在り。續考に宋の度宗咸淳三年^{西一千二百}毫國公を贈り

元の文宗至順元年^{西一千三百}諡して復聖とし我國亦之れを適用す。

予思の配享は按するに、王氏續考に宋の度宗咸淳三年^{西一千三百}毫國公に封し配享すとあり馬氏通考及丘氏補には宋の徽宗大觀二年^{西一千一百}に從祀し元の文宗至順元年^{西一千三百三十年}に諡して追聖とし東國の享祀は我太宗七年に在りて復聖は亦中國の號を適用す。

孟子の配享は按するに、王氏續考に宋の徽宗元豐六年^{西一千零一十五年}沂陽公に封し、七年に配享す、元の文宗至順元年に諡して追聖とす東國の配享は按するに元史に孟子は西原に在りて十哲に班るこありて則ち猶は配享せるにあらざりき。我太祖の朝に凡ての從祀を一に中國の制に依りたれば孟子の陞配も或は是時におりしならん。

十哲の從祀は唐の玄宗開元八年^{西一千七百}に在りて東國は麗朝より從祀す。

濂溪周子、明道程子、伊川程子、橫渠張子、蘇軾子、五賢の從祀は宋の理宗淳祐元年^{西一千零一十五年}に在り。康節邵子の從祀は宋の度宗咸淳三年^{西一千三百}に在り。東國に我朝に入り始めて從祀し而して貞祐甲午^{西一千七百一十四年}に致て殿上に陞配して十哲と與に同位せしむ。

左丘明等諸儒の從祀は唐太宗貞觀二十一年^{西一千五百四十}に在り東國に高麗肅宗の時に從祀す。

七十子の從祀は按するに、大明集禮に曰く漢明帝大寧を以て孔子及七十二弟子を祀ると此れ弟子從祀の始なりとす。然も馬氏通考及丘氏補に曰く開元八年^{西一千七百}司業李元璽孔門弟子を以て從享することを請ひし

も只十哲及曾子を祀れりあるを以て開元の時には七君子に從祀せざりしたるべし。後唐の長興三年百三十九年十二國子博士蔡同文の奏を用事始めを七十子の祭を設けりとより而して同奏文に曰く舊規に准せむことを乞ふあるを以て其の從祀は已に後唐の前に在り。又明蜀宋歸の開元禮の議を按する國學に顏子等七十二賢を以て配すあり、東國は高麗肅宗の時從祀せし。

董仲舒、從祀は王氏續考に大周洪武二十九年百一十五年に在りとし又元文宗時に在りとす。東國は我太宗朝に從祀す。

韓王の從祀は宋の神宗元豐七年百二十八年に在り。司馬光の從祀は宋の度宗咸淳三年百一十七年に在り。張栻呂祖謙の從祀は大周延祐及王氏續考に宋の理宗景定二年百二十三年に在りとし而して續考には又元仁宗慶二年百一十四年に在り云ふ。東國の從祀云々するに高麗史に此四賢に皆祀典に記載なく、我太祖卽位せられ文廟の從祀にて中國の制に依りたれば四賢の從祀も或は是時に在りしか。

胡安國、蔡沈、真德秀、張栻は南宋紹熙二年百二十三年に在るも以て東國の從祀は當に正統の後なるべし。文烈公趙彥肅の封事を按するに明照從祀諸賢の我國享祀に加はるさうし者を詳に論せり、而も三賢にして一つも見ねさらば其れ已に祀られしは明なり。卓蔚壬戌百二十六年弘文館の舊解撮要に載らざりしを以て三賢の從祀は近世に在りと疑ひしは則ち誤なり。

楊時の從祀は明の孝宗弘治八年百二十四年に在り東國の從祀に下に詳なり。

許衡の從祀は周書第及王氏續考に有り。元の仁宗至和二年百二十二年あるも而かも大明集賢院には元の武宗の時に在り云ふ。東國の從祀は下に詳なり。

羅從堯、李衡、黃庭及東國諸賢の從祀は詳に詳かななり。

慈惠平代は右の如し而して先君の尊號我朝に至り始めて大右衛士を以て其の封國(前朝)と異なるは固より然り而も尙に門列の足與て異なる旨あり今まへて其同異を考出し左に並錄す。高宗壬戌百二十六年に儀式を改正したもの在り故に之を詳録す。

漢の后倉、隋の王通、宋の歐陽修、周敦頤、陸九淵、程顥、程頤、王守仁、陳獻章、胡居仁は明朝の從祀せし所なるも我國は從祀せず。其詳は前項に詳記す。

文質公張良、文靖公李衡、文肅公黃庭及大朝集賢院に從祀せしも明朝は祀典に列せず。長山侯林放、內貢侯張良、中牟伯易祓、真卿侯張良、高貴侯好文、歐陽伯歐陽、新野伯江源に明朝には從祀より除して郷に祀れるも我朝に仍從祀と着思侯張良、常熟侯張良、弓城伯張良、彭城伯劉向に明朝には皆廟享せしが我朝は仍除さず。

壽長侯公伯寔、蘭陵伯荀況、任城伯劉休、岐陽伯賈逵、扶風伯馬融、司空寧侯、嚴師伯王弼、司徒杜預、臨川公吳澄、臨川侯申黨は明朝の嘉靖に廟享し我朝は高宗壬戌百二十六年に廟享す。

(補)宋の范仲淹伏清の康熙乙未百一十七年に從祀す。秦冉、顏何、邊牧、林放、鄭玄、范增は並に清の雍正

甲辰百二千七百に復享し周の縣貢、牧皮、樂正克、公都子、萬章、公孫正、漢の諸葛亮宋の尹火燫の丁第
黃紮、陳淳、何基、王柏、趙復元、金履祥、許誠、陳澔、明の淮欽順、蔡清、清の陸璣其は並て雍正甲辰
西一千七百に從祀す。

(補)中謹みて按するに范仲淹以下の從祀は文蹟の東來するに及にさりし故に原編に開きたりしも今茲
に補入す其の中黃紶は本朝肅宗朝に既に從祀せり。

宗壇公曾子、亞聖公孟子は高麗には十哲の位に在りしも我朝は陞配し顏子、子思と供に并祀す。以下に我朝
崇祀の例

述聖公子思は高麗には祀典に記載なきも我朝は顏曾と共に并祀し成都伯楊雄は高麗には從祀せしも我朝は
黜享す、道國公周敦頤、豫國公程顥、洛國公程頤、新安伯邵雍、邵伯張載、徽國公朱熹は高麗には祀典に
記載なきも我朝は殿内に陞配せり。

鉢平侯公夏首、膠東侯后庭、富陽侯顏祖、梁父侯公肩定、初城侯鄧單、甄城侯秦祖、新鄉侯罕父黑、鉢平
侯原九、鉢城侯康蘓、建城侯壻欽、廣川伯董仲舒、昌黎伯韓愈、溫國公司馬光、將樂伯楊時、建寧伯胡安
國、文質公羅從彦、文靖公李伯、華陽伯張栻、開封伯呂祖謙、文肅公黃紶、崇安伯江沈、浦城伯真德秀、
魏國公許衡は高麗には祀典に記載なきも我朝は從祀す。

甄城侯秦祖、馮翊侯秦商は我朝の祀典に在るも號號は只甄城侯秦商を祀り爵號及人名相違す。

建寧伯胡安國、華陽伯張栻、崇安伯江沈、浦城伯真德秀は位次、序を失し壬戌に釐正す。以下略々。

益都侯樊須、鄧州侯公丙辛、千乘侯榮良、臨沂侯冉孺、沐陽侯鮑叔、諸城侯冉季、濰陽侯漆邑、高苑侯
漆職徒父、鄒平侯商澤、當陽侯任不齊、牟平侯公良偶、新昌侯參內、梁父侯公肩定、初城侯鄧單、新鄉侯
罕父黑、中都侯左丘明は西庶より東歷に移す。

睢陽侯司馬耕、平陰侯有若、東阿侯巫馬施、陽穀侯顏淵、上黨侯曹鈞、叔江侯公孫武、馮翊侯秦商、雷澤
侯顏淵、上坊侯張良亦、成紀侯石作翁、鉢平侯公夏首、膠東侯后庭、濟陽侯奚空威、富陽侯顏祖、洮陽侯
句非翬、寃城侯秦祖、鄧氏伯杜士春、溫國公司馬光、溫國公司馬光、溫國公司馬光は東庶より西庶に移す。

從祀の同異及位次の釐正は右の如し而して從享時の事實を畧撮し以て左に錄す。

太宗七年百二十兩國公曾子、沂州公子思以て先聖に祀享し子思を十哲に躋せり。時に成均館主義して之
を請ひ左政丞河晉赤見承し以て請ふ。上、之に從ふ。

成均館主文に曰く宗聖は魯に實も故に學は確然たり久しく三省の功を加へ勉むるに篤實を以てし、一
を開くに及んで旨を貫き高厚之極む。述聖に哲人の孫を以て君子と爲り、堯舜相傳の意を推し學ぶ道の
自りて來る所を問にして交節より聞きたる言を質して口を著し以て教を爲す。嗚呼微言已に過も大義亦乎
る。平載の開高台し三家の設教無事に向じ著し扁學の仕に非らざれば性理の源、復古に明さにし難かりし
なるべし。斯く卓然の成功あり哉。然る群弟と同うてへきを。唐以來孔聖の道場を崇む文廟の規模を立

てしも或は講究の末、惜ながらざるありて前とぞ云ふ序を失せり但し顏孟を述の配定の旨に升し貞思を降して述記の列に亘り後、宋、元、昔昔、想を以て有に國公の節に尊し以て夫子室に贈せしを以て累朝の供事給めを完うせり。先聖の道徳極ちて高きを、上國亦以てすして承く道。何れぞ我が小邦、獨り行はりして自ら廣りへけんや。既に詩上の詞に見ゆる父兄追の母を誤れり。伏皇す善を舉み義勇を聞きて倦まず忠官に仰して學宮に仰き幾詳な草し一言は忠を尊にし深莫の記憶を正して施行せしめることを。名目に重しく、言既に頗りして尊貴に負ひて學、序を得、物、和を持て娛樂、與るへし。

第首上に記して詔書に陳仲弓を文廟に從祀し昌黎學を請することを以てす。上、之に從ふ。又許衡を以て從祀する時に江州東野に歸し開星に通り夫子の廟に詣し其の遺記旌謹の祠を見て歸り施行せむことを請ふて。飛官の榮久に曰く漢子は春秋の大統をは、淫蕩の尊卑を無く、性命を厚き人心を正し、功利を放擧に過ぎず、仁義を崇め、道徳を明かにし、財富を抑ほて致つ、閭閻の英豪にして生民の先覺たり、而して尊はれ。法言は譽論の皮膚を得たりと雖も太素は門場の象教を取り、道徳は盡し同如するなり、文章を何ぞ道に足らんや。唐より今迄講究の寄かなる者に曰り、役を去りて此の取り、邪正の宜しきを失す、其間より神音には嫌が無きも、豈楊氏に云々傳あるなるや、伏皇の人を知らば哲の邪を去るは疑ふことならず、既而其言をして七十子より後に登記して存目を呈致して請し、千萬成の徵ニ爲せば小は往々大は來りて貴賤、位を得、名正しく言、順にして娛樂興るへし。

臣謹みて按するに蓋許の從祀及楊雄の顯寧は皆中國の制なるに許祠之を適用するを請へりとあり然るに其の箇文には只革搢のみを學は術を聞く、豈或は敬意有りし爲ならむや、大提學尹淮の文廟告祭文に曰く江都相の正説開道の語に功、聖門に在り、葦大夫の劇秦美新の篇は罪、名教に累す、元氏を建ふに許衡有り學行の實を致へ以て點陟の公比に當し、禮官の貢言に因りて遂に楊雄の祠寧を罷み、並に二子を角庭に從祀せりとあれは、則ち術の享祀も亦是時に在りしならん。

中宗十二年百十五秋九月高麗王中宗夢周を文廟に從祀す。時の大學生樸碩等上疏し之を請ひ上、之に從ふ。

大學生樸碩等の疏曰にく檀宣來斯道を啓悟せし者一人も無きは是れ東方の耻なり。惟ふに幸に皇天眷佑し處季に橘宗鄧夢周を生す。超卓の質に挺て、經濟の才を蘊び、性理を研窮し、學、濟潤博深にして自得する有り、講說發達にし、與旨に異會し先儒に暗合す。忠孝の大節は當時を聳動せしめたり。制襄立廟は一に家廟に依り文物略章は皆其の更定せしものなり。學を建て教を設けて術術を不興し斯道を明かにし後學を啓さしに東方に一人のみ、學を周程に比すれば誠に級有るべきも功を周程に比すれば殆んど同しきものなり。宜しく廟に從祀し東方萬世道學の重きを明かにし而して斯民の宗たる所を知らしむべし。

(種)宣廟七年(一千五百四十四年)質正官趙憲禮部に上書して學府の位次を質問す、其の略に曰く周程張朱は皆絶學の後に生れ遠く洙泗の統に接す、其の德を論せば固より七十子の後に在らず、其の功を攻へば亦孟氏に下らざるを以て寧配之列に陞庇すべきに似たりて然るに文中安定の下に蘭る。楊邊山は既に是れ程門の高弟にして實に東面道學の祖と爲れり。張南軒は業を五峯に受け、五峯の父文定は亦邊山より少しがれは南軒のなしたる學は亦是れ其の風を開きて興起せし者なり。而して之れ南軒を以て慈山の上に居り。豫章は南軒に於て益其能く自ら節を得、成程清苦にして道體を洞見す。延平之れを稱して曰く性、明に修有、完潔なり、廣大を以て之れを擴ば、不急で以て之れを擬そし、精深微妙にして各其の至りを極む。朱子亦曰く清思力致は任、重なるに其極に詣れる。仁公の如き者蓋し一人のみ。二子の論、決して豫章に私するに非ざれば從祀すべきものなるに今迄は議せるものなし。李延平は豫章を師事して、獨り冥傳を得、靜虛而純して學學に妙契し、循序窮理目に漸に上達し、充養完粹して道體範圍するに至りしも。のたり、之れを當世に求むるも殆んど尠比すべきものなし。朱子は天挺の資を以てすこ難も延平に過るべからざるを以て亦言え之れに出入すること年あり其の一言の善哉わるに及いたる後戻を擡りて室に入れるの狀と酒く半實に就くの様、兩ながら其の進いたるを忌とし而して粗糧の旨を細經して其端を略は開き、膳間の菜を量め以て成就せり故に朱子の師とする所の者四十人ありしも清潤の配には獨り延平を以し、五聖六君子の下に承る。世の學首孰が朱子の所好に阿らざるを知らざらんや。而るに獨り從祀の能はず。

典を聞くは何んぞや。陸象山は操持持質、恬靜寡欲にして敬服する者無きにあらざるも其の議學を盡く廢し大拍して胡喚したるは惟ふに一時の英才に誤られたる所にして流弊益々良知の見を偏守し坐して頓悟の機を俟つに至らしめ、聖門所傳の因、約、明、誠にして須らく相互に進みて功を闇きて之を議せず、彼自ら異學を以てせずと雖も其の實に華夏を率ひて慈義に歸せしめたり。其の敗人害道の罪を究むれば苟得に過ぎるか如し。然るに彼を黜し此を陞したるは如何。呂東菴と朱子とは同心協力して斯學を講明し以て先聖の道を明ひ真西山は聞きて知りたる者なり。二賢の出は先後時を外にするも西山、晉て東菴を廢して曰く成公の所傳は中原の文献なり。其開明する所は河洛の微言なり。絕學を扶持して千載に急きたるに若かすこの義か。朱門の士論辨するこそ多し。雖も獨り黃直卿を稱して曰く明睿端莊にして造詣淳篤たり。吾道の託すべき者此に在り。吾讀無しと、其の易讀するに及ぶ行狀を備述したり。其の師道に深異なるを知る可く、儀禮通解を績筆したるは其の能く師志を成したるを見る可し。又西山、晏菴の徒を得て相與に正學を力扶し以て後世を牖く。董氏の所謂勉齋先生は紫陽の正傳を得たる者と信して安らざり。九時と同功の質にして共に從祀者に列するを得ざりしは何んぞや。禮部諸公歎服して難する能はず。

(補) 東遷せし後又封事を上して曰く臣萬に東西庭の列を見るに林放、達臻、公伯寮、秦冉、顏何、荀況戴聖、劉向、何休、賈逵、馬融、鄭玄、盧植、鄭玄、服虔、范寧、王弼、杜預、吳澄等は其の中に在らず。后裔、王通、歐陽終、胡瑗、楊時、陸九淵、薛瑄等は皆列を與にせり。蓋し從祀の典は聖門に功あるに報ひ、來學の趨向を示す所なり、秦冉顏何は未た考ふる所なきも林放、達臻は是れ升堂の列にあらず。鄭玄、盧植、鄭玄、服虔、范寧も亦純儒にあらざるか故に從祀より除せしも放の好禪、瑗の寡過は人の師と爲る可く。鄭玄諸人の翼經の功は記せざるへからざる故に各其の鄉に祀り。公伯寮は身、聖人の門に進ひしも宜て夫子の道を反て害せんとし。荀況は性を詠ふて惡なりと爲し、思孟を詠ふて天下を亂したもとし。戴聖は身を隱汚に陥し。劉向は神仙を喜びて談し。賈逵は設経に傳會し。馬融は貧部附勢して染黨の爲に詔を草し以て李固を殺し。何休は春秋を解するに鄒周王魯を以てし。王弼は老莊を宗旨とする。王肅は司馬昭を佐けて篡魏せしめ。杜預は更となりて廉しからず。將となりて義ならず。吳澄は出處正しからずして學、又禪に陥れり。是宜しく洙泗の列より擇べきものなるに貞觀、元豐、正統の際、朝に良儒無く之を擇ふに特ならず。馬融、陳固、晉之議有り弘治諸臣亦多く諸説せしも議竟に行はれず。世宗皇帝張孚敬の言を以て斯然改正して前代の誤を一洗せしに我朝尙從祀に列す。當に議して黜すべき者なり。后裔は始て禮書に註し而して大小戴の禮を賴むて以て世に傳へ。王通は正に近きを學ひ格言は極めて苟楊の道みて到らざる處有り。歐陽修は聖道を扶ひ異端を閑きし功を朱子稱して仁義の人と

爲し。胡氏の己に治人の學をばらす者め、隋唐の後刊の書を続く。呂詩は東晉に倡道し。程氏の緒を獨り承けて下はば、李に傳へ且て朱子に及ぼし。呂祖は氣學に在る筋力有其の道成り。德立つに後輩進みて朝に仕へ高風大節尊流に氣持し。與之の講學は則ち復興教言、中天の日星たり。弘治中の楊時を以て附へ。高第中の洪陽、胡時を以て名く。武清齋に請究して之れに從ふべきものなり。陸九淵の學は請問を事とせず。顎悟を尊む。殆どり當時朱子は固より其の説の害を爲すを覺えしも、流傳益遠く人を惑はず。ここに書しく世を擧げて嚴然として氣學に歸し。王守仁の如き敢て擴張を爲し夫子を謗謗したる者なるに尙其の從兄を請ひたるは足必ず江百の人、見聞に昇然し、仕者の衆衆由を力説し以て上に明理を説り下は斯學を誤るに至れり。此の如き流はて祀すへかるざるなり。

(補) 壬辰後經理高世德の名音に曰く君に文淵閣四庫館の譲有り。尹思齊の誠に曰く中納禮勳の諸人は一々屢數す可からず。此戴聖の尤も著明なる者を言ひは。馬融は梁朝の爲に奏を草して忠臣李固を殺し。所謂戴聖は忠宗の宗なるに對は被逐と爲り。王通は選舉たるに女を以て司馬昭及母丘長に通じめ。文欽は兵を殺して國を討ひ。文欽の餘に戴聖し以て其の文清し。江河は吳を伐つの際荷穀のまに墮ち江陵人を殺す。此等の人は記述であるを言ふたりとするも劉向に至りては皆て上言して黃金を給作す。そして成功せざりしは葛別の小道にして其の朝に立つや精忠に前史を唱誦す。經傳の功に亦證ふへからず。豈小道を以て鼎配すべきや。鄭玄、盧植、鄭玄、服虔、范寧五人に至りては既に傳註遺經の功あり。

且其の過たして其の中郷玄は朱子より座成は大儒と謂へども此の五儒を重んじて五儒をへきりと正批直ち亦先君の漢儒を點せしこと極として至誠の如しと謂へり夫れ漢を尊ぶる所以なるも、其の宋儒を根本に陥らしむるを知らざるなり。訓説の學を以て傳へさりしならば即ち明哲の二程、朱子の如きも亦何に依り其の義を解説せしむや。鄭康の如き者は復ひ大學に祀するを可らずへし、其の言は當然なり。公伯寮は子路を懲へて聖門に罪を得たるものなれば其を籍すは宜なり。秦冉顔何は子貢の後何を其の字畫の誤を以て其理を詮ねべきや。林放は舜の本を開いて孔子其の問を大なりとし。漢伯玉は君子の稱を聖人に得て皆聖門の許す所たり。豈其の理を詮ねべきか。吳澄は宋の理を受けて身は胡元に事へり其を詮ねば當然なり。而して歐陽修を以て晉急に配し是祀するは猶可なるも、蓋し漢武の時に稽考し説ありしを以て不幸にして追章の追尊する所となりて此に至りたり。修にして若し知ふらば亦必ず與等の賣る所と爲りしに然然として兩廟の下に安らせざらへし。何んぞ中朝の祀典なるを以て盲従すべきや。又薛侃の議を以て陸九淵を從祀せり。我國は既に専ら朱子學を尙ぶ。而して朱子は陸九淵を謂ふに明かに是れ禪なりせり。今乃ち陸を從祀し朱子と與に兩廟の間に並列せしむるは其の可ならを見るなり。臣、嘉靖丙寅西一千五百二十六年京に赴きし時、例に隨て國子監に於て拜聖せり、其の時明朝の先儒は具薛侃のみなりしなり。其の後、萬曆己丑西一千五百二十九年京に赴き拜聖すれば追入せし者胡居仁陳獻章王守仁の三人あり。王守仁は則ち所謂良知を致すの學者にして其他は論せず。守仁は故て朱子を以て楊聖に比せり。凡そ朱子を尊崇する者は嘗て辭して之を請きて取次ぎに其の兩廟の祀に晏然たらしむるを忍ばんや。

光海君三年西一千五百二十六年秋九月、文敏公金宏弼、文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文元公李彥迪、文純公李滉を文廟に從祀す。太學生任叔英等の疏に從ひしなり。

太學生任叔英等の疏に曰く天我東を春ハ、列聖相承け説教振作して人才輩出する時ニ文敏公臣金宏弼、文獻公臣鄭汝昌、文正公臣趙光祖、文元公臣李彥迪、文純公臣李滉の如きあも俱に命世の儒にして遠く不傳の緒を承け、類を出て、萃を抜き、一時の山斗たり。前を仰ぎ後を繼ぎて、長夜の日月たり。其の學を論すれば漢洛開闢、其志を語れば堯舜君民にして誠に稀世の眞儒、百代の宗師なるに尙其深の典を問き益々の祀を享けざるは明時の欠典にして士林の缺望なり、孰か此より大なるものあらん。夫れ性潤才明、角思力行義理の、學に沉潜し、高明の域を深造して忠信篤敬、行動は禮義に遵り、絕學に奮焉世の儒宗と爲れり。則ち金宏弼の學は窮極周の一人なるも並、一世に生れ志同道合、通達、義を取り和與に廣博して五經を明にし其の歸趣を究め、魯論を講して其の闇點性を發し、義理の源を清探し體用の學を達け窮む。鄭汝昌の學は斯文に大なるものあり。趙光祖は慷慨有志、篤信好學、潛心主教、本源を涵泳して研窮するものは貫徹して愈明く。若養するものは深にして厚し。洛建に紹緒し、洙泗に接響せり。其の已に治人の方を修め、猶往來の功は眞に古聖人に譲るところなし。李彥迪は英語にして人

に出で天資、道に近く、持敬功深、大に定力あり。致知誠意の地に請問相談し、日用勤靜の間に操存省察して五歲三省、己を治めて愈益なり。十條八規を君に告ぐるに愈益なり。則ち宜しく中國の嘉奨を被るべく。眞徳秀に比すべきものなら。李滉は大に豪爽超逸、充養潤密、眞に實踐を知り。啓道發奧、啓蒙に傳授あり。天命に圖說あり。性理學以て開く。朱書王節要より。理學に通鑑ありて追道の聲、以て聞にし、十圖の書と六條の聲に至りては聖經を明かにして異端を開くの說に非らざるはなし。四質を集めて大成し我東方の考亭と爲りたる者は斯の人も在らず。

(補)時に文廟祀典は正の説あり。盧曹劉書李廷龜の啓略に曰く本國文廟の從祀は太祖會典の位號陞遷と大に相同しからず。顏何、苟況、公伯寮、秦冉、劉向、戴聖、賈逵、王肅、馬融、杜預、何休、王弼、服虔、范曄、皇澄、明曉に於ては今改りて鄉に祀れるも我國は避諱廟に在り。后晉、王通、叔炳侯、胡瑗、胡居仁、王守仁、陳獻章は明哲は從祀に入れしも我國は明哲より申張、申張は本只一人にて家語及び史記に凡に其名を載せ誤りて皆祀れるも、明朝には今已に諱を尊め様に大なるに我國は未だ草らず蓋し我國清初の祀典は只中朝正統元年(1368)正月十四日制定の制に遵倣せしむる。嘉靖九年(1530)正月十五日より明朝禮官荀岳て典誥を備え考査し遂て程敏政、丘濬等の論を採りて諱正陞廟の學ありしか特に我國は未有する上及ばざりき。仍舊に祠考して尙諱するに易學は梁武帝の爲め奉を享じて忠臣孝子を設し、貢禹を貢て官を免ましれど、朝方未だ從之なり。劉向は神仙方略を尊誦し上書して賞金を給すべしと云ふて成功せず罪を獲。

公伯寮は子路を望へて以て孔子を沮み。苟況は學を李斯に傳へて性的の惡を論じ。王弼は身に權奸に汚し魏に背き。清音に從ひ。何休は春秋を解註して黜周王魯となし。賈逵は國誠に附會し。王弼は莊老を宗旨として戴聖の貪財、杜預の姦裏は皆名教に罪を得たり。豈に宣聖廟庭に坐享し以て後世の趨向を感じむべきや。顏何、秦冉に至りては俱に現出せる處にして又家語七十子の數に載らず。程敏政は名字を以て流傳して誤れり。正に中宗中宗の一人にして二名学なると與に相同する。明朝の廢廟を以て宜なり。王通は晉經の説ありと雖も昌黎張良之注に當り能く孔孟之道を講説し、年未だ三十なつとすして己に廟を河汾に築き天下を聳動す。亦開世の豪傑なり。龍山楊時は道統を南渡の後に傳へ、周程の學をして時に復明せしむ。衛道をして傳へしむ。岳陽修に歸り忠義のみならず其の學に文章たり、韓子、孟子を振算し以て孔子に達せしむ。薛瑄、胡居仁は中朝先儒の中其學最も純正なる者。后晉は事業著目であると雖然の初に在りて續の數萬言を説き、全蜀記の書をして復、世に傳へしめたるを以て明朝の增加せしむるに我國へ之を開けり。今嘗て明朝已成の制に遵じ悉く隸屬を行ひへし。就中鄭玄、鄭象、嚴惠、盧植、荀爽、吳澄は程敏政の義に過なきに似たると雖其の著はれたる所未だ以て聖學を發するに足らずと爲す。趙伯圭、林放は夫子に貴せられしと雖質は孔門の弟子にあらず。明朝は今皆其の鄉に祀れるも我國に祀るべき郷無く今遠に祀祀を表し難し。韓九淵、王守仁、陳獻章に至りては明朝は皆陞祀せりと

雖人物を論すれば漢宋諸儒に下らずと雖其の論著したる所、異端に流れたらるを免れず、恐らくは增祀の列に輕揚すへからざるなり。且明朝は孔子を稱して至聖先師となし四配を摺以て復聖顔子、宗聖曾子、述聖子思、亞聖孟子、云々し十哲及門弟子皆賢果子と稱し、左丘明以下は皆先儒某子と稱す。而して我國皆論疏及び封爵を用ひ臣等此に據り參詳するに天、大聖を生し、萬世道徳の宗主となしたれば天と稱し以て之れを詠するも猶は恐らく以て其大を形容するに足らざらむ。況ゑを區區たる一字の設、一名の號にして豈夫子の輕重となし、聖人の大德を盡すへりんや。夫子の諱は代毎に各増損せり、唐開元に至りて始めて文宣王となし、胡元に至り大成の二字を以て加へり。夫れ天、下民を生ずや君を作り、師を作ら。二帝、三王は君師の任を盡したる者なり。孔子は君を得ずして師となりたるものなり。師なるものは君の以て臣とするを得ざる所のものなり。今無質の师を以て身上に加ふるは必ず聖聖を尊崇せしは假設の諱にして眞實の徳に非らず。丘濬は以て孔聖在天の袋は必ず其の諱を受くるを肯せざるべしとせり。豈然らざらんや。今稱して至聖先師となすは其の號始めて大にして其の尊さ比なし。誠に前代に卓越せりと謂ふへし。聖と稱し、賢と稱し儒と稱するは皆明朝の定制に依るを委當とたゞも但七十弟子を俱に先賢と稱し、周、程、張、朱は孔丘の後の大賢なるに但生の先後を以て左丘明以下の列に序すれど後唐、南唐、宋の稱するを得ざるは殊に甚しく別にさうりて若し世に生じたるを以て座次の高下を定むるものこそ。子思は何とぞ孔聖の上に居り、孟子は何とぞ顏子の列に並へんや。聖廟道徳の會は常に其の時後の先後を論せざるものなるへし。卽等は周程張朱は先賢と稱し廟上に陞せしるを合理とす。すに似たり。

肅宗八年（七二二年）夏五月命して公伯寮、荀況、馬融、何休、賈逵、王朗、王弼、杜預、吳澄、申京を文廟より請せり。是より先、清城府院君金欽冒上劄し之を論す。上、群臣に取し之れを聽し、有司に申命して、兩廟の從祀位次を正せしむ。

金欽冒の劄に曰く苟況は性を以て慈となし。荀子を毀り。古の況を稱するもの必ず並稱す。曰く荀楊とす。而して楊雄は已に楊氏の一言に於て懲されたるに況れど安て獨り留むるを得んや。馬融の梁冀の爲めに奏を草して忠臣李固を殺し後に南陽太守となるや。貪財上舉を以て免せられ王弼は老莊を粗述し、何晏と與に清談を居き天下を亂したり。王朗は兎に住へ。爵は徹侯に至りたるに女を以て司馬昭に通かしめ、又司馬師に阿眉畫策し、文武再臣は乞詞も。杜預は司馬炎の謀主となり義陽を守り。僧道を看み且江陵人を盡く殺せり。臣と爲りては不義たり。何休は詮したる所の春秋に謂周王魯となし又風角等書を註して之れを秦經論語に比するは此亦異端邪說の流にして皆罷止すへし。七十子之中に至りては論語は申根と稱し、史記は申掌と作り。其の賈一人なり。而して根を東に祀り廟を西に祀れるも、二位の中一は去つべきなり。公伯寮は家語の記載せるものに非らずして又是子

路を毀りたるものには此れは子服景伯の所謂力能、諸朝を嘗にしたものなれば此れ亦去つへきなり。

領議政金鑑恒の誠に曰く皇朝は嘉靖の時に從經語枯を修正して陞黜せしに我國に猶は舊に仍りて謗を喪ふて做ひて行ふに及ぶるは誠に祭典の累なるも、明朝の則ても三十人の中林放、張良、鄒衆、盧植、鄭玄、張良、范增は抑して鄉に祀れるものなり。此道皆舜すへく既へべきものなり。且我國に祀るへき郷なきを以て論すべき所の者に在らず、公伯寮、秦冉、顏何、荀況、戴聖、劉向、何休、賈逵、馬融、王肅、王弼、杜預、吳澄の十三人に直に其の祀を祀したる者なし。秦、顏二人は家語七十子の列に載らず程敏政も亦名宇の流傳の誤りを以てすこ猶も既に既たきに當に跡すへきものとは断じ難かるべく、戴聖に貪頤を以て詩を得たるも、史氏は貪頤の稱する所と言へり。則も其の虚實を用にし難く。戴の韓は儒家の所宗と爲れり。其の功亦少々むろす。劉向は資金を成すへしと言上せしは特に向の少々りし時の事にして其の射に立つや、君に事へて忠、謚成は以て人臣を訓め、世教を説くに足るものあり。經術博洽にして後儒に在りても亦其の比、鮮して誠に措もへべき者なり。其の餘公伯寮、何二王、王弼、王弼、馬、杜の諸人は聖經に達旨し、名教に罪を得たる者なるを以て宜しく先に論すへきものなり。賈逵、吳澄に至りては苟中に言はざりしも達三經を解説に傳へ、小節を務めずと稱し談を見たりと雖、其の論說せる經義たるや専ら圓議を主とし、以て質疑を競り、史家之述不所と爲りたるは此れ何休の註風角と豊遠しとすべきや。澄は宋朝の進士として節を胡元に失ひ、其の學も亦異端に流れり此の二人も亦仍て

和むむを容るべし。東坡、由質は一人たゞに就、古音に付れて是其の誤りも正して、字を去して板を存は尤も已むべからざるなり。且管寧の位次等有質する者乎も、云々ア並び、るべからず。

領學府事官周知の誠に曰く伏して草民の翰本を見るにあらずとする所の者長はに明朝の己に行はたるものになるのみならず其の點へへき質を論するに措めかれるを取扱しても役立れてと詰ふへし。臣以當前の辱をむごたる者は如何なる説か疑代に疑て其の假にせざることるは如何なる意なるを知らず。凡て學門に歸ありて道徳支榮せざる者を詰うのに解を以てむ。且管に請てへく若は、るハ胡元の詩俗是れなつて先正臣、奉書に仕て右の先に仕てたるは質を失したる所あることをもたらす見れどを失はざるなりと謂へり。此れ蓋し内夏外夷、春秋の大義なら。

(論) 明世采、周制及歷朝の承が歴して自古の學制は大抵皆、學究官の跡に立つて然るは則も我國の文局は専り東西兩門と爲したるに當て其の故あつてくて、己身は専に至るには質に是れ斯文の大問題たり蓋し宋、明の詮旨に原り、嘉靖の世に改定したるものにして當時の學究なるを以て多くもの己に多く、厥の後に於ける追行は尤も推認すべきものあるが如く、誠に大正の追たさなり。然し居て周の義に依從し、務めにて追行せむと欲せば其れ差なり。今に飽に學究なるへく、吾は一例も皆へは其れ果して此の義に合し試験する所なきやを知らざり。

宋の忠襄伯楊時、文質公縕從達、文靖公李之、本別の文成公李晏、文肅公成良と文廟に從祀する大學生の疏

に従ひたるなり。久領府事宋時烈の疏に因り宋の文成公黃縉の從祀を命ず。右は弘文院の翰林院に因り大臣として承認す。右は衣笠山権門は明朝に封され、其の後は元朝に封され、宋の文成公は、文正公と號す。

大學生の疏に曰く李珥は天資絶異にして倫列に高出し、童の時より廓然として大志ありて其義理大原に至りては師承を待たず洞見して見るなく、其の進修上程に至りては又一に落選し本つく故に行義踐履は法ならざるになく、而して横論堅証は理に立ちざるなし。其の朝に立て君に事ふるに及びては淺々として道を行ふて時を數ひ三代を挽回するを以て己の任と爲し、其方經綸規畫は正大宏遠にし又皆極々として時宜に申り、古に拘泥せずして迂なる俗に徇ふて顧ならず。蓋し其れ開闢、適用、本末、兼備備はり、古の所謂豪傑の才、凜質の學者に蓋し庶幾む。成淳は即ち先正臣守珪の子にして守珪は又先正臣文正公趙光祖の門人なり。其の淵源、淵るゝ所は固より他人の及ばざるものにあらずして天資又自ら道に近くて莊重端審、德器深厚たり。其の學たるや詳みて先儒の成法を守り篤志力行、文理審察にして一言一行動は純矩に近す。李珥の賢を以てすと雖亦否て其の清廉の教誥なるは吾の及ばざる所なりと稱せられたり。其の德を考へて其の人を詠すれば百世の師なりと詠ふも可なり。又念ふに三代以後に道は宋朝より隆きはなく。功は程朱より大なるはなしとするも其れ上に程氏を繼ぎ、下、朱子を啓き、斯の道をして絶らざるを得しめたる者三人あり。蘇山楊時、豫章程從彥、延平李侗なり。若し蘇山、豫章にあらざれば程氏の道を以て傳ふるなく、延平を有せざりしならば則ち朱子と雖も亦以て道を成したるもの

なかりしならん。並、命して從祀に列せしめ以て崇報の意を示し以て祀典の開き補へし。

宋時烈の疏に曰く高に念ふに勉齋黃氏は實に朱子の適傳にして朱子付托の意は往復書札に見るべく既に明にして且重なり。又其の編纂したる所の通解讀書は大に聖道に関するあり。其の功は尙書集傳に下り

さるに獨り九峯蔡氏と與に同祀せられるは豈斯文の缺典にあらずや。

(補)十六年大司成李鳳徵の別單啓に。塗陽侯句井卿は致事には塗の字を以て之を書せしも通記及本館陳設圖には皆潔の字を以て之を書し。林虛侯秋葉は致事には黒の字を以て之を書し。新陽侯罕父黑は致事に卿の字を以て之を書せしも通記及本館の陳設圖には皆鄉の字を以て之を書し。胙城侯廉莘は致事には皆潔の字を以て之を書せしも本館陳設圖には潔の字を以て之を書し。江都伯董仲舒は致事には伯の字を以て之を書せしも通記には廣川伯を以て之を書し。本館陳設圖には相の字を以て之を書し。高密伯鄭康成は致事に鄭康成を以て之を書せり。名字爵號にして此の差誤あり。前頭の享祀時には奉審釐正するを可とすへしと命して大臣、儒生に議せしめ禮曹の覆啓に依り命して議に依り施行せしむ。

二十年夏六月復ひ文成公李珥、文簡公成深を文廟に從祀す。是より先に己巳に勲享せしも是に至り、上、曰く兩賢臣の道徳は初より知らざるにあらざりしも冀に醜正の徒の欺くところを爲り、勲享するに至りたるは予、嘗て悔恨せしところたり今若し復ひ其の頗倒せるを厭ひ即時舉行せされは豈缺典と爲り終らざらんか。矧んや此の事は斯文に關し時の汚隆に係るに於てたや。有司に命して復享せしむ。

四十年秋八月、宋の、道國公周汝頤、豫國公程頤、洛國公程頤、新安伯邵雍、單伯張載、徽國公朱熹を大成殿に祀る。是より先、文正公宋時烈、上疏して之を請ひ、上、大臣儒臣に詢りて之を許せしも成歟に因り行はざりしか是に至り帝曹判書閔寅厚申請して之を行ふ。

宋時烈の疏に曰く臣萬に惟ふに周、程、張、邵より朱子に至りては實に孔孟の正統を繼き其の道至大にして其の功至りて隆し、十哲に班りたるもの猶屈辱と稱すべきに尙兩應に在りて猥りに崔致遠等三賢に相対するは此し甚た不可の大なるものなり。是の故に朱子は竹林の洞に於ては周程以下七賢と共に孔孟に直接し。餘人は與らず其の意を見そへし。況んや朱子は又是れ群儒を集めて大成せし其の功は孔子に亞くに於てたゞ此は宜しく殿内に陞し以て其の統綱の所在を明にすへきなり。然し七賢の中にも亦論すへき者なきにわらざる。溫公は朱子より其の功を許されず、又其黜されたるは漢帝與の書は大に春秋の義に乘りたるものあり。せり。延平は指すへと究なし。雖も其の道甚た較著ならず此の二賢は程朱と與にし得ざるに似たり。雖共に陞すべきなり。

四十三年夏五月、文元公金長生を以て文廟に從祀す。大學生の疏に從ひしなり。是より先、文正公宋時烈も亦上疏して享を請ひ。其の後、諸生相繼きて陳疏し是に至り始めて從祀するを得たり。

宋時烈の疏に曰く文元公臣金長生は程朱の學を文成公李耳より得て既に其の説驗の心を受け盡して身に體し、然る後に朱子の所恨に慨然たりし者にして。晩年には専ら續書に意せしに勉齋の書を以て尙被ありや。

(補)學校位版の十六位を改題す。東の從享、道國公周敦頤の敦の字を停に改め。西の從享、豫國公程頤の頤の字を豫に改め。東廡の高苑侯漆塵往父の死の字を宛に改め。武城侯縣成武成の成を城に改め。宛句侯顏之澤の澤の字を僕に改め。臨侯侯施之常の侯の字を渢に改め。良鄉侯庶伯の侯の字を伯に改め。昌黎侯韓愈の侯の字を伯に改め。滿城侯眞德秀の滿の字を浦に改め。西廡の北海侯公哲衰の哲の字を旨に改め。富平侯顏祖の平の字を陽に改め。朐城侯廉潔の潔の字を潔に改め。高堂侯忠巽の堂の字を唐に改め。萬勝侯公西與の與の字を與に改め。內黃侯遞伯玉の伯玉を援江に改め。江都相董仲舒の江都相を廣川伯に改む。

英祐三十二年春二月、文正公宋時烈、文正公宋凌吉を以て文廟に從祀す。大學生の疏に從ひたるなり。大學生の疏に曰く先正臣文正公宋時烈、文正公宋凌吉は不世出の資を以て大に爲すところあらむとする時、契合の昭融、功德の焜耀たるは實に東方前古になきものにして天、順を助け事、志を後たらざり

き而も樹立の草、扶植の盛なるは宇を擇へ宙に亘り、前に光りて後を啓き、人紀是に由りて隆ちず、士
趙、是に由りて跋ならずして其の道を以て晦まで顯し屈伸して以て此の世の良昏汚隆を下すべし。然る
に世道、日に下り、私意、横流して公論公時を以て定むる能にざるなりて今、世變局生じ宗廟の寢危
るに及ぶ、是に於て天心は憤慨の幾方り、人情は反本の勢ありと雖も前日之先正の論に數々教える者亦
渾然として覺悟せざるはなし。李文靖は眞に聖人の歎しきありとて苟くも爾先正道徳の正にあらざれば
以て天地を建てゝ待らず、百世を俟ちて惑はざるべき者なれば亦何えぞ此を得てや。嗚呼孔子の道は天地
の覆鷲の如く、其の大なる者を振るに則ち富饒なるのみ。是を以て春秋に大義數十を書し而して重んず
る所は君臣父子たり、此に於て其の分を盡したる後に人紀立し、國事理なり。故に朱子の南渡に生れ
たるは孔子の周末に生れたるか如く、平生の擔荷する所は只倫綱大義に在りて爾先生の生れは丙丁に當
り朱子の南渡に生れたるか如し。而して請期する所、出處進退を爲すものは惟、倫を扶ひ綱を植るを以て
第一義と爲せり。且夫の徳、是に於て益光る。幸せらるゝ宗廟に更安し貴達者を削平する者、先正の
道風餘烈に藉らざるはなし。則ち尊廟踏草、報配して致る、なくは以て因縁を書し因縁を延ばすべし。
其の關係する所頗みて重且大なりさせざるへ言んや。吾上北の從祀の請たるを前後四十年なり。若し其
れ先正遺詣の實は已に前田の陳へたる處なるも偶に論せずして只、功效の已に表著たるものを以てせ
り。昭義の已むへからざる者相半を。更に陳ふるものなり。

四十一年五月、命して文靖公朴世系を貢て文廟に從祀せしむ。

上教に曰く文廟の從事は事節平重なり。前朝の國體、首肯の道徳を體にし、我朝に入りて始めて文廟に
積食す。其の後本朝の五賢を文配し、三賢先後して積食す。此を以て之を餽れば四百年の朝鮮に只八賢
を有す。固より重たらざらむ。強、兩文重算元の請は皆年より其後幾十年たるは此れ重大なるを以て不
も乎、數十載の臨御にして其去猶之を贈したまは此れ豈先正の道徳を尊慕せらるて以て然る程を意、
亦重らざる所あるか故なり。近年一請にして仰許したる者に心、豈直に之然らるを。大同の公武を請
されきによるて其の時請を待たずして専に文靖公に祭を致しめなるは已に無限の意を示したものなり
也。清武王の箕子より洪範を受けたるは一篇の要領の建極なり。予の清德を曉學せしを以て政、三代に
及ばず半賢より學が能にさりしも然も社稷の義は寛に幼きより務を勤て心に懶ててに由りて熟せり。
甲辰正月服喪せしより以後、初心を負ひて拂はず僅に拂面して年を度す。嘸聲、玄亥の事は我の功に方
らず寔む物極れば必ず有するの理なり。然る、何事の發音、何事か神化ならむか。八字(運命)を覽る每
に説に起然(猶也)たるを覺ゑざるにあらず。予の義理は我國の人々に傳説を貢て高致と爲す。予は口に能く、
一掌を指すと難む。一黨必当復生すべしこと。文廟積食の前先正の道徳は上下共に知りて見極めねば不
可能をこして己を守て予の文集に於ける所既の處中より、故に南漢集、利達の命は眞、已に在りたま。因
為皆の苦心は李文成。與て前後二ならず。諸多士の嘆むこと。然も先年に特に明祭の意を爲すに於て宜して

先づ命すべきなりしなり況んや先正は兩先正と與に一世に在りて先後の異のみあるに於ておや、宋の兩程、時、張子と與に昨日興慨して今日同配するとは異なるなし。予は皇極の意を體せむと欲す、近百載の間君臣相孚(信)すること豈混々たらぬ。特に時の原任大臣禮判を召したるは只體貌を存し詢問をして断行したるは意蓋し深し。該曹をして特に先正文純公朴世采を擧げて文廟の典に從事せしむへして(續)正祖二十年。命して先賢を文廟に陞配する時は大成殿には只告由祭を行ふことを以て式と爲す。

(續)六月、八道儒生幼學朴淳欽等二千五十人疏して、文烈公趙憲、文敬公金集を文廟に從祀せむことを請ふ、批に曰く文烈、文敬兩先正の道徳、學問、造詣、淵源にして實に從祀の列に合し周の幾、張の豫、程の敬、宋の誠の敬義と與に明誠を夾持して兩進す。即ち下學上達、千言萬語中の準的たり精英たりとす。古人も亦兩人に定論ありし重典に躋祀するは皆より難しこし慎みたり今何んぞ一言を以て爾等に卽諾すへきや。爾、退きて學業を修め再び疏するを允さず。

(續)十一月命して文正公金麟厚を文廟に從祀す。陪學儒生洪淳源等の疏に從ひしなり。禮曹判書閔鍾顯の獻議に曰く互應移奉に穢、宜しく慎重たるべし、今此の文正公金麟厚の位版を文元公李彥迪の上に奉安せむとせは只西庭の四位を順次遷降すれば則ち便宜なるか如きも、單に文元、文正の時代の稍先後あるのみならず、西庭諸位は既に順次に遷降りざるを得ずとせば文元公李彥迪は文純公李淳の次に居り。文成公李珥は文簡公成澤の次に居り。文元公金長生は文正公宋時烈の次に居り。文正公

宋後吉は文純公朴世采の次に居ることとなり。位次の審錯するは一般なれば釐正を要すべく若し釐正するこせは祝軸に當に措辭を添入するは佛教の如くなるべく若し儀節を宣教するに至りては只太廟配享の功臣に行ひ獨り文廟陞配の先正には此の儀文なきは實に從前に於ける追なかりし典なるか爲なり。今沿乎教に依り舉行するものにして今より始めて凡て聖應陞配の時は此を以て著式として教書は宣讀したる後其の子孫をして本家に賜去せしめ祝版が致祭を先づ陞配の前に行はゝ事、宜に合する有うなことを之に從ふ。

(續)今上三十年命して文烈公趙憲、文敬公金集を文廟に從祀せしむ。

禮曹の啓に大成殿に於ける告由祭は從享の既始に設行し以前に陞配の時に始官を遣はず例なり。祭文及教書を本家祠堂に賜はる規にして從祀是日は教を八方に頌ち且陞配の時は常に一時に中外に於て舉行すべきものにして八路の地方は遠近同しからず所要の器具亦遙に辨し難く且先づ太學の規模を定め然る後に知せて舉行せしめたるは已に前例あり。外方の鄉校は開春の釋菜を待て告由奉安し位版を造る所の栗の木に前例に依り四都は自造し、八道は各其臣君並聽をして先づ精造せしめて列邑に分送し一時に奉安せしめ。陞配の時の位次は時代の先後ヲ以て次第を定めて奉安せしむへしと。之に從ふ。

祭法 祭奠祭は毎歲春秋仲月上丁の日に行ふ。(以下略)

廟望祭は壬辰の亂より廢して行はず只禁香するのみ。

學校ちづ

七二

告山祭

恩安祭

移延安祭

醴成祭(以上は事あれ
て則ち行ふ)

親臨酌奠は三年毎に一度行ふ

親臨酌奠は特教あれは乃も行ふ

武文、道は直王に冠し萬世の師たり茲に上丁に直ひ精禋是れ宜る(文宣王に對
する祝文)

林慈、邦を爲け、仁全、已に克つ。萬世景仰、是禋り是祀る(復聖公に對
する祝文)

三省功加り、一貫して道傳はる、時祀致るなく億萬年彌つ(宗聖公に對
する祝文)

克く先聖を承け其の宗を允得す其れ與に享に從ふ百代是れ崇(子思公に對
する祝文)

教は上焉に明く道を三聖より承け配に廟食す享祀益永かれ(聖賢公に對
する祝文)

祝式、維れ某年歲次某甲某月某朔某日某甲朝鮮國王(主)謹ひて臣某官某を遣はし敢て(後)に昭告せしむ

伏して以す(祝)謹みて牲幣醴粢盛庶品を以て式て明薦を陳ム。

(續)今 上光武元年、某甲の下を改めて皇帝臣某官某を遣はし謹ひて祭云々とす。

齊官、深冥獻官正三品亞獻官正三品終獻官正三品殿內の東西從享の分獻官各一人四品兩廡從享分獻官各十人(五品
四品)云品(四品)とす。

(補)臣謹みて五禮儀を按するに殿内の從享に上に配位獻官あり而して初獻官は誠政とし、事故ある

は次官を以て亞終獻と爲し。正位に亞終獻官之を行ふことありて正位の亞獻は、王世子を以てすと裁
算しあり。則ち配位の初獻は誠政之を爲し、亞獻は王世子之を爲と云ふか如きに事例と成らず。五
禮儀の説或は差誤にあらざるか。

王世子の稱奠には亞獻官(主)終獻官(主)分獻官(主)とす。尊卑同じ

旨奠饌品の式正終獻官正三品亞獻四品。一に稻、二は黍、三は稷、四は粱にして稻粱は魚に盛り、黍稷は
鷄に盛る。饌夏の實は各十品にして魚に在る者は一、鹿肺、二、魚鱉、三、形鹽、四、栗、五、棗、六、核、
七、葵、八、菱、九、白筍、十、黑筍も豆豆に在る者は豆筍、穀鹽、普鹽、施鹽、普筍、豆筍、兔筍、筍
藏、魚肚、臘肺、豚拍なりとす。

粗製三品は一、牛腰、二、羊腰、三、豕腰。

酒美三品に至り酒は大羹、日酒則は細羹、日酒

皆云。

穀物二にして一に明水、一に醴齊を入れ、象樽三にして一に明水、一に醴齊を入れ、山樽三にして一玄

酒、一は清酒を入れるものなりとす。
幣用の白芋一端なり。

從享位、稻一、黍一、豚一、醴一、果一、菹一、牲は豕肉を用ひ。骨一、象尊二にし。一は玄酒、一は清酒を入れるものなりとす。

陳設序次。位毎に十等^{トシ}し左に三行を爲す。右を以て上の第一行^{トシ}し形盤を前に、魚鱗果栗を次にす。第二行は様を前に、菱糸を次とす。第三行は鹿脯を前に白餅、黑餅を次とす。十豆は右とし右に三行を爲す。左を以て上の第一行^{トシ}し正俎を前に、鱗鮭苦道鹿餠を次に。第二行は片俎を前に兔脯筍菹を次に。第三行は魚脯を前に鷄脷豚拍を次とし且三を二に籠の前、一は豆の前に分ちて籠前の用には一は牛脷、一は羊脷を質つ。七盤に兩置、兩肩、兩脅並に脊にして當は兩端に在り。肩、脅を次とす。脊は中にす。前^{トモ}の出には豕肉を以て實も七盤を置くこと半に如し。豆の右には俎三より一は牛熟豚胃肺、一は羊熟豚胃肺、一は炙熟肺を實も、豕を前に在き。羊牛を次とす。菹葉は魚鱗は魚豆の間に在りて。醤は左に漬は右とし。菹は相樂を實つ。樂を稻の前とす。鑊是委稷を實も稷を委の前とす。鑊鉢は菹葉の後^{トモ}し鉢を前に。鑊を次とす。骨は三にして簞篋の前とす。各、坫あり。簞篋二、象尊二、山學二、は三行を爲し第一行を犧尊、第二行を象尊、第三行を山學^{トモ}し皆莖勾を加へ殿上東南の隅に在り。

從享位は位毎に。二箇は左とし^{委禹を次とし}菹葉を右とし^{菹葉を次とし}鑊鉢を各一として簞篋の間に在く。

皆^{トモ}左とし。筍菹は一にして簞篋の前とす。骨は一にして俎の前に在り。坫あり。象尊は二にして皆^{トモ}筍勾を加へ戸外の左に在り。内に^{トモ}鑊

臣謹して按するに萬曆戊申に刑書李好問、京師に朝し文廟籩豆佾舞の數を以て提督主事に問ひ。回牒に云ふに中國は惟國子監の樂舞は八佾を用ひ、籩豆は各十二にして其の餘の天下各地の學は俱に八^{トモ}、八豆、六佾の制を用ひ、該國は乃ち藩邦なれば則も籩豆は各八を用ひ。舞佾は六を用ふる宜なりと好聞歸りて奏せしも今文廟の祭には佾十豆、佾舞は六を用ふるなり。

告由祭饌品の式^{正色、鵝掌等}に^{正色}有^{トモ}行^{トモ}道^{トモ}之^{トモ}して一は稻、一は黍。籩豆は二にして一は豚、一は醴とす。

酌獻饌品の式^{正色、鵝掌等}に^{正色}有^{トモ}行^{トモ}道^{トモ}之^{トモ}して一は鹿、一は醴とす。
^{成祭禮品の式並同し}

提督主事に^{正色}有^{トモ}行^{トモ}道^{トモ}之^{トモ}す。

萬曆十二年右議政李端夏、年荒に因り芻を上して京需を減すべきを請ふ。曰く文廟は常に太牢を用るも宜しく降して小牢を用ふべく。鄉校は郡以上の常祭には小牢を用ひたる者に宜しく降して特牲を用ふべし。京外の釋奠祭には從享に豕肉を用ひたる者は宜しく降して特豚を用ふべし。臣又禮曹祭享牘錄を取りて考査するに戊寅年には獐脯を以て牛脯に代用したる例あり。獐脯は同品なれば代用に恰好たり。且外方（地方）の鄉校は本、牛牲の文たけれは只脯を作ること必ず牛を宰りて之を用ふるは實は古制に非らざるなり。

英祖十六年庚申上、親しく釋奠の禮を行はむとするや始曹判書閔應洙の奏に曰く五禮儀圓式に、文宣王を親享する時は配位は羊脣熟なしとあり。而して其の儀註を以て之を觀れば位毎に牛羊豕各一頭とあり又五禮儀用牲牢註に曰く文宣王には親享の場合には羊一、豕四を加ふ。さりて各相抵牾して的定し難きものありと。上、大臣に詢ひたるに大臣曰く事理を以て之を言へば大聖及配位は宜しく差等あるべきを以て圓式に從ふを當然とすへしそ、上、之に從ふ。

釋奠儀 齋戒して牲器を省ること並て儀の如くならず典祀官、廟司に入りて演旦を實し、監察は東階より升りて堂の上下を按視して儀の如くならざるものを見察す。諸釋奠官及學生は各其の服を着て俱て門外に就き、禮を執る。貴者、謁者皆引して先入し四拜す。典祀は工人二群を随て入りて位に就く。學生、館官、學官頤大位に就く。諸釋奠官は門外の位に就く監察、典祀官、大祝、祝史、齋郎、協律郎入る。位に就く。諸執事手を拂ひて各位に就く。職官、分職官入りて位に就く。謁者は初獻官の方左に進み右司よりの行事を自ら。協律郎俯伏して既に舉官工は祝を被す。射架は延安の樂、烈文の舞を作す。樂三度成る。獻官以下及學生皆四拜す。樂三度成る。協律郎、慶を報し敬を表く、樂止む。奠幣禮を行ふ。初獻官手を洗ひ大成至聖文宣王の神位前に歸り北向に立つ。登歌は明安の樂、烈文の舞を作す。三度香を上ぐ。幣を執り幣を獻す。次に寧國復聖公、鄭國崇聖公、江國達聖公、鄭國亞聖公神位前に詣り香々上官諸を奠すること儀の如し。樂止む。降りて位に復す。初獻禮を行ふ。登歌は成安の樂、烈文の舞を作す。初獻官舊を執りて符を誠て奠坐す。樂止む。大祝東向に奠坐し祝文を讀む。畢成る。初獻官、復聖公、宗聖公、述聖公、亞聖公神位前に詣り祝を行ふこと上儀の如し。降りて位に復す。次に鄭國崇聖公、武興進む。射架は舒安の樂を作す。樂止む。亞聖を行ひて。韻風官手を洗ひ。祝を行ふこと上儀の如し。射架は成安の樂を作す。樂止む。位に復す。終獻官を行ふ。終獻官の有禮、上儀の如し。射架は成安の樂を作す。樂止む。位に復す。終獻官に行ふ。終獻官の有禮、上儀の如し。位に復す。終獻官前には段に升らむ。此する時に分獻官は頭次手を洗ひ分れて殿内及兩廊の神位前に詣り頭次に獻爵す。奉獻供に位に復す。飲福受胙と大祝、文宣王尊所に詣り爵を以て醕酒を酌し、且を持して進し神位前の汗肉を減す。初獻官升りて飲福位に詣り坐す。大祝は爵を初獻官に授く。初獻官は爵を受け。飲。幸る。大祝は且を持して進し神位前の汗肉を減す。初獻官を敬す。射架は舒安の樂を作す。敬し訖る。樂止む。射架は舒安の樂を作す。獻官以下及學生皆西拜す。樂一度成りて止む。初獻官望座位に詣り、大祝、龍を以て祝版及幣を取りて次に置き上を半次に置く。祝畢る。初獻官以下頭次出づ。諸執事學生頭次出づ。州縣の釋奠儀は國學に同じ。

(補)五禮儀樂章に幣を奠し初獻して祭豆を敬す。祭豆

(補)臣謹ひて按するに樂考文宣王樂歌に奠幣の後、進饌し舒安の樂を奏す。ありて今此の釋奠儀に

は奠幣後、初獻の前に進饌の一節なしに相違ならぬ。

宣祖七年質正官趙憲、京師に朝し歸りて母事を上げ啓聖廟を建てむことを請ふ。

趙憲封事に曰く臣竊かに明朝の聖廟の西北に啓聖廟あるを見るに廟中に啓聖公孔氏は北に在り、先賢顏無繇、孔鯉に東に在り。曾晳、孟孫に西に在り。先儒程^{昌邊}_字朱^{元定}_字是東廡に在り。朱松は西廡に在りたり。蓋し學校は人倫を明かにする所なり。文廟の位次は顔子、曾子、子思は上に在り、顔路、曾點、伯魚は下に在す。父にして子の下に居るは豈情理に安からんや。故世宗皇帝乃ち別廟を作り春秋釋奠ご同時に事を行ふ所謂子は齊聖なるも父食より先にせざる者にして是に至りて遺憾なきなく臣は我國文廟に西に明朝の制に依り別廟を建立し而して春秋に同祀するは則ち倫全義安に庶からむと。

臣謹みて按するに聖廟の議は宋儒熊禾、洪過より始まり明朝の儒臣朱豫、方孝孺、程敏政、謝纂、皆相繼きて祀を請へり。嘉靖九年に至り張孚敬の言に因り始めて建祠を許せり。然し王氏續考洪武定制に曰く春秋上丁に太牢を以て先師孔子を祭り是の日、夜子の時刻に先づ啓聖公孔氏を祭るに小牢を用ひ、先賢顏無繇、曾點、孔鯉、孟孫氏を左右に配享し先儒程^{昌邊}_字朱松、蔡元定を從祀すとあり則ち其の祠を立てたるは嘉靖に在り。雖も實は高皇帝の己を定めたる所なり。

顯宗九年館學儒生申應澄等上疏して啓聖廟を立てむことを請ひ。又程^{昌邊}_字朱松、蔡元定、周輔成、張迪を以て從祀すべきを請ひ。上命して大臣、儒臣に議せしめ仍て創建を許せしも歲歎なる故克く成らす。

判中権府事宋時烈の議に曰く顔、曾、思の父子の位置は天理人情に揆り實に安からざるなく。中朝の例

に依り啓聖廟を建つるもの顔路、曾晳、孔鯉、孟孫氏、程^{昌邊}_字朱松、蔡元定を以て叔梁絶に配享せば名正理にして事體の完備を得べし。

贊善宋凌吉の議に曰く啓聖廟の制は即ち中朝の己に行ひたる所にして其の意自ら好しがれに行はざるべからざす。但し周濂溪及張橫渠の父兩人の事行も中朝の己に行ふ典なれば更に當に詳考すべしなり。

臣謹みて按するに明史に萬曆二十三年、周敦頤の父輔成を以て從祀すとあり、王氏續考には萬曆二十六年國子監錄に張養蒙に張載の父迪を以て從祀すべきを請ひて曰く輔成^昌_字松に比例するを得たれば張迪も亦自ら輔成に應ずべし。

肅宗二十五年冬。將に啓聖廟を建てむこと、贊善判書金構、大司成洪受^昌_字道はして地が津水堂の西北に相せしむ。相臣崔鈞鼎の啓に曰く國に大學を有するは先師の道を尊ぶ所以なり。門弟子及後世の儒質を以て從享するに事理當然なるも上に列りて啓聖廟を設立し叔梁絶を以て主享とし顔、曾、思、孟の父を以て配享するに至りては意義なきに似たり。其れ紀典に於ける義理として俱に安らかさるに涉りれども上命して大臣に議せしむ。領中権府九萬の議に鈞鼎と與に同しく。右成政申端の議に曰く今、此の啓聖廟の議は今日に居りたるにあらずして中朝の己に之を行ひ。先朝亦成命ありたるに蓋し崇儒重道の意に出たるものにして叔梁絶の祀を請ひたるは既に其の啓聖の功に因りたるものなれば則ち顔、曾、思を嚴上に享り。顔、路曾點、孔鯉を廊庭に祀れは子を以て齊聖と雖も父食に先にせざるもの義を殊に安らかさるものなる故に

此の別享が議する者に義より出てて起りて雖も推して之を廣め周、程、張、朱の父を一體に祭祀するに至りては果して義理に合するやを知らず若し其の建祠の議は先朝の既に博く諸臣に詢はれて之を行はしめたるものなり。今に在りては惟當に中朝の典禮に遵ひ先王の成命を追ふべきなりと。上、曰く啓聖廟は明朝の行ふ所、先王の命せられたる所にして右相の議は正に予の意と相符合す。其の議に依り之を行ふへど、二十七年の禮官の啓に曰く啓聖廟の禮、幣、奠獻の節並見、祭拜の數及位版の稱號にして疑はしきもの多しと上、命して大臣及儒臣に裁せしむ。

左議政李世白の議に曰く此は明朝の承めたる所にして今日の舉も亦宗廟の義に出でたるものなれば則ち凡て大小の儀節は當に中朝の制に倣ひて之を行ふへし暨、異同あるを容るるべきを以て臣嘗て明史を見るに嘉靖十三年帝、親學、從祀及啓聖公の奠に酒脯を用ひしとあり則ち其の奠獻の節は曾て樂廟の如きものにあらざるを見るべく。且張璁の議中に熊本の言を引きたる所に曰く宜しく別に一室を設け、齊國公叔梁紹を中に而前而後之、祀國公顏無繇、葉無侯曾點、泗水侯孔鲤、邾國公孟孫氏を侑食、同饗せしむ。此を以て之を觀れば其傳稱號に據るべきものあるに似たり。

右議政申烷の議に曰く明史に啓聖廟と稱す。廟と廟とは固り間あるを觀る。小牢を用ひて獻官をして分奠せしむるは樂廟の義と同一視し能はざるを此に於ても亦見るべし。叔梁紹、孟孫氏に至りては俱に荀號なしこするは禮官の考出するの及にざるものあるに似たり。祀版に既に書名の事なく、且已に前代に於て封祀したものあれは今に到りて必ず別に稱號を爲すべきにあらず。

兼祭酒、權尚友の議に曰く文烈公趙憲の歸朝したる封事中に啓聖廟に朝りたるに位叙は啓聖公孔氏は北に在り。顏無繇、孔鲤は東に在りて曾點、孟孫氏は西に在りて又按するに孔子通記に曰く激公宜なる者仇氏を娶り孟子を生み三歲にして激公立、卒うとあり此に據れば叔梁紹、孟孫氏は俱に稱號の徵すへきものあり此を以て位版に題するを以て當とするものにすへきも、激公宜の三字は皆是れ名なるか又激公は是れ爵にして宜に是れ名なるやを知らず。且伏して念ふに配位四卿は既に名字を書せざれば此の四位も亦葉博士と書するを以て宜きを得たるものハリとすべく。況解算賦、比翼に至りて之に改め公には奄國公と與に公爵なれば宜しく異同あるべからず。若し其俗は後世に公侯と稱するは皆是れ鄉の秩に列するものなれば古、諸侯の禮を統用するに不當なるに似たり。蓋し爲すへきを爲すは禮なり爲すへからざるを爲さへるも亦禮なり。

禮官吏に啓して曰く文獻を讀むれば叔梁紹、宋の辭稿中に齊國公に追封し、孟孫氏は元の時に邾國公に追封したるものなれば位版の書式に疑ふべきものなく。祀具に至りては明朝の品式、圖書編に詳載しあるを以て此に倣ふて行ふへしそ、板を以て原本に之を墨に書し候事に付すたゞて先づ告由。

夏五月、齊聖祠成る。齊國公孔氏を主享し、曲阜侯顏氏、泗水侯孔氏を東に配享し葉無侯曾點、邾國公書孟氏を西に配享する。又別廟に之を存する。是に重耳廟に奉安。

祝文 篤に大聖を生ひ萬世の師と爲す茲に上丁に值ひ精進時宜る。右は齊四
我か復讐を啓き令徳冥著たり茲に上丁に值ひ草依斯舉く。右は四
功啓聖に存し報舉周に從ふ茲に上丁に值ひ精進是れ修む。右は
聖門聖を出す聖公陰慶なり茲に上丁に當り虔敬を致す。右は四
我祈聖を退ハ道、素王に亞く上丁に當り聖事是將く。右は四
諸官の獻官品下

登誠品式、左に筷を二さし一は匙、一は果とす。右に豆を二こし箸を二こし豆は各一とし
て、左の側に在り、豆は相、蓋は泰を質つ。右は二こし魚頭の前に在り一は豕腥、一は羊腥を質つ。筈
は三さし左の前に在り、筈あり、幣は百等を用ふ。

(補)祖曹の啓に文廟の風氣の時に啓聖祠にも亦同に官を遣しし冥祇の祭あるべきなり。之に從ふ。

英祖十五年。諸道州府の大邑に命して豐年を待ちて皆啓聖祠を建立しむ。

(補)十六年。拜菜を親行せらるゝ時啓聖祠の祀史は當時の例に依るべきを命ず。

三十五年。御筆を以て啓聖祠の額を書き開き命じて之を掲げしむ。

秋七月。上、啓聖祠に幸し再拜禮を行ひ仍命して定式と爲めし初め館官及儒生の啓聖祠に謁する者皆四拜
のを行ふ。又或以て不可と爲て上、大司會與に四拜のことを以て必ず改むるに及ばずと遂に仍て之を
行ひたり。是に至り大司成徐命居の奏に曰く文宣先師に玉輦を以て奉ふる故に四拜を行ふも啓聖公は先師
に因り之を廢するを以て其の禮は宜しく降殺あるべく且玉輦なき故に儒生と雖も常に再拜すべきなりと上
之に從ふ。

臣謹みて按するに元の文宗の時に孔思晦、上言して嘗聖父王に封し父の爵も褒崇を加へ齊國公に封
したるに啓聖王の爲なもて明の洪武子夜の祭にも尙公と稱して王と稱せざりし故に我國も亦之に遵
す。

學校考四
卷四

學校考四

(補)太宗庚辰十一月、上、松京に於て即位し學に詣りて聖に謁し(補)府學を仍て皇子に命じ就學せしむ。○五年、上、學に幸し聖に謁す。

(補)太子良久廟碑に曰く庚申十一月、販下、松京に於て即位し學に詣りて先聖に謁、之日の歲に還都せられ先聖先師を親謁す。

十四年、上、學に幸し聖に謁す(補)聖此より始む。(補)仍て科を設りて取士す(補)試士、此より始む。

世宗即位の初に(補)今に上改す。上、貢免を廢して學に幸し聖に謁す。試聖の服、食免此より始む。(補)領政真喜、刑中権諱柄を召して親學試取即日を詔せらる。享等賢に曰く見學を試取せむとするは則ち古制に合せりして親學を輕するなりと。之に從ふ。(補)十一年、上學に幸し聖に謁す。○十六年上、學に幸し聖に謁す。

(補)端宗二年十一月、上、學に幸し聖に謁す。

世宗二年、(補)正月上、學に幸して聖に謁す。明倫堂に出御し司成金均等と共に經義を講說す。

(補)三年正月上、學に幸し聖に謁す。(補)三月、上、學に幸し聖に謁す。四年、上、學に幸し聖に謁す。

五年、上、學に幸して聖に謁す諸儒を會し四書五經の同異をみし。上、親しく自ら剖析し。上、又親しく易學、稽環註解を著はし以て學者を展し。注宮易音の詩五章を取し。且て諸生に示す其の一章に曰く

大學昭格降遺福、防予既承荷天祿、無怠無荒慎傷若、庶我君臣長保吉。

八年、(補)正月上、學に幸し聖に謁す。(補)十一年秋上、王世子を率ひて學に幸し聖に謁し世子、亞獻禮を行ふ。十四年、上、學に幸し聖に謁す。

成宗二年春二月、上、成功館に幸し笠服圭冠を具へ太牢を用ひて文宣王を祀り明倫堂に出御して館員及儒官老成の人を引きて廣經問難し講學りて。上、親しく帛を執り講授して諸生に酒食を饋す。(補)五年九月上、開城府に幸し學に詣りて聖に謁し仍明倫堂に出御して儒生に酒を饋し又米三十石、錦布五十疋を賜ふ。

(補)留守李芮、賜はりたる米、布を齎して之を渡し時に散を詠め美餘を取りて學屋を助けむとし、遂に朝廷に請ふて京學に做り春夏に諸生を染めて其を謀し其の高下を等し其の優等者を取りて直に會試に赴かしめ。又三冬に儒生をして晝夜寢に居らしめ以て其の業を肆にし供費の需を此に頼導せしむ。之を名けて曰く義田とし。記を作り以て其の事を記せしむ。

六年、上、學に幸し聖に謁し親しく釋菜を行ふ。八年、上、學に幸し聖に謁す。大射正九年、上、學に幸して聖に謁し養老乞言す。十一年、上、學に幸して聖に謁し親しく釋菜を行ふ。十三年、上、學に幸

して聖に謁し親しく釋菜を行ふ〇十六年、上、學に幸し聖に謁す(補)十八年三月。上、學に幸し學を視る(補)十九年四月、上、學に幸し聖に謁す〇二十三年。上、學に幸し聖に謁し儒生を大師す。初め上、將に大師の禮を行はむとす。禮曹判書麻公弼の表に曰く明倫堂の庭除は廣からざるを以て宜しく下革臺を用ふへきも之亦狹窄にして容れ難し。東西泮水の内を皆之を聞き橋梁を加設し以て人の往來を通すへしと。上、之を許せり、是に至り。上、下革臺に出御し百官儒生に賜宴し花を散らして席に拂し同臣に命して歌章を改撰し、君臣相悅の樂を作らしむ。是の日儒生の至りたる者數千人なり。

成化の大師頃に曰く天、聖王を生し、我か東方を撫る。儒生を尊崇し、聲庠を尤も重す。覩々たる聲庠、禮義の場たり。時維れ仲秋、日吉辰良なり。舉輿戾至し、躬ら素王を謁して親釋蘋籟等豆蔻芳たり。爰に禮官に命して坊に宴を開き、八珍交錯り。花朝釋煙たり爰に同臣に命して歌章を分製せしむ樂、詠舞を奏す。之れ宮商の協なり。王、曰く嗚呼、名は業に山り彰る、學は本を業ニ爲す、而墮を學はされよと呼爾儒生は其れ敢て憂めさらむや、身を立て名を擣けて乃ち誠に而して昌あれ。王、曰く嗚呼、時和歲穰なり、我れ樂に耽けたるに匪らず、我れ怠荒したるに匪らず。嗟爾儒士は其れ我の腐を盡して斯文と與に此の樂康を同うせむことを欲せよ。

二十四年。上、學に幸し聖に謁す。

（道）燕山八年。學に幸し大射の行ふ。

中年三年。上、學に幸して聖に謁し諸生と學に橫經問難す。〇三年。上、學に幸し聖に謁す〇六年。上、

學に幸して聖に謁し諸生と學に經義を講論す(補)九年五月。上、學に幸し橫經問難す。

(補)十年八月。上、學に幸し聖に謁す。〇十一年八月。上、學に幸し學を視る。〇十二年。上、學に幸し諸生と與に經義を講論し上田段慶奴婢が門弟養士の資を爲す。〇十四年。上、學に幸して聖に謁し明倫堂に出御し同知事尹偉、大司成金鑑、司成李得全、吏曹正郎丁玉章をして易の泰卦を進講せしめ。又、儒臣申光漢、舍人閔詩千、掌令朴差をして尚書の無逸を進講せしめ。又太學生李若水、李宗慶、崔景弘をして大學を進講せしめて文義を論議し、或に所懷を陳へしも門を環くて傾聽する者千を以て數ぶ。〇十八年。上、學に幸し聖に謁す(補)二十二年。上、學に幸して聖に謁し親しく釋菜を行ひ仍、明倫堂に出御して宰臣、諸官及儒生と與に經旨を討論す(補)二十八年三月。上、學に幸し聖に謁す。〇三十九年。上、學に幸し聖に謁す。大射に〇三十年。上、學に幸し聖に謁す(補)三十二年八月。上、學に幸して聖に謁し親しく釋菜を行ひ。明倫堂に出御して試士す。大司成李希輔太平策を賦す。〇三十三年。上、學に幸し聖に謁す(補)三十四年八月。上、王世子を奉じて太學に幸し儒生と與に講論す。〇三十六年。上、學に幸し聖に謁す。明宗三年。上、學に幸し聖に謁す(補)上、親節して文廟に就し明倫堂に退御し、儒生を試し、又下革臺に進御せられ武士を試し百十五點、奴婢五十口を成秀館に賜ひ。又、奴婢十五口を四學に賜ふ。大司成趙士秀七錢を進む。鹿皮一領を賜ひ以て之を將る。〇五年。上、學に幸し聖に謁す。〇六年。上、學に幸し聖に

謁す〇十一年。上、學に幸し聖に謁す〇十二年。上、學に幸し聖に謁す〇十三年。上、學に幸し聖に謁す〇十四年。上、學に幸し聖に謁す(補)。上、先聖に酌獻禮を行ひ明倫堂に退御せられ士を試し成均館に米一百斛、胡椒五斛を賜ふ〇十五年。上、學に幸し聖に謁す〇十八年。上、學に幸し聖に謁す〇二十年。上、學に幸し聖に謁す。

宣祖二年。上、學に幸し聖に謁す〇六年。上、學に幸し聖に謁す〇十年。上、學に幸し聖に謁す〇十三年。上、學に幸し聖に謁す〇十六年。上、學に幸し聖に謁す〇十七年。(補)。上、學に幸し文廟に告祭す(大典)〇十九年。上、學に幸し聖に謁す〇二十一年。上、學に幸し聖に謁す〇二十六年。上、壇を成均館の墟に設け先聖を祭る(大典)〇三十年。上、學に幸し聖に謁す〇三十四年文廟を重建す。上、學に幸し聖に謁す。

(補)光海二年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)五年四月。學に幸し聖に謁す。

(補)七年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)八年八月。學に幸し聖に謁す。

(補)九年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)十一年十月。學に幸し聖に謁す。

(補)十三年十月。學に幸し聖に謁す。

仁祖元年。上、學に幸し聖に謁し大司成を飾して以て講學を勉めしめ命して師儒を擇ひ四學の教導又は下教を分掌せしめ以て諸生を戒む。

二年。上、學に幸し聖に謁す。

六年。上、學に幸し聖に謁す。

(補)九年八月。上、學に幸し聖に謁す。(草本に後日改て
教誥せるも今當改て)

十年。上、學に幸し聖に謁す。

十三年。上、學に幸し聖に謁す。

十七年春。上、學に幸し聖に謁す。

孝宗三年秋九月。上、成均館に幸し文宣王に酌はす。禮官の啓に曰く昔に在りては謁聖は吉朔の日に於て行はす。則ち或は南獻の朝より或は見焚香するのみ。今、殿下は副服にて初めて聖廟に謁す當に酌獻を行はるべし。上、之に從ふ。是より學に幸せは必ず酌獻を行ふを以て遂に定制と爲す。〇四年上、文廟に謁し學を視る。〇八年。上、學に幸し聖に謁す。

顯宗三年。上、學に幸し聖に謁す。

七年。上、學に幸し聖に謁す。

十二年。上、學に幸し聖に謁す。

十三年。上、學に幸し聖に謁す。

十七年。上、學に幸し聖に謁し音を下して以て諸生を戒む。

十九年。上、學に幸し聖に謁す。

二十年。上、學に幸し聖に謁す。

二十四年。上、學に幸し聖に謁す。

二十六年。上、學に幸し聖に謁す。

二十八年。上、學に幸し聖に謁す。

三十一年。上、學に幸し聖に謁す。

三十五年。上、學に幸し聖に謁す。

四十五年。王世子に命して文廟に酌獻せしも。是より先に閔鎭厚の奏に曰く今歲は常に謁聖を行ふへし況
んや前年に從祀の舉あるに於てかや從祀の後に謁聖するは例なり。且壬戌從祀の後、先正臣宋時烈も亦以
て宜く謁聖を行ふべき意を陳達せしと聞けり。上、之に從ふ。又。上、豫はす王世子に命して晉行せし

景宗三年。上、學に幸し聖に謁す。

英祖三年。上、學に幸し聖に謁す。

九年春二月。上、學に幸して聖に謁して仍舊學す。初め進士の啓に曰く凡經に有罪を征置し反り學に擇究
すと云へり既に戊申逆變の勘定後に宜しく先聖に告祭するの舉あるべし。上、之に從ふ。

(補)傳に曰く輿地勝覽成均館の註に、辛卯春二月先聖を親祀し明倫堂に出御し館官及儒雅老成の臣を引き
て横經問難し。戊戌四月酌獻酒を畢ひて明倫堂に出御し養老の禮を行ひ群臣之與に横經問難し。而して辛
卯二月大牢を用ひて宣聖を祀り明倫堂に出御し文臣三品以上及館員を引きて横經問難すと此を以て之を觀
れば則ち例は各不同なるも其の在坊會講禮を以て之を觀るに師傳以下宮僚にして故なき者は皆書筵に參列
し。節事知事は本館知事と與に侍講官を爲り。曾て經解を経たる人、翰苑より四六の人及經學官抄選の人
にして在貢者は皆職、軍械を諭せず諸書官を爲したれば則ち汎謐の弊なし。此れ別に抄選したる者に非ら
ず官案の舉行者を按し政院に於て庭試の試官例に依りたるものにして學行冊子は周密近思錄を以て之を爲
す。

秋九月。上、學に幸し聖に謁す。

十二年。上、學に幸し聖に謁す。

十五年。上、學に幸し聖に謁す。

十六年。上、學に幸し親しく釋菜を行ふ。

(補)上、曰く前の謁聖に在りては集春門より路を作れり、此れ實に就使の意に出てたるなり。親く廟みて釋菜をなすは事禮重なり。先朝の謁聖回憶の時に弘化門を過ぎて教化門に由りて還宮せれたり。此は實に文武科詔坐の意に出てたるものにして今日當に仰禮すへきものなり。而して今北の釋菜は實に三百年に再舉するものなれば儀文、物采は當に十分精備し以て示後の道を爲へし今後は弘化門よりし還宮は教化門よりすへきなり。

(補)又傳に曰く漢の高帝は自ら馬上より天下を得たりと詔ひ先聖を祀れに太牢を以てせり。此の典は五百年漢業の本なり豈遠く漢に效ふへばんや我朝は自ら既に行ひたる禮なり。既往の實錄を見れば之を知るべし。今之釋菜は當に躬ち行ふへきに付儀曹をして例を考へ舉行せしめよ。

十八年。上、學に幸し聖に謁す。大昭に詳す

十九年。上、學に幸し聖に謁す。

二十一年。上、學に幸し聖に謁す。

二十五年。上、學に幸し聖に謁す。

二十六年。上、學に幸し聖に謁す。

(補)古に曰く元良を奉りて壇に謁するは近世初の行はるゝなり。配位四聖以分職官に於て酌獻するの規定あり而して世子入學の時上は四聖も一例に酌獻すること、し四聖の酌獻は世子、親行すへし。

二十九年。上、學に幸し聖に謁す。○三十二年春、上、學に幸し聖に謁し親しく四聖に奠のし給音を下して以て後生に示す。

捨晉に曰く嗚呼、夫子は萬世の先聖にして四聖は百代の吾師たり。末世以來、夫子の座に在し、顏曾後先の義を知らず、故に眞に諸儒に面筋して曰く紹等の宗師は聖朝に在す、其れ須らく自ら勉めよ。今予躬も冥想を行ひ以て四聖の道を彰じむ。

三十五年秋七月、上、學に幸し聖に謁し復た親しく聖廟に奠のし仍命して定式を爲す。○三十六年秋、上崇節祠に幸し故に曰く世に津宮に入りて聖殿を望見し着し躬も請せされは聖廟廟を尊ぶ道ならむやと遂に文廟に詣りて先聖に展謁す。○三十八年春、上、學に幸し聖に謁す。○四十年冬、上、明倫室に幸し諸生を諒誦す。○四十一年春三月、上、王世孫を奉ひて學に幸し聖に謁す。○四十三年秋、上、學に幸し聖に謁し王世孫に命し替りて酌獻禮を行はしむ。

章父宣王親學の儀。

齋戒して牲器を省にし、諸享官學生の位に就くこと常儀の如くす、殿下は冠服を具へ主を執り正門より入り、東階より升りて版位に詣り西向に立つ。祝儀は致啓有司をして謹具し行事を請はしむ。協伴郎は邊を擧りて工奴を興さしむ、祝軒架は延安の樂、烈文の舞を作す。樂をなすこと二度にして、殿下

四拜し在位者及學生皆四拜す、樂三度成りて止み。奠幣禮を行ふ。殿下盥洗位に詣り圭を振る手を洗ひ、圭を執りて文宣王神位の前に詣り北向にして立つ。登歌明安の樂、烈文の舞を作す。殿下跪き圭を振む、在位者皆歸く。三度音を上け幣を執り幣を獻し圭を執り幣伏して與る。殿下、位に復す。配位初獻官、手を洗ひ復聖公神位の前に詣り三度音を上け幣を執り幣を獻し。次に宗聖公、述聖公、亞聖公の神位の前に詣り音を上け幣を獻すること皆上儀の如く樂止みて位に復す。祝史は各毛血盤を捧げ入りて神位の前に詣し。薦俎を進め豐安の樂を作す。（白原奉は祭四樂位皆同しく殿下初獻時を行へる）登歌成安の樂、烈文の舞を作し、獻官、讚祝して樂作り、樂止み四聖位の前俎、分俎官、獻爵すること儀の如く。文舞退き、武舞進ハ軒架、舒安の樂を作す、亞誠の分獻は初獻の如く終獻の分獻も初めの如し。殿下飲福位に詣り爵俎を受けて位に復し四拜し在位者皆四拜す。登歌厥安の樂を作す。錢豆を敬し樂止み、軒架に凝安の樂を作す。殿下四拜し從拜、上の如し、樂一度成りて止ハ禮畢り。殿下還へらる。次に亞獻官、搖を望む。諸享官、學生次第に出づ。

視學、王世子、問倫堂門外の位に就く左通席詣き啓して視學を請ひ。殿下、莫萬冠袁龍袍を具へ明倫堂に至り即座す。王世子四拜して西階より升り座に就く。侍講官以下四拜し升り。堂上に就く。殿下爵を執り侍講官に賜はり。講書官以下及學生に酒を分賜す。侍講官以下及學生は皆四拜す。謙案を進むて侍講官の班首、升りて酒亭に詣り東北向にして進み、司營提調酒を酌みて班首に授く。班首、座前に詣り竟き退り降り位に復して四拜す。侍講官以下皆四拜す。侍講官以下處官者及陪讀官、學官、學生に庭の東西に分ちて就き俯伏す。副學調、王世子に酒卓を供し、侍講官以下及學生に酒盤を分賜す。書案を進むて近侍、書を講書官に授く。講書官は所定の書を讀じ侍講官は之を論難す。（古今事記に於て是れを嘆美する語有り。其意は「其言はるるを悉く當てん」と思ひます。）副提調に命して酒を酌せしめ王世子に明か、王世子、詣き受けて飲ふ以て次第に酒を行ふこと五爵にして止む。詣り一爵秦、僅卓、酒亭、書案を敬し王世子、降りて位に復し四拜す。侍講官以下皆四拜し禮畢る。殿下、座上降りて小次に還る。侍講官以下酒瓶を敬す。殿下、大次（天幕）に還り重鶴還宮せらる。

酌獻文宣王視學の儀

諸執事、學生の位に就くこと上儀の如し。王世子は冕服を具へ入りて位に就く。殿下、冕服を具へ圭を執り正門より入りて東階より升り版位に詣り西向に立ち四拜す。王世子以下在位者及學生皆四拜す。殿下、盥洗位に詣り圭を振る手を洗ひ。大成至聖文宣王神位の前に詣り北向に立ち、詣きて圭を振ひ三度音を上け詩を賦して位に復す。配位奠幣官は復聖公神位の前に詣り東向に跪きて酌を獻す。次に宗聖公述聖公、亞聖公神位の前に詣り酌獻すること上儀の如くし供に位に復す。殿下四拜し王世子以下在位者及學生皆四拜して禮畢る。殿下、大次に還る。王世子出づ。諸執事、學生次第に出づ。○視學は上儀の如し。
(補)金安國、視學の時に於ける講書の儀に曰く我朝の視學儀は開元殿に本つきたるものにして講書の設

に舟船宮其の所用を究めずして或に請書の時に當り人主(主)下坐し以て隆儀重道の意を示すものなりと謂ひ。或に此を設くるは蓋し經書を其の上に置く所以なりと謂ふ。窓に謂ふに現學は人君の盛禮なり。一舉一止、皆以て示教する所たり。儀註の中宜く詳かならざるに無さなり苟も降、就下、坐の舉あり。されば如の此より大なる者たゞに獨り其の升降の節を詳かに著にさらむや況んや、累代現學の儀及本例儀註を考ふるに人主降就請用の節に於ては略して一言の及ぶも無きに於ておや、則ち其の人主降就の座に非らざるは甚だ明かなりて又開元天祐の皇太子之學の儀を按するに皇太子の位空堂の東西向に設け、請用を北壁の方下、西向に設らるゝあり苟くも人君、現學の時に請用を以て人君、既沖して就下の座を爲すこそ何れぞ矧り皇太子の現學に於ては台の東壁を卑とし北壁南面を尊させむや。又朝の弘治年間に於ける現學儀に節坐の左に經案ありて西に請用を設けるの文なし。請用の苟くも人君、既降の大即に開するものさせは皇廟の禮に豈當求せずして之を行はもぞ、然らず蓋し虛位を設け以て請官の御前に當り請論の様と爲すを意味し發ねて人主自ら經師に當りて請問せざるの位を寓せるものさせは豈亦請神昇道の義に通せざらむや。

(續)正祖六年上、學に幸し聖に請し南風帽を行ふ前の一日前御前堂に宿宿し庭前に食堂を設く。○十三年○上、學に幸し聖に謁す。

十五年○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。孔夫子、朱夫子の生年なるを以て先づ啓聖祠に詣り奠酌禮を行ふ。○十八年○上、學に幸し聖に請す。

(續)二十三年○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。

(續)純祖三年○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。數に曰く初めて釋奠を行ふは入學の義を寓するものなり。

(續)二十五年○上、學に幸し聖に請し王世子隨て詣りて禮を行ふ。

(續)惠宗四年○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。

(續)哲宗二年十月○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。

(續)今上三年十月○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。

八年三月○上、學に幸し聖に請し酌獻禮を行ふ。

九年二月○上、學に幸し聖に請し釋奠祭を行ふ。

十七年九月○上、學に幸し酌獻禮を行ひ翌日春塘臺に於て試士す。○十九年正月○王世子入學禮を行ふ。上、曰く東宮の入學、頤成す。予、慕聖の快に勝えずして遂に學に幸し聖に請し仍春塘臺に詣り試士す。二十年十一月○上、王世子と與に學に幸し聖に請し、翌日春塘臺に詣り試士す。○二十六年○上、王世子と與に學に幸し聖に請し翌日景武臺に出御し試士す。○二十九年九月○上、王世子と與に學に幸し聖に請し試士す。○三十年五月○上、王世子と與に學に幸し聖に請し試士す。○八月○上、王世子と與に學に幸し釋奠を行ひ試士す。

翌日景武堂に出御し試士す。

附 大射

成宗八年秋八月上、成均館に詣り文宣王に親しく接見し仍て大射禮を行ふ。禮畢りて教を諸道に頒ち列邑をして大射禮を行はしむ。

教文に曰く蓋し二皇、利用、弧矢、六義、和容、奉申、飲射、を威制し房侯は庭の擇士を防かにせり。周に徵し茲に三射の禮を崇ひ、五善の目を立て宣する所なり。沿革は外なりと雖も遵習して廢る無し予、眇薄を以て不絶を積水し尙、祖宗の靈、承綱の力に頼り、朝廷相輔り、邊鄙警せるなし中外尊謹にして亦有り(豈坐)なり。宜しく禮を射て德を觀るべく、更、羊を愛して禮に去はむや。乃ち吉慶を選び、文廟に戻り躬ら含蓄の禮を行ひ兼て取士の儀を舉く。爰に射壇に就き且ハテ物采を陳へ、夏官は進退の規を分め。伶工は頻繁の節、主反の能を奏し、君子の争を尙はざる美きを觀るべく、群臣喪を明にし、百職式序たり。斯の禮の行はして庶人に達し、鄉飲の禮亦當に講じ暨内、守令の在る所は此れ開闢に道ひて時を以て奉行し、我の太平の業を同うし以て輿議の風を興すへし。嗚呼、式に七德あるは大を保ち功を定むる所以にして器の五兵を重するは暴を禁し亂を戢むる所以なり。詰次に在りて尙爾り況んや興禮の言(萬大の貌)なるべきに於てれや。

(補)燕山八年、大射禮を行ふ。

中宗二十九年上、成功館に幸し文宣王に親祭し大射禮を行ふ。上、乘矢(四本の矢)を發して三を獲、王世子繼きて射し崇官次第に射す。禮畢りて群臣に宴す。翌日又儒生を閑庭に宴す。初め上、百官と與に儒生を同宴せしめむと欲せしも其の衆多なるを以て只諸臣に宴して儒生に閑庭に於て宴を開ふ。時に紛擾難使を言ふ者あり。上、曰く既に燕山、此の禮を行ふて儒生に頒らざるは予甚た之を非せり、儒生多しこ雖も以て供餉すへきなりと。

英祖十九年閏四月庚申上、將に大射禮を行はむするや、内弓房は弓矢及決を供し、尙衣院は拾を供し、軍器寺は熊侯、鹿侯、旌福、弓鼓、錘を供し、工曹は豐旛屏を供し膳工監は尊卓を供す。是の日上、先文廟に詣り先聖に詣獻し、射壇に出御し乘矢(四本の矢)を發して三矢中より侍射官三十人亦乘矢を發して或は中も或は中らず中りたる者は表裏弓矢を貯し中らざり者は射を以て罰し。翌日上、儒生を召して詔きを宣し藝文提學元景良に命して記文を撰し明倫堂に板を掲げしむ。

記に曰く我 燕山十九年の春 上、禮臣に命して曰く昔我が聖祖嘗て大射の禮を行はれたり古典曠れて修焉らず、爾有司は苦を消ひ以て告げよ。越後も閏四月庚申 上、冕服を以て文廟に奠廟し壇壝に臨み大射の禮を行はせらる。太史數中りて屢の三を發たりて錘、鼓、管、籥は皇帝の樂を以て奏す。射畢りて上、群臣に教を下して曰く予ニ成あり一は則ち 垂俎の位に踰へ、聖祖の禮を行ふなり二は則ち矢の數、聖祖と通符せるたりは三に則ち是、五十にして斯の禮が追行せるを意せしならむや。此れ以

て記なるへからざるなり。

五月、命して六一閣を建てしむ閣既に成るや御弓、御矢、及大射の諸具を藏す閣名を六一とせるは蓋し射を以て六藝の一と爲したるなり。

(補)續五禮儀に侍射官三十、宗臣、儀賓は從二品以上十員、文臣は正一品以下十員、武臣は正三品以上十員とあり。

臣謹みて按するに甲申春上、耆老諸臣と與に慶熙宮に於て大射を行ふ而して此は泮宮の事にあらざる故茲に詳錄せす。

射器。熊侯は赤色の布を用ひて質と爲し廣さ、長さ共に八尺とし其の廣さを三分して其の一を鶴とす。鶴は白漆の皮を以て製したもの用ひ方六尺にして侯の中に位し侯の首を畫きたるものなり御射に用ふ。獅侯は其の制は同質なり青く獅首を畫き宗親、文武官の射に用ふ。○決は右手の大指に着け以て弘を钩き體を開く。○拾は左臂に着け以て弦を送る。○三侯は邊の避矢の物にして革を以て之を爲し、高さ廣さ各七尺にして形は屏風三疊の如く皴一は東之に在り金一は西之に在り。○幅は儀矩闕に幅の長き筈の如しこ云ふ、筈は矢軒なり筈長三尺八なれば則ち幅又三尺なり兩端は龍の首と爲し矢を限へるなり其の中は蛇身と爲し兩々相交へ相對して地に之を置けば安全なり丹草を以て當と爲せば四々矢を分ちて之を其の上に委するなり。○豎は罰爵を承くるものにして形は豆大の如し。爵は周禮考の工記に梓人の飲む器とあ

り禮書に大射には司正卒を立て角脛を司射に立て司馬遂に射れは射を以て勝たざる者に飲ます。

射儀。車駕壇上に至り伏術の排列は視學儀の如し。殿下陞座し宗親、文武百官及侍射者は樂作れば四拜して樂止む左通禮啓して有司既に射を具へて上すと護軍二人御弓矢を横に奉して東階上に立つ。侍射て室及所を有す又案を設けて御決、拾國を置く。獲者一人は旗を持ち侯を負ふて北向に立つ。○御射居候者侍射者は弓を執り乘矢を塔みて入り射位に就く。○兵曹判書は獲者に命して侯を去らしめ又填築、執築に替して填築三聲せしむ。○御射居候者は皴を以て之に應し負候者は還り之に至る。上護軍は決、拾の兩を捧け。決、拾の樂を作す。殿下射位に陞る、樂止む、弓を捧ぐたる者は北向に遡きて進御し。矢を捧ぐたる者は第一矢を進む。矢を捧ぐたる者は直殿下將に射るや樂は杆架を作し樂の三節を奏す。第一矢は第四節と相應す。上護軍は矢行を啓す。中れば獲と曰ひ、下なれば留と曰ひ、上なれば揚と曰ひ、左は左方と曰ひ、右は右方と曰ひ。第二矢を進め第五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三矢を進め第六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四矢を進め第七節と相應す。上護軍矢行を啓す。凡そ御矢の發はれ度て之御射起り樂止む。○御射居候者上護軍既に射を受く樂作る。殿下座に陞る。樂止む。上護軍既に射を受く。拾を受け案に置く。取矢官は御矢を横に捧し上護軍の承捧すること初の如し。侍射者柄を以て射席に陞進す。臣の曾祖は、終音也。次に宗親儀賓、日本に流傳、次に文臣、皆次に傳い、次に武樂製作して一節を奏したる後、矢の第一發を發し第二節と相應して以て五節に至る。中はたるも皆ち獲者は矢を擧る、中らざるものに命

旗を舉りて之に應し上邊は黄旗、下邊は黒旗、左右樂止む。射者は俯伏して興り位に復す。矢を取る者に中りたる矢を取りて幅に加ふて中りたる者は恰當車をして拾はしめは其者は受り衆機頃次射る。次第以降は明るく、是等は矢を射て矢を取る事射畢り樂止む。射者は中りたる者は皆悉、拾して左に置き左有に立る。供に進みて壇下に立ちて東西に分る。兵曹判書は中りたる者の姓名及中りたる數を書きて中りたる者を賞し、中らざりし者を罰すべきを請ふ兵曹正郎は中りたる者の職姓名を唱へ、初め入射せし次第に東階の下西向に立ちて中らざりし者は西階の下東向に立依り附へて入れしむ。司饔院官は罰尊の西に就き膳牛角杯を以て酒を酌し盤に置く。中らざりし者は即ち其時右左處進みて豊の南北向に跨ぎ席を取りて立て飲み、幸りて膳を盤の下に置きて置く。司饔院官は北向に跨き虛席を取り酌して置く。中らざりし者は順次繼きて飲むこと並て始めの如し。宗親文武官及侍射者は俱に樂作り四拜す。樂止む。禮拜りて殿下帳次に還り車駕還宮は來儀の如し。

(續)正祖七年の燕射禮を行ふべく春塘臺に於て習儀す。
教に曰く成周の制に天子諸侯の射に三あり。澤宮に於て射るを大射と謂ひ。若に於て射るを賓射と謂ひ、燕寢に於て射るを燕射と謂ひ。皆、德行を觀て禮讓を嫋る所以なり。我朝は則ち澤宮、燕寢を通じて大射と稱し且其の儀文も多く因襲に準かれて未だ盡く成周の制に合せざるなり。前年閑臣に命して博く儀禮及戴禮を考へ、損益を斟酌し、明春を以て燕射を復設せむと欲す故に特に卿等を召し此の禮を行ふ

ものなりと。

附入學

世宗三年。上、教に曰く八歳にして入學するは古の制なり。今世子八歳なれば宜しく日を探ひて入學せしむへしと。兼大司成尹祚を以て博士と爲す。

臣謹みて按するに王世子入學の禮は蓋し此より始りたるも李良の文廟碑文に曰く太宗松京に卽位し貞子に命して就學せしむとあれは其の禮は已に此より先なりしなり。

世祖二年。王世子入學の禮を行ひ大提學崔恒を以て博士と爲す。

臣謹みて按するに文宗入學の時に尹祚は大司成を以て首めて博士と爲り是に至りては崔恒は大提學にして博士と爲りたり。此れよりは大提學より博士と爲し而して五禮儀にも亦曰く知館事大提學の事を傳りを以て之を爲すとあり。

(補)十一年。上、筵臣に謂ふて曰く予、世子をして成均館に詣り諸生と與に齒議せしめむと欲すと。丘從直、曰く古に是の禮ありと。鄭自英曰く古今異なる宜しく行ふへからざるなりと。上、曰く世子は深宮に生長し稼、穡、難を亦嘗て知らず。奉養の餘り驕侈生し易し。今、齒議の禮は一は以て驕侈の心を抑へ。一は以て孝悌の義を教くし而して自英は不可と爲すは是れ驕侈を以て世子を導かんと欲するなり其して可ならんやと。遂に三月を以て世子と與に學に幸し世子に命して諸生に齒列

せしめ横經問難す。遠方の儒生雲集し凡て三千人となる。祐曹に命して諸道へ移文して知會せしむ。

(補)成宗十八年世子即ち燕を入學の禮を行ふ。博士は徐居正なり。

中宗十七年王世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は李晉なり。

(補)世子講論の際に於ける陞降、周旋、齊容にして禮に中り、應答は皆人意の表に出で觀る者皆嗟悅服せざるなし。世子問ふて治國の事に及ぶ。博士對へて曰く此は今日の所、常に問はるゝへきにあらずとし仍て孝敬の道を陳ふ。論者其の體を得たるに服せり。

明宗十五年順懷世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は洪邈なり。

(補)宣祖三十一年世子即ち光入學の禮を行ふ。博士は沈喜壽なり。

(補)光海二年世子即ち光入學の禮を行ふ。博士は金榮なり。以上皆命之命之取次者也

仁祖三年昭頃世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は金榮なり。以上皆命之命之取次者也

(補)世子入學の時は當に經の一章を講ずべきものにして大提學金望は前に入學の時に在りては只大文(本文)の音釋を講し或は經旨の音釋を講したりと爲し。戒師李廷魚は只大文の音釋を爲すを以て太略にして其の註を并せて之を講釋するは煩に似たりとし。大文は音、釋を并講し、註に只音を講して釋せざるを適當なりとす。命して只大文の音釋を講せしむ。

二十三年王世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は李植にして將命儒生は趙鯨錫なり。

(補)時に李植は大提學にして博士を爲り、長子冕夏は司書にして備宮僚、次子端夏は儒生にして執事となり一時の聳観たり。

孝宗三年王世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は恭裕後にして將命儒生は金善興なり。顯宗十年王世子、入學の禮を行ふ。是より先、上、嫡臣問ふて曰く入學の時に當に何れの書を講ずべきかと。領議政鄭太和曰く近來世子の入學には大學を講する例なり、然し小學を以て講論するも亦祖宗朝の故事あり宜しく小學を講ずべきなり。上、之に從ふ。

(補)時に趙復陽、朴長遠は皆當に小學を講すへしとし。閔鼎重は獨り大學を講すへしとするを以て、鄭太和は諸人異同の見を以て奏せり。上、曰く、文宗は八歳にして入學せしか故に小學を講す予は十二歳に入學せしか故に大學を講せり。今、世子は九歳にして且方で小學を讀む。何そ必ず讀む所を捨てて大學を講すへきや。命して小學を講せしむ。(補)博士は趙復陽、將命儒生は趙相愚なり。

肅宗二十一年王世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は朴泰尚、將命儒生は李觀命なり。景宗二年王世弟、入學の禮を行ひて大學を講す、斯崩御より以後は入學に小學を講する例なりしか是に至り大學を以て講す。(補)博士は趙泰億、將命儒生は趙肅命なり。

英宗三年孝章世子入學の禮を行ふ。(補)博士は李宜顯、將命儒生は南有常なり。

(補)藥房の都提調閔鎮遠の啓に曰く前例に大臣の隨行して泮宮に到りたる後は外班に留在せしめて入り

て観るを得ざるは殊に是れ欠事なり。春坊の官と與に同しく入參せしめむことを請ふ。上、之を可とし命して賓客と與に同しく入らしむ。旋りて佑生の争に因り前例なきを以て之を取消したり。

十八年。思悼世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は李菴常、將命儒生は尹得敬なり。

三十七年、王世孫、入學の禮を行ふ(補)博士は金陽澤、將命儒生は洪龍漢なり。

(補)諱善、徐志修の啓に曰く入學時の博士は提學を以て博士と爲すも即ち太學博士に大提學にして知館事の任を兼ねる例なり故に博士を提學と爲すに則ち成均館には不當なり。古の博士、官は天下の儒生を教ふるものにして而して世子の學に尚するは儒士と與に尚するを謂ふものなり故に亦博士官より受學すべきなり。上、曰く奏する所、意見あり大提學をして舉行せしむ。

(補)世子入學の時、三公、賓客及宮僚隨往の例に依り師傅、諱善、講書院官員、隨往を命ぜしも亦故例なきを以て中止せしむ。

(補)上、五禮儀、入學儀を以て太疎略なりとし大司成徐命膺に命して儀節禮を改撰せしめ、成りたる後に太學に歲し以て來式と爲す。

臣謹みて按するに端宗は八歳にして冊封せられ、王世孫は十二歳にして卽位されたれば必ず入學の禮を行はれたるべきも併に瑞牒中に記載なきを以て錄せず。端宗朝癸酉に 德宗入學せられしも時に儲位に陞らざりし故に亦錄せず。

入學の儀、王世子、翼善冠、袞龍袍を具へて出宮すること上儀の如して典禮官入りて儀具を質し執事者及學生は門外の位に就く。脇者、謁者、位に就き四拜す。執事者位に就き四拜して手を洗ふ。學生入りて位に就く。酌獻禮を行ふ。王世子儒生服を服して弼善、前引して東門より入りて拜位に就き西向に立ちて位に就く。學生皆四拜す。王世子、因位に詣り手を洗ひ東階より升りて正位尊所に詣り西向に立ち因りて神位の前に詣りて跪き三度音を上く。執符、符を獻す。戸を出て配位の尊所に詣り、因りて復聖公、宗聖公、述聖公、亞聖公の神位の前に詣り禮を行ふこと並て上儀の如して降りて位に復す。配位の酌獻將に畢らむとするや執事は分れて殿内及南廊の從享神位の前に詣り助奠し詣りて供に位に復す。王世子四拜し學生皆四拜す。王世子便に還り次に學生願次出づ。執事者位に還り四拜して出づ。貴者、謁者四拜し出づ。乃ち退く。王世子酌獻訖りて學生服を脱、輔德、引きて明倫堂大門の東西向に立つ。帛頭、酒壺二斗、脩案五挺を王世子の前に陳す。諸執事西北に並行して西に上る。博士^{大司成等}、公服、幞頭、紅袍、皂笏を具へて明倫堂東階上に西向として立つ。將命者出て、門の西東向に立ちて曰く敢わて事を請へと。王世子少前して曰く某、先生より業を受けむことを願ふと。將命者入りて告く。博士曰く某不徳なり請ふ。王世子は辱むなれど。將命者出て告く。王世子曰く某は敢て見む。將命者出て告く。王世子曰く某は敢て賓客を以て視さるへきに付見を賜はらむことを請ふと。將命者入りて告く。博士曰く某は敢て命に從は

さるを得ずと。將命者出て、告く。執儀者は篚を以て東に向ひ、王世子に授く。王世子、篚を執る。博士は降りて東階の下、西向にして俟つ。輔德、王世子を引きて門に入りて左す。執事者酒臺、脩案を奉して之に隨ひ西階に詣り、南東向ふ。奉酒脩者は王世子の前西南に立ち、東向にて北の方に上る。王世子跪きて篚を奠し再拜す。博士答拜す。王世子跪きて篚を取り以て進むれば奉酒脩者從て博士の前に奠す。博士、跪きて篚を執り執事者に授く。執事者跪きて酒脩を取り以て退く。輔德、王世子を引き階間に立ち北に向ひて再拜し、引き出て便次に就き以て俟つ。博士は常服に改めて堂に升りて坐に就く。明倫堂に在りては東壁にして西に向ふ。輔德、王世子を引きて門に入り西階より升りて博士の前に詣る。執事者は講書を博士の前の書案に置き又講書を王世子の前に置くも之には書案なし。講書・釋議、訛れは執事は案及書を徹す。輔德は王世子を引きて西階より降りて出て便次に就く。還宮は來儀の如し。

臣謹みて按するに五禮儀に王太子、宗親も亦入學の禮ありて成均館の司成を以て博士と爲すも今は此の禮なきを以て錄せす。

(續)純祖十七年。王世子、入學の禮を行ふ。博士は南公徽の將命儒生は金弘根なり。

(續)今 上十九年正月。王世子、入學の禮を行ふ。博士は閔台鑄、將命儒生は閔泳敦なり。

學校考五

興學

太宗朝上、人才の古の如からざるを歎き之を振起せむと欲し、成均館の諸生を廣延樓に召し、文臣をして經史を講論せしめ又、李稷、趙璞、柳觀、李旼に命して成均館に往き儒生を訓む。

文宗朝上、教に曰く學校は風化の源にして係る所甚た重じて、仍て館閣諸臣に命して輪次に成均館に詣り、日には諸生と與に講論し頻に酒食を賜ふ。

世祖五年(作)三年學に奉し聖に謁し、士を策しむ、教に曰く人才の養育は一朝にして成るべきにあらず才ありと雖も、數にして勤まされば則ち成らす。人ありと雖も試、頃らざれば則ち用ひ難し、宜しく常に誘掖勵勵し數之を試して登庸の備と爲し、數諸生を引きて經史を講問すへし。
(補)教に曰く予、大亂の後を承け庶務紛糾して興學育才に暇なし。然も學官にして一人も之を陳ふる者なきは甚た國家、建學を委任せし所以にあらず。今後毎月の季に書生の讀書したる所を錄して以聞すへし。予、將に親講すへし。又諸生にして書籍を得難きものあるべきを以て染識之に命して藝文館所藏の書籍を錄して順次刊行せしむ。成宗の朝、上、朔望毎に館員諸生を内殿に引き經義を講論し、又群臣に命して日には明倫堂に會し經史を講明し諸生を訓誨し、近臣を遣はし酒食を賜ふ。

(補)十四年檢討官宋執、諸道に諭し學校の政を申明し以て風化を敷ふすべきを請ふ。侍講官金宗直曰く臣

曾て守谷を爲り鄉射、鄉飲の禮を設け孝悌の者をして之を先にし、才藝の者を之の次ぎとし不肖の者は與からしめざるに是に由り一郷の人、企て之に化し恥して之を改め誠に風化を補くるものありたり。上、乃ち書を諸道に下して興學の方法を措置せしむ。

中宗十四年夏四月、上、承旨韓忠を遣はし酒饌を費らして成均館に往き館官及儒生等に賜ひ且課製を試せしむ。翌日、館官、儒生を半ひて謝恩す。上、勤政殿に出御せられ同知事趙光祖、尹倅、大司成金湜等を引見し又諸生を召して經を試す。時に光祖等儒學を倡明し人材蔚然として作興す。
(補)上、興學に銳意し内に四學、外は八道に命して皆小學、大學を以て儒生童蒙を誨へ其の優異なる者を考察し之を太學に升級せしむ。

仁宗元年、太學生上疏して趙光祖の復職を請ふ。上、手書して答へて曰く汝等は首善之地に居り、古きを好みて時を論し、疏章を三度、上す、辭、懇にして義、直なり。學ひたる所の正しさは何を以てか此に加はらむ。先朝教育の澤亦想ふべきなり。然し之を言ふて從はざるは意の存するものあればなり。且太學は公論の存する所とは曰へ是非の定るは自ら朝政あり。汝等是非を言ふは則ち得べきも是非を定めむことを期するは則ち諸生の事に非らざるなり。姑く退きて更に之を思ふへし。暫しくして命して光祖の職を復せしむ。

明宗十一年秋七月、上、太學に幸し儒生を教へて曰く予、文王の人を作すの美に及ぶべし。雖豈唐宗の崇學

の志ながらんや。學校に留意せるは人才をして蔚然として出てしめむと欲すればはなり。諸生は其の學の貴きを知りて本を務め常に堂名を顧みて忠孝を以て心を爲し皆他日之君子の儒と爲れるは是れ予の望むところなりと仍て胡椒十斗を問ふ。

(補)又、酒を學宮に賜ふ。教に曰く學校は風化の原にして首善の地なり。近來學校の陵夷たるは是れ上の鼓舞振作し能はざるの致す所なりと雖も師、生の習も亦激昂と爲れり。爾師長、學子は各授受に勉め以て予の樂育英才の意に副ふへしと、又、教に曰く人の學たるは小學より切なるはなし而して近來廢して讀ます惑ふこそ甚し。其れ總曹をして申諭勸勉せしめ人々をして學を樂み以て根本を教ふすべし。

十三年十月、上、大司成李滉に命して曰く學校は風化の源なるに頗る、已に甚し、惟ふに爾は能文清勤にして教誨の任に合するか故に予・爾に委抜、爾子の至懇を體し茲心効誨し以て學校を振ひ以て士習を正うすべしと。仍て駕射及酒饌を賜ふ。

宜祖朝、教に曰く近來師儒の選は皆文詞を尙び德修學明の士に至りては其の人あるを見ざるなり。此を以て營舍遊學の士は皆、文藝を習ひ科第を決するを以て業を爲し、切問近思の學士と爲るを聞かず。習此の如きは他日の成就將た何と觀るべきものあらんや。學を爲すの方法は小學より先なるは莫して入學の時は必ず小學を講試せしめは幼學の士自ら向方を知るべし。

仁祖元年、上、太學に幸し、教に曰く我國の法教、靡にして詳盡ならず。而して世道漸く衰へ無行不肖の

者多く、忠信溫厚の者鮮し。館學を設け人材を育つは務めて致治の利器を得んとする所以にして無行の輩にして其の間に歛するは國家儲養の本意にあらず、抑も亦、同列に染汚すべき理なきにあらず。自今、五教に不遜なる者は館學より永斷し以て風俗を矯むへし。

上、御船を以て太學の儒生を罰し。教を下し以て之を成む。時に金匱誠は大司成と爲りて儒生輩にして教に奉はざる者ありたり。上、近侍を遣はし之を詔して曰く士に三つの事へるありて師と生の分、重し況んや國の定めて師表と爲したる者に於てたゞ、諸生にして古規に法はず、師訓に遺はざるは失なしと謂ふへからす。今御船を以て爾等を罰す其れ飲むへしと、諸生皆感悅す。

(補)趙翼の太學諸生を曉す文に曰く夫れ天地の秀氣を得て人と爲る。其の性の善なるは堯舜と異に異なるなし。而して幸に民庶と爲らすして士大夫の族と爲り。又幸に他の業を爲さずして書を受けて儒士と爲りたれは苟くも聖を希ひ賢を希は、皆聖、賢と爲るべく豈、庸衆の人と爲りて止まらんや。聖賢の地位に到る能はすと雖も亦常に知識あり行義ある人と爲るべく。且聖賢の聖賢たるは必ず皆生れて知りたるにあらず皆學に由りて知りたるなり。今亦聖賢の爲したる所の學を爲し功を用ふること聖賢の如くせは則ち何んぞ聖賢の到りたる所の地位に到らざるを得むや。今の士たる者にして心を立つること此の如く功を用ふること此の如き者あるを聞かず。此れ豈其の資品の皆凡卑ならんや。誠に聖賢の學に由りて世に明かならずして詞章科舉の習、俗を成したる已に久し。世の士と爲りたる者、卷を執りたるより始り

只其の心は善く作り科第を得て貴顯の人と爲るを欲するのみにして復、聖賢の學術あるを知らざるは世を擧げて同しく然らしめたり父兄の教戒する所、耳目の聞見する所、只是れ此の如し是を以て高才美質ありと雖も皆俗習に固らし口ら脱する能はす、其の平生の心志事業は此の如きに過ぎず惟ふに其の心志、事業は只文藝科舉に在るのみ故に聖賢の書を読み、講經を業とする者と雖も只音吐(句讀)を習ひ、製述を務むる者、只其の言語を接れ、聖賢の意、義理の實に至りては全く求索せず茫然として識らざるなり。此れ學問道徳の士復、世に見はれざる所以にして士風日に益頗廢し世道、日に益汚下する者にして其れ歎くべきなり。夫れ今此の習を變へんと欲せは士子をして意を正學に向はしむべきを知らしめ、當に聖賢の書を深く究めしめ、其の法の觀るべき所あるを冀ぶなり。但し三經四書等の書を以て世の決科の資斧と爲さは今皆之を見て科業とし、人をして此に由りて之を求め、能く聖賢の意を知るは實に易からず。惟ふに朱先賢の書は科業の外に在り、且時世とも遠からずして其の言尤も曉り易して先づ此に從ひて入るに如かざるは莫く而して近思一書は乃ち周程張子の言にして朱子の抄せし所たり。其の理、廣大にして悉く備はり其の言明白にして切實なり。又其の書、簡約にして以て卒業し易く。學者、苟くも此の一書を以て熟讀深思し、其の言及意を首より尾に至りて通貫爛熟せば則ち以て聖賢の心事、義理の歸趣、學問の門路を知るべく其の知見、意見は未だ讀まさる時に比して自ら別あるへし。是の如くして後、四書詩書等の書を取りて之を讀まば則ち其の語意自ら心に曉然として父兄の門内の事を説くを開く

か如かるへし。此に意味を得は其の心、欣然として懽悦たるへく、千載の遠と吾身の後を爲りしを覺ねす。窮屈の悦口たるのみならず世間の他の事業及得喪、榮辱を見ても皆心に留むるに足らざるへし。此に到りて之を能まんと欲するも自ら能はざるへく己に行を知り兼ねて聖賢の到たる所の地位に進まじ自ら皆到るへして蓋し聖賢の聖賢たる所以は是の如きに過ぎざるもの。然らば所謂聖賢なる者は豈人の及ばざるものならんや此れ吾ハ一生の大事業にして其の門に入る處必ず近思錄より始むへし。俗語に云ふ千里の行も一步より初む。此の書は聖賢の事業に在りては誠に千里の一步たるなり。或は謂はず、此の學は科業に妨けあり。此れ大に然らず。此に於て用功の深きを能くせは則ち義理、日に見はれ文字を通透し亦常に暢達し贍足し其の科文に於て俯いて之に就くへく其の作りたる所は必ず能く辭、達し理、議論に勝ち皆本より人をして刮目たらしむへし。然らば則ち此は實に科場に利あるへく豈妨げあらんや。嘉靖十七年。上、太學に幸して名士を諭諭して曰く嘆、庠序學校を設け以て四方の士を養ふ者は豈徒に作文千祿。自ら進みて仕官し俸祿を求む)のみならんや。昔顧孫師、千祿を學ぶ。子曰く多く問の疑を聞き、多く聞の殆を見、能く之を學ぶに博く、之を擇ふに精しく之を守るに約なれば則ち祿は干めずして自ら至るへしが。痛かに比來(近來)士習の古の如くならず。經明、行修、曉達、治體する者少く而して文辭を尚ひ經業を遺し、祿利に想る者滔々として之れあり。斯の如きは豈我祖宗の學を興し人を作るの本意ならんや。濟々たる章市(偽者)尺五(五尺の間隔)に密邇(接近)す。上下の情志蕭然として流通し、誘掖激勵、寧

石茲に在らず。爾多士に資らん予の訓を敬聽し服膺して失ふ勿れし。

(補)朴世采の啓に曰く治を爲すに風俗を變せずして教化を行ふは終に是れ道たり故に、質誠の言に曰く風を移し俗を易へ天下をして同心して風に向はしむるは俗吏の能く爲す所に非らざるなり。然し西漢の世に黃霸、卓茂の徒の如きも猶此を務むべきを知りてよりも能く此に意を致す者なり。徒らに刑政の以て威制すべきを知りて德及福の尤も躬化すべきを知らざりしかば世道の論喪も惟しむべきはある。宋の藍田呂氏私に鄉約を爲し條目甚た骨かなりしより朱子に至りて其の法を又增損し深く先王道濟の遺意を得。風化を助くるこそ大なるものあり。今當に此を以て準て爲し李珥培塿の諸説を參考して州縣の官をして民間に廢舉通行せしむれば徳業相勸、禮俗相規の盛に臻るに庶らん。

英祖四年以上、諸生を詔して曰く曩の逆亂は百に近く儒生に幾々没散し盡し只數十人ありと云ふ。博士を太學に養ひ以て聖廟を守らしむるか如きは祖宗朝、培养の意を尋常に比すへきにあらず而して此等の小醜猶、尙此の若しさせは士を賢闇に養ふの意安に在りや。噫、古は大賢と爲りし者ありて業を受け今は則ち賦の聲を聞き而して聖廟を顧みす是の若く渙散せしは此れ徒に諸生の過にあらずして乃ち師臣の過なり。師臣の過にあらずして實は寡人、躬ら君師の道を能くせざりしなり。

八年夏。上、御筆三條を以て諸生を戒む。一は聖廟を算ひ。二は士習を正うし、三は誠實を務む。其れ「尊聖廟」に曰く太學の名は古今奚そ異ならん。而して世道目に下り自好の人、勤修の士、相與に戒めて

賢關を観ること畏懼し格起して進み難きか如きは豈慨すへきにあらずや。其の「正士習」に曰く諸生、舊習を捨むると雖も聖廟を敬守するに心は猿の如く意は馬の如くすへし。毫髮の謬も千里なり戒めざるへんや故に士習を正すは聖廟を尊ぶの次と爲るなり。其の「務誠實」に曰く學問の道は他なし。誠敬なり、即ち徹上徹下、成始成終する者なり。故に誠實を務むるは士習を正すの次と爲るなく。諸生其れ勵めよ。

十六年。上、太學に幸し、釋菜を親行し、仍御製の「享官應小識」を賜ひ又御筆を以て「周而不比豈不載書」の八字を書して並、壁に掲げ以て諸生を戒め。又御詩を賜ひ諸生に示して曰く。

成化于今幾百年。載書孔聖昭昭訓。

此長何幸禮成前。佩服銘相勉心焉。

十八年。御筆を以て碑に刻し泮水の橋に堅て以て太學諸生を戒しむ。大學に詳

九月。上、太學諸生を崇文堂に召見し仍御筆を以て書して曰く「示寵榮賢關」とし又御製を書き下して曰く「瞻彼太學。經傳載焉。列聖培養。賢關爲先。命修舊例。意豈偶然。而賜酒肴。益宜勉講」。是の月に特に命して太學養士の需を増置す。

二十五年。上、勸學綱旨を下し以て太學諸生を戒めて曰く孔子の聖を以て自ら學を好むと謂はれたり。吁嗟、今の章甫(儒者の意)は聖賢の言を誦して學を好まさるは抑も何んの心ぞ。自暴自棄して鏡を塵に投し珠を沙に埋め學問を楚越視す、吁嗟、多士は何んそ學はすして之に師はんとするや子に曰く樂に成すぞ。今

の樂は考ふへからずと雖も挑燈朗讀するも此亦樂なりと。仍命して板を明倫堂に掲げ諸生をして觀省せしむ。

三十二年。上、太學に幸し翰音を下し諸生を詔して曰く昔、明の高皇帝は大學の衍義を殿廡に書し以て丹青に代へたり。猶歎盛なる哉。今の士習は古の如くならは専ら大小學の教に由り行ふ能はざるを以て然るなり。先年壬寅に予の年二十九にして始めて入學して大學の經一章を講じたりしか今四聖に酌獻し此の堂に坐して學を視る嘆、予、諸生に尊徳(薄徳)たり。雖君師の道あり吉爾諸生は其れ各勉めよ。仍て板に刻し明倫堂に掲げしむ。

三十五年。上、太學に幸し不闇堂に臨ひ御製を下し以て諸生を詔して曰く于今海東の文教は闇なりや否や予の涼德(薄徳)蔑學を以て列朝扶植の至意を、體し能はず、徒に不闇の名を有して不闇の實なし。吁嗟、諸生は曰ふ勿れ寡、躬ら君師の道を能くせずとも深く、列聖培養の盛意を體すへし。仍命して之を書きて不闇堂に掲げしむ。

三十七年四月。上、太學諸生を詔して曰く賢關の名は何の爲に作れるや、蓋し大學は賢士の關する所なるか故に古より是を以て稱したるなりと。仍賢關志を製し賜ひ以て諸生を警しむ。

四十年。上、御筆を以て御製を書き賜ひ大學諸生に示せり曰く「臨御四紀。莫能師道。望入對士。必先覲然。呼喚諸生。體今予意。法準法質。正一碼首。」

(續)正祖十八年。教に曰く關東の經工生の對へたる所の十三經の講義を潛心誠意し學ぶす筵燭を屢跋みたりと。信すへし若し經義に明かならされは何んと能く剖析すること是の如きか。前參奉安鈞任、前主簿朴師轍は並、敦寧都正に陞授して嶺の東西の分教官ミシ訓蒙士たらしめ。進士崔昌迪は童蒙教官ミシ、其の對へたる所の經義を彙輯刊進せしめ名づけて關東寶鑑錄と曰ふ。後に又濟南寶興錄、豐沛寶興錄、關西寶御錄あり。

(續)純祖十一年。教に曰く太學は賢士の闇する所にして德性修身の根本なり。世に賢士なれば以て扶持し難く人、德性なれば抜萃し能はず。今の大學嗜生は果して國の倚頼する所の拔萃出類者たるんや。警戒讀書、躬行操存して益多士之を誦せよ。

(續)今上六年。文廟重建後、上、展拜せられたる後、四倫堂に座して召告を行ひ論語を講す。教に曰く正學を崇ひ異端を開くは國ありて之より先する務はなく、元氣を培養するも實に此に由れるのみなり。況んや首善之地に居りて其の之を崇ひ之を勵く所以は即ち日用常に行ふへして大經大法は讀書にあらざれば曷そ以て之を崇ひ、明理にあらざれば曷そ以て之を開くへけんや。然ちに則ち飭躬制行、奮發策勵し皆德義の尊ふへく往々文藝を是れ尙ふへきにあらざるを知らしめ、四方の民を風動せしむるは古も亦讀書に由れるなり夫れ陶鑄作成の方は此れより講究せざるへからず、規模條例は廟堂をして制定せしめ庶然の効あるを圖らしむへし。仍教に曰く書籍を内閣に分送し之を尊經閣に藏し掌義之を主らしめ。居齋の儒生をして常

時披閱せしめ書ありて讀まざる歎ながらしむへしと。仍御筆を以て「展拜文廟讀書督諭」の八字を書き賜ひ命して此の堂に鶴掲せしむ。

(續)九年。釋奠を親行す。

是の日不閑堂に於て辟儀を親行し、明倫堂に於て召對す。大司成に命して掌義以下を學卒入侍參講せしむ、御製五言絶句一首は下賜し大臣、宗親、儀賓、閣臣、儒臣、承史、大司成及掌義以下儒生に命して寔進(次和)を命し、大司成は加賚(氣位)、掌義は孤近(五品の明理學官)を與ふ。教官は作窠(郡守)として摄入せしめ四齋班首は初仕(任官)とし其の餘も調用し儒生には書籍一部を賜ひ勉學せしむ。

(續)二十三年。教に曰く崇儒重道は即ち我が列聖相傳の家法たり爰居る等第は邱園(村里)に貢なり昔我(學生)は學校に勤め是を以て俊髦(秀才の人)薦與し、治化郅隆にして正學を衛り而して義理愈明なり。岐說を抑へ而して諱化自ら息む。夫れ國の治忽は斯道の顯なる事晦なる事に在るを信す。其の關係を顧みて重しこせざらんや。道臣守宰をして廣探旁搜し必ず學術精專、操履端正の人は直に登聞し以て需用せしめ、其培養作成を爲すは即ち畠田に植村するものなり。人を教ふる法は凡そ民の子は八歲にして小學に入り十五にして大學に入り、之を教ふるの術、學校の設は皆次序ありて亦周備を極む。此れ古人の學はさるはな

く而して謹俗醇美にして教化の行はれ易き所以なり。掩近、嬉遊は習を成し學を失して暴棄し遂に幼學壯行の何事たるやを知らざるは歎惜に勝へす。此れ教導勵獎の如何に在りては、自今閑里村坊に講舍を設立し、年々聘俊にして才德ある者を選り、之を教ふるに學業を以てし、之を申くに孝悌を以てするも、此れ亦家孰童庠の義にして而して即ち朝家の儒術を尊尚し、人才を教育するの至意なり。規式の制定は内務部に於て商酌磨鍊して八道四都に行はしむへし。

附錄卷

成宗朝 上 太學生李穆及館官齋生を召して前殿に於て宴を賜ふ。時に上、文宣王廟に謁して歸り不豫なれば大妃、之を憂ひ宮人に命して津宮の碧松亭に於て祈禳す。穆は諸生と共に其の座を杖して之を遂へり上、之を聞き枕を推して蹶然として起きて曰く予、嘗て士氣を培養し能はざるを患ひたりしか今太學生の能く此の如く爲したるを聞き。予の病は庶りたるか如しこ、遂に知事館以下に命して諸生を率ひて入らしめ、勤政殿に於て宴を賜ふ。

臣謹みて按するに太學成典の所錄は蓋し此の如きト又李廷寧の記に曰く世宗大王、嘗て寢疾ありて巫、内旨と稱して成均館に禱れり、儒生其の座を遂へり、世宗、之を聞きて扶けられて起き坐して曰く予、常に養士し能はざるを恐れたりしか今其の氣此の如し、子何そ憂へむ此の言を聞きて予の疾は愈りたるに似たりと判書柳辰全、明宗に告せしに曰く人主の士氣を培養するは常に是の如かるへ

りて上意乃ち解けらる。

中宗十四年。副提學趙光祖の啓に士氣の培養を請ふ。

趙光祖の啓に曰く、世宗朝の集賢の學士用の見るべきものなきを以て皆其の家に退歸せしめ、世宗、領議政黃喜を召して詣ぶて曰く集賢諸生は我を棄て去れり之を如何にせむ、黃喜、曰く臣、往きて諒すへしと。遂に過わく諸學士の家に往き懇諤して以て來しりと。比の如くし然る後に士氣を培養すべきなり。且太學諸生、路にて黃喜に逢ひ面して之を詰りて曰く汝は宰相と爲り曾て君主の非を格す能はさりしにあらずやとするとも喜は以て怒らざりき。喜の大臣たるの道は常に是の如くすべき故に、世宗の治は今之を稱る。又曰く廢帝(蘇山君)の時に儒生をして金錢を荷しめたるに儒生は安然として之を受け且訓章を以て人を採りし處に儒者は常に筆墨を假ひて以て其の勤止を伺ひたり。此等の人には只、榮身肥己を欲するのみ此等の人を得るごとに亦國家に何の益かあらむや。成宗朝の士氣を培養せるに至れりと謂ふべく而して廢帝に至りては氣節、地を掃ふ。

冬十一月、大司憲趙光祖誦せらる、太學生李若水等上疏して其の無罪を明かにせむとす、門者（守衛）其の疏を拒む、諸生遂に門を排して入り相率ひて號哭の聲、大内に徹る。上、責問して曰く儒生の集中に於て號哭するは古にも是れありや否とし。生員朴光佑、申命仁等挺身し對へて曰く古に楊震の囚はる、や太學生三千人に宮殿を守りて哭せり。獨り、殿下今日の事は誠に千古に未だあらざりし事なりと。上、儒生の事端を詰らざるを以て之に罪を加へず。

宣祖十六年、太學生柳拱辰等上疏して李舜、成澤の爲に諫を辨す。上、教を下して褒獎す。

上、教に曰く昔宋の時に六賊朝に當りてを以て李舜は國を去り太學生陳東等上疏して之を極論せり。千載の後に其の風節を聞くも尚覺ほんまし。決を投げて興起す。今茲に館學儒生は朝論の乖を自見し國事の日に非なるを宣しくてへして、忠義和奉はて國（宮殿）を叩き抗章す。其の疏を讀みたるに其の忠肝義膽、遺々として覺すへからざる者あり哉。に學びたる所に負かず横流なる風杆と謂ふへし。夫は太學に首善の地にして公論の在る所たり。朝廷の是非は一時を亂すへきも太學の公論を廢し得へば。予の即位以來、諸生の上疏は一にあらず。而して其の間豈可直にして耳に逆る者なからんや。然ち予は未だ嘗て不悅の色を一度も示さず必ず謹言巽辭を以て愚詒し以て遣はしたり。國家の元氣此に在るを以て朝廷は罪すへきも諸生の氣は折るへからず、假令狂生の所爲にして或は中に過ぐるも猶之を待て。此の如くすへし。況んや其の正直の氣魄は青松の如く直節を挺する者に於てたゞ。予は千乘（王）の尊を以て

尙且已を屈して之に下る彼の喉院三司の臣に乃ち諸生を曰して貴亂を以てせば是れ黃湯苦の所爲に種はむと欲するものとせむ。

二十二年、全羅道儒生丁嚴善等上疏して大臣李山海、柳成龍の罪を斥くて上、命して之を囚ふ。館學儒生罷起南等上疏して之を救はむとす。上、答へて曰く予忝位すること二十年儒生を得つて未だ嘗て惡言を之に加へたることなし。況んや之を王府に致して章甫の士をして獄吏と與に相對せしむるは此れ豈予の意ならんや。今、政の辭を觀て之を嘉す。予過りたり。附等の爲に之に從ふへし。遂に命して嚴善等を釋く。太學諸生、從祀の爲に疏して閑門（宮門）の外に坐せり。時、元宗大士、王子と共に馬に乗り其の前を過ぎたり。多士、其の從者を罰す。上、之を聞き、憮んて曰く士風固より是が如し、予亦培養するべし。光海の時に太學掌試金培等、鄭仁弘を儒官より削る。

文正公宋時烈曰く太學生の鄭仁弘を削るや、光海大に怒りしも然ち之に罪を加へず。李偉卿の因疏を相ふるに及びて四館の停學するも頗る光海は彈壓するを得ず。蓋し列聖朝より士氣を培養せし故に昏門に在りても力制し能はざりしなり。

仁祖朝に儒生宋甲祐及高湜を以て官と爲す初め仁宗大妃、西宮に在る時、退、上疏して版陳し光海に請ひて孝を盡さしめむとし遂に罪を段る。甲祐の進士となるや榜首秦榮久、榜下を脅迫し將に因疏を爲さむとす。甲祐、義を抗して之を折り歸り西宮に詣り閑門せり。是に至り上、皆之を擢用す。

(補) 豊宗六年、同經筵李敏叙、諸筵に因り祖宗門の人才培养の道及び節度供餉の方を備に陳へたるに上、

敏叙に命して大司成南二星と與に大臣と共に義士節目を作り以て進せしむ。

九年、上、教に曰く予嘗て韓文中の佛骨表を喜んで讀み何蕃傳を見、又宋の陳東、歐陽澈の事蹟を見るに千載の下に覺ゆる人をして起敬せしむ。國家の士子を薦養する所以の者は豈、徒らに作文して干算(俸給を求むる意)せしむるものならむや。予、此の三人を以て別に小祠を成功の傍に立て、今日の諸生をして觀て感する所あらしめ而して古今に於ける祀を、き若に同しく之を祀るべく大臣備臣をして詔せしむ。領中権府事宋時烈の議に曰く宋世儒籍の日に太學諸生の多くは亂に従ひむと欲せしも何蕃に尙然たる一儒巾を以て色を正し、之を叱り六館の士をして皆詫しめさつき、其の義甚だ壯に其の功甚だ大にして、反て李氏の數十萬衆に勝れり、然して蕃の身を固むる孝行卓異なる故に成就せること此の如し。所謂忠臣は孝子の門に求むるとは信すべきなり。陳東、歐陽澈に至りては宋朝の兵を破り極り固き日に當りて群奸の國を誤りたるを痛心、忠臣の指たるを感じ、慷慨上章して六賊を斬り以て天下に謝すべきを嘆言、種李を用ひ以て強虜を却くべきを請ふて卒に殺されたるも悔ひありき。學ひたる所の正しく、養ひたる所の厚きを見るへし。此れ實に宋朝列帝の培養すること深厚にして而して元祐諸賢の倡明道徳の效なり。若し歐陽澈の殺さるる日に時にあらざる大雪は踏々寒き人を躊躇たり匹夫にして天地の氣に感動せしめたるを此れ見るへし。今若し聖教に依り別に小祠を立て、諸生をして觀て感する所あらしめは豈世道に益するものなからむや。

判中権府事金誥與の議に曰く何蕃等は皆是れ太學生なれば同祠の人も亦太學生の中に就き成就表著にして三人の如き者たる後に於て合寧に愧るなかるへし。晋の惠帝の時に質后、太后を廢するや太學生輩、明倫堂に升り歎して曰く朝廷の斯の堂を建てたるは何の爲ぞ。教書を覽る毎に謀反大逆に皆放され祖父母、父母を殺したる者に至りては放されず此に王法の容さるる故なるを以てなり。全天人の理、既に滅し大亂、作れり。其の妻も與に蜀に入り終りたる所を知らず。養ひたる屋敷は亦三人にて下つたる者なり與に同祀を論するを適當とすへしと上、命して議に依り施行せしむ。

景宗朝に館學生李寔重等上疏の略に曰く臣等伏して見るに先大主の誌文に何蕃等立祠の語あり而のも尙未だ舉行せざるものにして其の名ありて其の實なし。先大主節義を尚す士氣を説せらるるの至意を猶沒に歸きしめむ。速に之を行はむことを請ふ。上、之を許す。

英祖九年崇節祠成る。晋太學生董義、唐太學生何蕃、宋の太學生陳東、歐陽澈を以て享る。初、本朝太學生ノ
二年、崇節祠成る。是れ之也。

(補) 六月、太學生鄭疇等上疏して趙秦者、柳咸輝、崔錫恒、李光佐、趙泰衡等の罪を討つ。語切直多し。上、様を召して嚴責す。様、抗言して長ます。上、怒り甚しく疏を地に擲し天成震聳す。罪は將に罰られす。様少しだけせず奏對を益潤切たり。上、少なりと爲し威怒憤れて始めて烏配を命じ。又教に曰く政備

を見るに咫尺威成の下に少しも撓屈するなし。三百年培養の效を見るへし。昔成廟廟に大内より津宮に神祀を行ひしか津備に之を驅逐せしに成廟に喜びて曰く士氣此の如し吾復何を憂へむやと今より付ては予は其の不屈を嘉し特に鳥配の命を返収すべしと仍當批を賜ふ。

三十六年秋七月上、太學に幸し崇禎帝に歎慕し御筆を以て「流芳我東」の四字を書き廟に掲げしる。仍教に曰く假令直節ありと雖も四賢に冠る者は決して添配すべからず。

四十年上、御筆を以て「四賢廟」の二字を書き賜ひ命して崇禎廟に掲げしむ。

崇禎廟祭式。毎仲春仲秋の中丁に祭を行ふ而して御品は啓聖祠と同しきら半程なし。

附圖異

世宗十九年、太學生等上疏して僧の行手を斬らむことを請ふ。時に行手は興天寺を重創して僧徒を大に聚め新に度牒を受けたる者一年の内に幾十數萬に至れり。儒生等之を詠すべきを疏請す。

太學生の疏に曰く我太祖大王、浮屠の害を慮り嚴に僧徒の禁を立てたり。太宗大王其の弊を灼知し寺社を減革して十に一二を存し。土田被發は軍需に充てしめ、山陵の傍にも亦寺を建てしめざるは異端を斥き世道を回さむと慮りたる所以なり。嗚呼至れりかな。我殿上に及ぶ先づ内廟堂を廢し仍て宗門を滅し、且僧徒の城市に入るを禁し、年少の輩は剃髪せしめず、是に於て僧徒、跡を去め首を縮めて敢へて恣行せず。臣等咸、吾道の日に昇るを仰く、豈異端の復興を意させむや。今の行手は興天寺に住止し

其の道を以て風俗を移易せむこそ。民の敬服する者は惟翁に異ならざるも宗親質戒にして毋の參門に詣り恭しく弟子の禮を行ひ。臣等之を見る毎に抱腕懃心せり。顧くは殿下節を去り。疑にしめず慈を除

き本を務め、敢司に令を下して行手の頭を斷り以て邪妄の根を絶たしめられることを。

成宗朝、坐、内旨と稱して津水の内に於て病死す。諸生皆憤疾せしら然と道を畏れて言ふ者なし。太學生安彭命、獨り翛然として之を送ふ。

十一年、太學生金宏鴻上疏して圓覺寺の僧を誅すべきを請ふ。時に圓覺の脇佛像を詮明し以て衆心を惑ふ。宏鴻、疏して罪すへきを請ふ。

金宏鴻の疏に曰く其の法たるやを觀て性を見、其の行たるを默言絶殺し。其の道たらを虚無にして而して其の教たるを詛謔なり。我殿上は深く邪正を知り、偏術を愛好し寺社を廢去し前を抄りて軍を定めて近古以來大なる有爲の君なり。豈、今之圓覺僧輩の群を聚ら都城の内に恣に虛無の教を設け、佛像を詣問して人情を亂惑し、四方の士女をして茫然として歸せるを意させしや。聖廟の廟に安て此の如き恠妄の事あらんや。假りに彼の佛像にして回立歩趨すること人に異なるものなし。とも國家に利の益か。ある凡庶民に何の益があるか。徒に不詳の一植物たるものみて、而も萬萬此の理なきに於てたゞ伏して望むら、ほし窮ら首惡の僧を訊し市朝の中に肆し、四方後代をして成殿下の罪を去り難むからしめ而して佛道の信すへからざるを知らしむへきなり。

三十年。鄉試に於て舉子を行ひたるに對策に祀佛燒禍を言ひたる者あり。上、之を聞き有司に命して其の人を罪し。仍教を下し以て諸生を戒しむ。

教も曰く儒生對策の辭には予、甚だ憤れり、佛の害となるは誰か之を知らざらむ。況んや孔孟を學ぶ者に於ておや。程子曰く佛氏の害は楊墨よりも甚だし。當に淫聲、美色の如くし以て之を遠けしむべし。と。後の學者は力察して之を明辨せざるへけんや予、嘗て縉徒の天常を蔑棄し民田を耗委せるを恨も。將に其の根株を絶ち、世教を扶植せむと欲せり、而して今之儒生は國家界質の日に當り堯舜の道を陳へすして浮屠の法を説唱す。是れ予をして梁武の捨身、唐宗の發拜と爲し而して後已云々と欲するものならん。儒者たりと號する者猶此の如し。況んや無識なる士女たるおや。宜しく有司をして遐裔(遠方)に屏き好惡を明示しむべし。

(補)仁粹大妃、佛像を造り淨業院に返し。儒生李道等取りて之を焚く。大妃、臣の罪を治むべきを請ふ。上、曰く儒生の佛を開くは實すべくして罪すべからず。況んや内より之を聞きて命して儒生を推す六人君の政にあらず。終に教を奉せず。

(補)中宗五年。中學儒生等異端を開くと告言し擅に貞陵及寺の京城の中にあるものを焼く。上、初めは勅治を命ぜしも之を許し。教も曰く祖宗より儒生を優待せり。其れ問ふ勿れ。

太學生李穆、晉に居る時、巫、泮宮に於て帳ふるものあり。穆、杖ちり之を逐ふ。始終に詳
かな事

明宗二十一年。開城府の儒生、松嶽江祠を焚く。初め、開城の俗に神道を好み松嶽江祠を作り名けて曰く大王祠。とし舉國奔走し之に事なる甚た甚にして際費多く。男女に別なし。儒生輩發憤し。其の祠を焚き其の像を毀す。

館學の諸生上疏して普雨を詆るへきを請ふ。普雨は妖僧なり。左道を挿みて一世を迷惑し。柏巖寺に無邊會を設く。是に至り諸生之を詰すへきを請ふ。上、許さず。諸生遂に館を空うして去る。上、日に承旨、史官を通じし。生を招詔し食堂に就かしむ。普雨は竟に濟州に竄死す。

宜祖七年。太學の儒生上疏して淨業院を撤せむることを請ふ。上、手札にて之に答ふ。時に慈壽宮の兄、内命に托して金剛山の寺に往き佛事を作し、有司の糾する所を爲りて淮陽縣に囚にする。是に於て儒生、廢院を疏請す。上、答を賜ふて曰く首善の地に在りて講論するものは道義にして期待するものは程朱なり。宜しく益、勤心急性。切磋琢磨、敬義來持、表裏交養して他日、眞儒を爲り朝端に立ち上、寡君を輔け下、斯氏を澤し、治を隆に俗を美ならしめは則ち吾道の衰、異端の盛を慮ふるに足らざるなり。

命して舉子に老莊文字を用ひる者を禁す。庚子榜(榜は發表)の李油は莊語を用ひ登第せして以て特に命して之を削る。詳考

仁祖朝。科場に於ける異端の文を申禁す。大司成李植、諸生を榜諭す。

顯宗二年。上、命して城内の尼院を毀し北學を復建す。是より先都城の内に兩尼院あり。一は仁壽院と曰

乎、一は慈壽院と曰ふ慈壽院に即ち國初の北學の舊基なり。是に至り命して皆之を毀し僧尼をして違俗せしむ。參賀官宋凌吉の奏に曰く宋子は嘗て僧舍を毀して書堂を作り一舉兩得を爲したり。今宜しく北學を復建すべし。上、之に從ふ。

四年(治)五年尼院の材瓦を以て不惱堂を成功館に建て又一兩齋、問入齋を建つ。

貞宗二十九年、命して儒生の迎接都監を観て雜戯する者を禁し犯す者は三年を限り停學せしむ。北使の來るに當り列家は韓國都監を設け倡優を聚め山棚を張りて之を迎ふるなり。是に至り北使の將に入城するや大司成金鎮圭の奏に曰く臣街路に於て都人の奔波を見るに士子亦多く往きたり。士の自重せざる此の如きを觀るへし、宜しく禁制あるべきたりと故に上より是の命あり。

三十六年、增廣舉子の對策に佛語を引用したる者、釋說を引きたる者は臺臣より啓して拔榜(取消)を請ふ。上、之に從ふ。

英祖十二年、上、有司に命して成功館の入直官の罪を治へしむ。太學の兩掌議皆停學する。時に津の隸輩山棚を設け注村の内に樂を張りたり。上、之を聞き是の命あり。

學校考六

學官

官制

(補)新羅眞德女主五年、大舍二人を置き位に舍より金麻に至る。

(補)神文王二年、卿一人を置き以て國學を掌らしむ。

(補)景德王六年、國學に諸業博士助教を置き卿を改めて司業とし大舍を改めて主簿と爲す。

(補)惠恭王十二年、司業を改めて卿と復稱し主簿を改めて大舍と復稱す。

(補)景文王三年、王、國學に宰し博士以下をして經義を講論せしめ物を賜ふに差あり。

(補)憲康王五年、國學に宰し博士以下に命して講論せしむ。

(補)高句麗顯陽王十一年李文真を太學博士と爲す。

(補)百濟太祖十二年、秀才延英を書學博士と爲し別に學院を創め大部の生徒を聚めて之を教ふ。絲帛を賜ひ之を勧め又倉穀百石を賜ふ。

(補)六年、十二牧に經學博士を置く。王、前年に學士の歸鄉を許せしもの教授すへき師なきを以て經學に通せる者を選り博士と爲し、十二牧に各一人を遣はし、教行教詔せしむ。州縣長、吏、百姓(人民)の子に

して教らるるべき者は並訓戒せしめ若し勵志して經に明く用に足るべき者から牧宰をして漢方故事に依り其錄して京師に薦貢せしむるを以て恒式と爲す。

(補)八年、太學の助教宋承演を擢して國子博士と爲す。又、學校の教にして成人の甚た少々を忠告之を覽勸せむと欲し有司の進呈せる舉人姓名を取覽し、承演及羅州의經學博士全輔仁の八を教にして成效ありとし遂に承演を擢して國子博士とし、輔仁には公服一襲、米五十石を賜ひ數を下して之を褒寵す。

(補)睿宗即位し、三京八牧の通判以上及知州事縣令にして文科に由り出身したる者は學事を兼管せしむ。又、外官に文師一員を差遣し儒臣にして守(郡守等)たる者は學事を兼ねて管句せしめ以て勸學す。

(補)八年、朴景綽を國子の祭酒と爲す。

(補)國學の奏に兼差(兼任)教導官の參上參外を各一員とし勸學者とすへし。之に從ふ。

(補)仁宗九年、中書門下の奏に參外文臣は各定めて經注を業こし政策に錄して學官に任すへし。之に從ふ。

(補)毅宗二十一年、詔に曰く民を化して俗を成すは必ず學校に由る。祖宗より以來、外官に文師一員を差遣し又儒臣の守(郡守等)たる時に學事を兼ねて管句せしめ以て勸學せしめたる。近來聞くに是の職に任する者單に謀利を以て先こ爲し。勸學の方略に留意せず、志學の士は開達に由なしこ。朕甚憫む、各官、文師及學事を管句する者にして勸學育才し以て朕意に副ふ者あらば則ち兩界兵馬使、各道按察使は注名地報す。

へして既に政滿を待たず隨時擢用すへし。

(補)元宗十三年、東亞學堂を置き判秘書省事全軌、尚書左丞宣文烈を以て別監と爲す。

(補)忠烈王六年、數に曰く今の儒士は唯科舉の文を習ひ博く經史に通する者なし。一經一史以上に通する者は國子の教授とすへし。乃ち正郎崔彊等七人を以て經史教授と爲す。

(補)三十年、安裕は李達、李玗等を推薦し經史教授と爲し、七哲十二徒の諸生にして橫經學業する者数百なり。

(補)忠烈王の時、李辰を以て成均の祭酒と爲し、辰、弱冠にして登第し墳典を窮屈す至る所の者雲の如し、人、之を五經笥と謂ふ。

(補)禹傳を成均の祭酒と爲す。舊に丹山の人にして上書極諫し遂に禮安縣に退老せり。經史に通し易學尤も深く、卜筮は中らざるなし。程傳の初めで東方に來る不能知る者なし。尊、閉門すること月にして參究し、乃ち解し生徒を教授す。理學復行はる。

(補)忠惠王の時、崔濟を大司成と爲す。濟は致遠の後裔にして幼より預悟、文章を爲すに師友を資らず超然として自得し異端を排斥す。

(補)十六年、李穡をして大司成を兼ねしむ。穡は生員を増置し經術の士を擇ふ。鄭夢周、金九容、朴尙衷、朴宜中、李崇仁等皆他官を以て教官を兼ねる。

本朝太祖七年、命して成均館、知館事以下の官を置く。監官等に

(補)太宗元年、命して成均の祭酒を改めて司成と爲し變正を改めて司禁と爲す。監官等に

(補)六年、儒學提調を置く。時に初歩十學を置き儒學は其の一なり。左政丞河齋の義に從ひたるなり。

世宗朝、尹舜を大司成と爲す。久しく教育の任を掌り一時達官聞人は皆舜の弟子なり。國朝以來師範の第一と爲す。

尹舜の後に金鈞、金津、金木、繼きて成均に長し人を誨へて倦怠す。作成に效あり人稱して曰く館中三分金なり。

(補)世祖四年、成均館の生員崔自道等上書して金司成金鈞を久しく任せしめ。教育の責を委託しめることを請ふ。上、御書を以て答ふ。曰く子等の意は實に予の心に合す。後に改めて授くべきも特に酒肴を賜はり會して一度歎を盡すへし。

(補)十二月、常參(當時の參拜)を行ひ同知中権府事金鈞に謂ひて曰く當今の儒士は經學に精しき者絶無にして文章に留意する者亦罕なり。化版に登名し小成に安す。金中権は久しく師表たりき。必ずや興學、育才の方を知るへし。承旨李克堪と與に之を議すへし。

(補)六年、禮曹の啓に曰く人才の教養は國家の重事たり。請ふ自今京外教授官、教導、學長は學問に精熟し師表に堪ふる者を擇ひて之を授け。成均館、四部の勤慢は本曹に於て常に檢察を加へ、外方(地方)には觀察使に堪ふる者を擇ひて之に從ふ。

察使、親しく自ら詮問して本曹に移文せしめて轉啓し、成效ある者には特に褒を加へ、京外の生員、進士は陞補して入學せしめ年四十を過ぐるも學はすして閑遊する者は各其の教官より本曹に報告し兵曹に移文して軍役に充當し以て除てへく。其の他守令(郡守)にして學校を修明し能はざる者は觀察使をして嚴に新理を加へしむへしと。之に從ふ。

(補)成宗五年、確壤、登科して直に大司成を升つて褐を替へ飛鸞すして師儒の長に廢除せられたるは曾てあるなし。人、以て榮と爲す。

(補)十四年、安潤德、登科し承文院知に補せらる。朝廷、潤徳を以て經學に深しうし宜しく通生の師たらしあへしさ成均學諭に移し尋て博士に陞す。

(補)三十年、柳崇祖登科して藝文院副に補せらる。同成均李克堪の啓に柳崇祖を以て官に昇じと雖も其の學行は師表と爲るへし成均館に僉輔(僉任)とし諸生を誨訓せしめられたることを請ふ。之に從ふ。

(補)中宗五年、金安國只方に掌令に任ぜらる。弟正因は時の吏曹佐郎たり。朝廷、教誨を以て重と爲し親族に拘はらず安國を司成に任し以て之に専任せしも。

(補)十二年、副提學李善を大司成に移す。

十三年、趙光祖を以て同知館事と爲す。光祖が右衛門少尉と曰く今之儒者は各自奮勵す。雖も士習は紛蕪に至らざるも師道は則ち絶てり。國家に學官を設くると雖も教誨の責に任する者にして要、能く宋の胡後、孫明復

の如き者あらんや。須らく人の師に合する者を探ひ學官として之を置くべく振作激勵の方は躬行して以て之を導かは則ち下に必ず興起する者あるへし。高かに聞くに、祖宗朝、科舉に由らざるも進んで學官としたる者あり。今若し此を行は、其の效あるへし。上、曰く科目に由らざる者と雖も學官に爲さしむへしこ。

十四年。尹倅を以て同知館事を爲す。倅、二廟を講堂の下に對植し根茂枝達を以て諸生を諒し其の本を務めしむ、今、明倫堂庭の文杏是れなり。

文正公宋時烈曰く中宗の世に尹倅、久しく師儒の職に處し以て作新の任を専らす。倅、嘗て文杏を植ゑ以て學者を戒しむ。故に其の學者、皆本質を致うし夸吹を忌み云ふ。

四月、金湜を以て大司成を爲す。時に朝廷に於ては薦舉科を設けしに金湜、魁たり。上、曰く金湜は賢者なり。此の人は師儒の官を爲るへきに今回朕尤に厚らざるを感じたるなり。予、甚た喜ぶ。遂に大司成を爲す。湜は日に諸生と與に横經問難し學者甚を衆く或は室を築きて業を受くる者あり。

(補)二十年。尹倅に大司成を復授く。倅は疾を見て官を解かれたり。生員鄭世球等の上疏に曰く尹倅の大司成を爲りて今に八年なり。啓迪成就。其の道を得。誘教獎勵。其の方を盡す。今其れ去る。豈、默然に堪へむ。昔、陽城の道州に出刺するや太學諸生、留任を請ひ而して聽かれず今に至るも縫掖恨を爲す。願くは、殿下は改職の命を急收せられることを。上、倅の大司成を還授すべく即命ありし後倅は開城留守

と爲る。大提學李若又請ふて留任せしむ。

三十七年。^{（補）三十一年}宋麟壽を以て大司成を爲す。麟壽は學者を教ふるに必ず先に小學及性理諸書を讀ましめ以て基本を立て誘教に勤にして各々其の材を盡さしむ。學徒坌集し蔚然として興作の效あり。

(補)明宗元年、教に曰く近來の儒者は専ら學を務めて、師儒の官、數過りて訓誥を事させず、而して該司、全く糾察せず、學校を陵夷に致す、宜しく自今、才德俱備せる者を探り師長の任を兼ねしめ期に準じて辟叙し、承文判校、奉常正の例に依り辟して大司成を爲し、其任に久しうして必ず人才作成の效をもしめよ。此の意を大臣に議せしむ。外方(地方)訓導も亦選擇派遣せしむ。

明宗八年。^{（補）九年}上、學校の廢弛を憂ひ教育の任を極探せむ。大臣に堂下に文行ある者を用ひ、其を請ふ。遂に府應教李氏を大司成に擢拜す。堂下より大司成に直拜せる者は古より罕なる所なり、後に柳希春、禹性傳も亦堂下を以て擢拜せらる。

(補)二十二年正言李璣の上疏に曰く別に學識にて有、才しく師表を爲るへき者を探り、太學の官子を教へしめ其の他學校の官も皆、經明行修の士を探る文選の上拙を以て考課の高下を爲さず而して專ら講學の力行を以て詔勅を爲す。へしこ。

仁祖元年。金長生を以て國子司業を爲す。司業ノ設は長生より始む。長生、固辭して曰く非常の職は必ず非常の人を待つ、臣ほ其の人に非らざるなり。上、曰く師儒の官は必ず長者を須も然して後、多士は親授

すべし、近來の士習は昔と異なる故に此の如く相類はずのみ。

臣謹みて按するに 太宗猶左政丞河首の義に因り司業を改めて司藝と爲せり。是に至りて上、新に

即位せられ儒化を振起せむと欲し邊に命して復設せしむ。

六月、鄭曉を以て僕大司成と爲す。初め上、朝臣に師表と爲るへき者を探し以て教化を明かにし、士風を正さむと欲し、而かも其の人難しく、廟堂に謁るて曰く古に實職を以て大司成を兼ねたる者ありや、大臣曰く鄭曉對、徐居正は之を兼ねしも其の後に聞かず、乃ち曉を僕大司成と爲す。

臣謹みて按するに國初の僕大司成は或は一品(一位)に至り仍舊なり、蓋し慎簡の意たり。中間に廢して置かざりしも是に至りて復設す。

(補)僕曹、大司成鄭曉を以て吏曹參判に首授り。上、造士を以て重しと爲し下批(允許)を爲さず。後屢

他職に換せしも皆笠任とせらる。

七年、精翼を以て僕大司成と爲す。時に敎養官を設くべきを請ふ者あり、聖の奏に曰く今宜しく經學節行にして人の敬畏する者を選びて太學師儒と爲し地方・州邑に師として爲るべき者を以て宋朝の書院主教者の事に依り山長の號を授け、其の地の後生を教へしめに則ち士習正しく風俗を變せしむへしこ。

(補)十二年、僕曹、大司成李明漢を副提學に首授り。上敕に曰く選勤することなく師儒の任を重んずべし

(補)十三年、僕曹、士習の不美なるを以て師表たるへき者は資級を論せず假望(推薦)すへきを啓請す。金尙忠を以て大司成に任す。

(補)二十一年、平安道觀察使の啓言に清北儒生は頗る同學心あり本道文官を擇ひ敎養官と爲し且經書を印頒し培養作成せしめられむことを請ふて上、之に從ひ命して經書各十件を頒付しむ。

(補)二十七年、僕曹の啓に曰く庠序學校を設けたるは人才を培養し風俗を變化せしむる所以なり。近年以來内に國學の師儒、常に倚りて講説する外は州郡の守令(長)勸課を全廢し、閑巷の間に絶誦寂寞にして人材の衰乏、風俗の敗壞、此に職山す。國家の師儒をして一に學令に依り期望に通讀せしめ其の勤漫を課し成就する所あらしめ、地方に擇めて都事を擇ひ教導を專管せしめ、頻敷に考請し、屢次能く通せる者は特異して論賞し、三司も通せざる者は以て學に法定し以て興學勸獎の地と爲すべしと之に從ふ。

(補)孝宗己丑、右議政金堉の啓に曰く各邑をして興學養士、教授訓導の官を去た後設せしと擇も境内に於ける文行の士を擇り學長に定め、根漢を月給して士を鄉校に聚めて之を教ふるに必ず禮法を以て先づ爲し、期望は守令(縣守)は咸官と置ち親しく鄉校に至り學長をして考請せしめ、其の高下を定め、勸課するに頗伴にして教者に率はざる者に輕重に從ひ別を施すべし。

(補)三年、李景夷の劄に曰く太子は多士の榮れる所、人材を作成し官職に人を得るものに係る、昔に在りては師儒の官に必ず大司成に翰選を加へたれば則ち庶民人々の堪當すべき所に非らず。文行のあるにあ

もされに與からず、亦數任を遞ぶるべからざるなり。且、嘗て先朝に啓達し舊例に依りて大司成に他の職に就くと雖き兼任せしめたり。厥の後該曹に於て考慮せずして命を成す。今此の規は遂に廢せられ拜し乍ら旋遷せしめ久居し能はざらしめ、尋常の試課にも尙時節例を以てせず通頃管轄、已に久しく質は措誠の風潮く昔の如くならず。士習何に由りて薄かさらん。

九年、宋浚吉を以て兼祭酒を爲し、後又宋時烈を以て代ゆ。祭酒は近世になきも、上、儒教を條明せむを欲し特に命して置設せしむ。

據誠みて按するに、太宗朝、河胥の議に因り成功祭酒を改めて司成を爲せり是に至りて始めて復設し而して東文選に安彭命の尊號に洪晉達も亦祭酒を爲す云ふ。(舊說)既子みて於子の洪晉達も人間の尊號に於て河胥の名を取るが如きならぬ。是に至るに及ばず、河胥を宋の河胥如きならぬ。

顯宗四年、閔熙重を以て兼大司成を爲す。熙重は學校方政を申明し館中肅然たり。論者國朝大司成として先づ金湜、鄭暉、及熙重を數ふ。

萬葉十年、敎に曰く比來士習、日に益子魯にして家に嚴父見なく。朝に賢師恵なし。以て其の村を養ふたし。他日身立つるに焉在。用五を。今より以後は大司成に必ず文學あり。敬重寡默なる者を擇ひて之に使ひ士習を不變せしむへし。

〔補〕延暦林泳、嘗て奏に曰く程子學制を諭せらるゝを御雅、張栽を延れ學校に處せしめて士子をして皆

式せしむ。我祖宗朝に於ても金鉤、金木、尹祚の如きに久しく國子の長を爲りて人材を成就し一時に名人の其の門より多く出づ。近世の事を以て之を言は。鄭暉は兼大司成にして位階は實憲たるもの尚在任し居りて頗る成效あり。理士課學の法に至りては師儒自ら當るべし。講定の要は人を育て久しく任じしむるに在り。

〔補〕朴世采の啓に曰く學官、長貳は本、科舉に由りて習ひたる所を進むる者にして、一に皆朝令規約の事なり。其れ師友の道。禮樂の教に於ては取裁する所なく以て模倣す。是れを以て其の人を得て之に對し、其の人あるか如ふに長貳以下は詔書を門に造れ程子所論の如くなす。其の理、固よ。然り今當て訪問すべく必ず其の題目を高くせず苟も能く馬學力行し當世に名ありて士子の合式と爲るべき者は實にくわざく以て升堂講説せしめ以て尊賢禮信の意に致さず其の益少からざるべし。

學令

臣謹みて按するに學令は大學成典に載せり。官廟朝の先正臣李珥、請かて居廟者をして一に學令に依らしめ、貞廟朝の大司成閔熙重は嘗て上疏して其の制を論して曰く學令に乃て祖宗朝の家著にして又大典を教するも學令に依り勤懃す。この文より是に義し國初の定式たり。

毎月朔(一日)には諸生、冠帶を以て廟庭に詣り聖に詣し四拜禮を行ひ。

毎月學官は廟庭室に着坐す。儒生は揖禮を行ふ旨を讀かし坡、一聲も。諸生、願次入室し揖禮を行ふ。之り

て各齋の前に就き相對揖す。齋に就くを次に儒生、學官の前に詣り日詔を行ふべきを請ひ、上下の齋より各一人を抽き讀書したる所を讀みしと通したる者は之を抄録し一年の書數(計數)を逆考して科舉式年詔書の書數に合計し。通せる者は罰す。鼓三聲まで諸生、讀むべき所の書を執りて各師長に詔る。漫米する前に論難辯疑し、後に新に授くへし、多きを務めずして須く研精せしむへし、或は卷に對し。昏睡し教を承くるに留意せざる者は罰す。

諸生の讀書は先の義理を明にして通達萬般、從らに章句を事させテ文義に牽制せらるず、常に四書五經及諸史等の書を讀み、莊、老、佛經、雜流百家子集等の書を挾たす。違反する者は罰す。

毎月の製述は初旬は疑義或は論じし、中旬に賦、表或は頌、銘、議として修句には対策、或は記す。其の體制は須く簡嚴精切にし辭達を要するのみ。隠僻、奇恵を事させず或は變更せられたる時體(新奇俗習)倡率浮靡の者は罰す。字を楷書せざる者も亦罰す。

諸生の講經は句讀詳明、議論通諳、該括一書して綱領旨趣を縦横にし諸書に出入し、體會貫通し十分盡す處に到りたる者を大通とし、十分盡す處に至らずと雖も句讀詳明、議論通諳、該括一書して綱領旨趣を體會貫通せる者を通とし。體會貫通に至らざるも句讀詳明、深意通諳して連上接下、能く一章の大旨を得たる者を畧通とし。句讀詳白、智意分曉にして一章の大旨を得たりと雖も而かも盡さざるものある者を粗通と爲す。此より下る者は罰す。諸生にして聖賢を論するを尙はず或は好んで苟議異論を爲し前條を非毀し、

朝政を詬諗し或は財賂を商論し油色を説き或に時に趁り勢に赴きて以て仕進に媒らする者は罰す。諸生にして五倫に犯罪あり或は節行を苟失し身を玷り名を汚す者は諸生通戒し鼓を鳴し、之を以め甚だしき者は該曹に申報して終身學に尠せしめす。

諸生或は才を恃みて自ら驕り、勢に恃して自ら貴しとし、富を恃みて自ら賄り、少にして以て長を凌ぎ、下にして以て上を凌ぐ者或は豪侈して相服飾を専ら衆に達ぶ者、或は巧言令色、人に悅ばしを務むる者は黜し、力學して行を改むれに乃ち止む。

諸生にして旌進旌退し徒に國慶を賛し榮を受けず、製述をせず、讀書を喜ばざる者、路を行くに騎馬する者は並痛禁し違反する者は罰す。

毎月八日、二十三日は諸生の請告及衣服の清潔を許す。其の日は須く溫故(復習)するを要し、射侯、博奕、觀獵、釣魚、凡ての游戲等を事させず違反する者は罰す。

諸生、道に於て師長に遇へば正身拱手して道の左に立つへし。師長騎馬して通過する時諸生にして隨身抱面に行禮を憚る者は罰す。

毎日未明に鼓一聲せば儒生起寝し、平明に鼓二聲せば衣冠を整へて端坐讀書し、鼓三聲せば順次食堂に詣りて東西に相向ひ坐食する畢りて順次出づ。序を失し或は詫諱する者は罰す。

諸生にして操行卓異、才藝出衆、務務に通達する者あらば一二を毎度諸生同議し、薦舉し學官に告げて

学校と云

四四

該曹に申報し呈用せしむ。

宣祖十五年、大提學李珥に命して學校事目を作らしむ。母、三公之與に會致し朴師養士を以て事目に榜し、又學校模範を作り以て學令の備はざるものを作らしむ。

學校模範

一曰立志。自今、學者と謂ふ者は先づ須らく志を立て道を以て自ら任すべし。道は高遠なるものに方らず人自ら有はざまなり、萬全我に信により他に求むるを得たず。更に遲疑等待するなく更に難きを畏るて起らるなく、直に天地を以て心を立て、生民の爲に學を立て、往來の方に絕學を繼き、萬世の爲に太平を開くを以て標榜せしめし。退托自處の念、姑息自處の習は毫妄も旨に前すへからず。次に敦厚榮譽、利害、禍福に至りては一切其の心ア動かさず奮發策勵し必ず聖人を作りて後に已むを要す。

二曰修身。自今、學者と謂ふ者は既に聖人を作ることの志を立てたれば則ち必ず須く舊習を洗滌し一意同學し身の行節を檢束し平時は夙興夜寐、衣冠は必ず整へ、容貌は必、莊に、視聽は必、端に、居處は必ず恭に、歩立は必ず正に、飲食は必ず節に、寫字は必ず放に、凡業は必ず音に、室室は必ず淨に、常に九容を以て身を持てしむ。足容重、手容恭、頭容端、目容端、耳容聰、口容正、鼻容平、腰容直、腹容寬、氣容和、息容順、精神容清、形容端、骨肉容壯、皮膚容潤、筋骨容強、毛髮容密、齒容白、舌容滑、色容莊、體容整、聲容清、容容德、中和而素然たるべし。色容莊、體容整、聲容清、容容德、中和而素然たるべし。禮に非されば視る勿れ、禮に非されば視る勿れ、禮に非されば聽る勿れ、禮に非されば聽る勿れ。

三曰勿れ。禮に非されば言ふ勿れ、禮に非されば動く勿れ、所謂禮に非すとは稍天理に違へば則ち是れ禮にわらず。粗處を以て之を言は、倡優不正の色、俗樂淫靡の聲、鄙長傲慢の戲、流連荒亂の宴は尤も宜しく禁絶すべし。

三曰讀書。自今、學者と謂ふ者は既に舊習を以て修身したれば則ち必ず須らく讀書講學し以て義理を明にし、然る後に學の功程に進み向ふ所に達にさるなり。師に從ひ業を受くるには學は必ず博、問は必ず審、思は必ず慎、辨は必ず明にし、沉潛涵詠を務めず強記を事させず、其の讀書の順序は則ち先に小學をしてて一書、已に熟せば方に一書を読み汎覽を務めず強記を事させず、其の讀書の順序は則ち先に小學をしてて其の根本を培し、次に大學及近思錄を以てして其の規模を定め、次に論語中庸五經を読み間に史記及先賢性理の書を以てして意趣を廣くし議見を精にす。而して聖人の書に非らざれば讀む勿れ、無益の文は觀る勿れ、讀書の暇には時に或に遊戯即ち彈琴、習射、投壺等の事を爲し各々儀矩あり時に非らざれば差ふ勿れ。若し博奕等の雑戯は目に寓し以て賛功を妨くるへからず。

四曰慎言。自今、學者と謂ふ者は儒行を妨さむこと欲せは須らく樞機を慎むべし。人の過失は多く言語に由る。言は必ず忠信に發するに必ず時を以てし、重然として諸君に、聲氣は嚴謹母く、喧嘩母く、只文字義理の有益なる話を作し、若し荒雜稚拙及び市井鄙俚の説は口より出づへからず。追逐する僻輩に至りては空談日を過し時政を妄論し、人の長短を方ふるは皆功を妨げ事を告す切に宜しく之を戒むべし。

五は存心と曰ふ學者と謂ふ者は身を修めむと欲せは必ず須らく内に其の心を正し、物の爲ふ所と爲らざりし後に、天君泰然、百邪退伏して方に實徳を進むへし。故に學者は先づ靜坐存心に務め寂然の中に散亂せず昏昧せずして以て大本を立て而して一念の發するあらは必ず善惡の幾を審ひにし善なれば則ち其の義理を窮め、惡なれば則ち其の萌芽を絶ち存查省察し勉々して己まされは則ち勤靜云爲は義理に合はさるなきは當然の則なり。

六は事親と曰ふ士と謂ふ者は百行ありて孝悌を本と爲り、罪三千に列するも不孝を以を大と爲す。親に事ふる者は必ず須らく、居らは則ち敬を致し以て承順の禮を盡すへく。養は則ち樂を致し以て口體の奉を盡し精ならに則ち憂を致し以て居樂の方を盡し。喪なれば則ち哀を致し以て慎終の道を盡し。祭は則ち服を致し以て追遠の誠を盡すへく。溫清定省、出告反面に至りては一として聖賢の訓に遵はざるはなく。如し追ちあるに值は、誠を盡して徵諫し諭次道を致し驗し而して内に吾身の行にして不備なきやを願ひ始終德を全ふし奉しむる事無かるへし。然る後に於て能く親に事へたりと謂ふへし。

七は事師と曰ふ、學者と謂ふ者は誠心を以て追に向ふるものなれば必ず須らく先づ事師の道を隆ふすべし。民生の三事に於ける如し一として心を盡さるへけんや、同處すれば則ち辰昏參謁すべく、處を異にすれば則ち受業の時に於て參謁し、朝廷の音會には有福再拜し、平常の侍奉には其の尊敬を極り教誨を爲信し嚴階して失はず。如し言論行事として疑ふべき者方るに值は、須らく從容として請問し以て

得失を辨し、己の見を直なりとし其の師を非議すへからず。亦義理を思はずして只師の説を信すへからず。奉養の宜に至りては亦常に力に隨ふて誠を致し以て弟子の職を盡すへし。

八は撰友と曰ふ傳道解惑は師に在りと雖も強澤輔仁は實に朋友に類る。學者に必ず須らく忠信孝悌、剛方敦篤の士を擇ひ之と與に交を定め相扶むるに失を以てし、相責むるに善を以てし、切磋琢磨、以て朋友の倫を盡すべし。若し立心にして爲ひらず、海東にして後ならず浮浪嬉遊して言を尚ほ氣を尚ぶ者は與に交ふべからず。

九は居家と曰ふ學者と謂ふ者は既に身心を修めたれば則ち家に居りては須らく倫理を盡し兄は友に、弟は恭に親るに一體の如くし夫和妻順にして娘を失するなく、子を訓むるに義方を以てし而して愛を以て娘を感ふしむへからず。家衆を御するに至りては威を主として恩を行ひ、其の亂暴を戒めし上下整肅にして内外別あれは一家の處する所の事、其の極を用ひざる所なかるへし。

十は抄人と曰ふ、學者と謂ふ者は既に其の家を正しうせは則ち推して以て人に接するに一に禮義に遵ひ長に事ふるに弟を以てし。豈は自か二世接客、十年之内に兄弟、子孫、幼を撫るに慈を以てし、時族交際をしては其の歎心を得ざるはなく。毎に德業を以て相勵め過失に相規し禮俗相成し、患難相恤ひ常に濟人利物の心を懷き傷人害物の意は一毫も心曲に留むべからず。

十一は應舉と曰ふ。科第と謂ふ者は志士の汲々とすべき所に非らざるも亦近世の入仕（官吏と爲る）の

通見なれば専ら道學に志し苟義を以て進退する者は則ち尙ぶへからざるも如し或は物の光を（光榮）觀んとせぬ應擧は免れるものなれば亦當に誠心を以て做上し、時月を超過するなかへし、但し得失を以て其の所守を喪ふへからず、且常に立身行道、忠君報國の念を懷き苟くも温飽のみを求むるへからず、能く道に志して怠らざれば日用之哲理にあつてはなし、則ち科業も亦日用間の一事なり。何れそ質功を害せむを。今の人々毎に志を極はるゝ者は得失を以て念を動かさるゝを免れざる故を思ふるなり。且近日、士子の通柄は怠惰放弛にして讀書を務めず、自ら道學を志慕すと謂ひ科業を肩こせば而して怠々として日を過し學問科業、兩ながら成る所づなき者多し最も成むべきものと爲す。

十一は守義と曰ふ。學者と謂ふ者は義利の分を辨へるより急なるはなし、義とは爲にうる所なく而して之を爲す者たり、稱爲主所あるは皆是の利心の往來なり戒めるへけんやく善を爲して而して名を求むる者も亦心を利するなり。君子之を冠る穿詮（小説）よりも甚だして況えど不善を爲して利を徳する者に於てたゞ、學者は一毫たりとも利心を胸中にはべからず。右人には徳の爲に勞に致し行持貞潔にて彈も亦除せず而して心潔く利の爲に汚れざりき。全の士にる者は終日聖賢の書を讀み而ても利心を有するを免れず、豈異へばにあらずや、或は家貧營養の爲經盡する所あるを免れずと雖も求利の念は明すへからず。解受、取與に至りては嘗古を審察し義を思ひ一毫たりとも放過すべからず。

十三は尚忠と曰ふ忠厚は氣節と實に相表裏と爲るを謂ふ。自守の節なく而して模棱を以て忠厚と爲すは不可なり。根本の德なく而して姑激を以て氣節と爲すは不可なり。世俗浮薄にして質德目に夷か、諸隨阿人にあはされば必ず始先たり。尙氣中行の士は誠に骨て見難し詩に曰く「良醫無人、惟德之集」たり。又曰く、希亦不苟、剛亦不吐、なりと必ず忠信和諧にして極本深厚なる後に方も能く正義を根立し大節に應へて而して含ふ、ならざるなり。甲浦部夫は固より道がに足らざるも名づけに學門を爲すの士とし、才扶質して婦人仰物する者は其の舌誇ほて言ふへからず、少を得れば見ればと爲し、聲々こじし。吉好吉者は豈能く眞に氣節力焉かや。近日士子の端批の如し、良く學問の不明に由り虚偽の習て成りたる故なり。必ず須く尚學を誇明し以て尊上教長の道を盡すべし。是の如く生に則ち忠厚、氣節を講むから之を得へきなり。

十四は篤教と曰ふ學者と謂ふものは進德修業、唯篤教に在り。故に第なる者は則ち只是讀書の者、須く是れ表裏のみ。如してに問断なく古に教あり、勤に法より書に爲てあり、實に得るあり、既に存あら、真に養ふるに功、久しう難效を求めて見るに至るべし。惟、日に孜々として死して而して後已、是れ乃ち實學なり。若し此を務めずして而して眞跡博說話を以て文身の具と爲す者は是れ偽の職なり豈懼るべからざらむや。

十五は居學と曰ふ學者と謂ふものは學宮に居る時は凡ての舉止は一二學令に依り或は讀書、或は漫述し食後は暫く游泳して精神を舒暢し還りて所業を督督し夕食後亦然り。群居せば必ず相、長を講論し攝り

て以て成儀を整頓嚴肅にし若し先生在りの學宮に在る時は行持の後請問請益し虛心受教、佩服周旋し、無益の書の如きは請問して心力を耗用すべからず。

十六は讀法と曰ふ毎月の期望に諸生學堂に音會し廟に謁し揖禮を行ひ畢りたる後、坐定りて其間は讀書の事無く、或は有りては有り式抗聲にて白鹿洞の教條及學校規範を一度讀む。因りて相與に語論し相質功を以て勉む。尚ほ如し事あらば則も仍讀定す。諸生事故ありて要る能はざれば必ず狀を具して會處に告げ衆と共に病氣歸郷及忌日を知らしめ他に托して不參する者に再度に至るは一月を期座し是の如くして猶來らざれば師長に告げて詒問す。

學校事目、凡そ學行ある者は毎年漢學府の五部、監司(道知事)守令(縣守)より抄名して吏曹に報告し館の堂上も亦館學の諸生を集めて之を公表せしめ吏曹に報告し吏曹は更に詒察を加へて例に依り居る所の近邑の訓導を授け、其の成績が優で卓異なる者は實職に陞し、其の次な者には仕路を通し、又其の次なる者は他邑に遷す。○前省西官は訓職及出身を論せず其の師表となり得べき者は教授、訓導を経て成教者に仕滿を得て轉職す。京外の師表等前者中、生徒、進士及著名な者は才格の有無に拘らず校官を授け、然らざるものには必ず其の才格を考へ他邑の聲ならしむる京外より學行を以て推薦され入仕する者及新に入仕する者は先づ之を試し校官より其の能否を觀て仕滿を得たすして時々登仕する學校の師として既に其の人を探みたれば則も亦之を待つに命を以てし自重の士をして其の職に安てるを得しめ監

司、守令は常に優劣を加へ、未だ起任せざるが如き者には敦勵して勉強せしめ、只儒生學問の能否、持身敬仰を考へ以て褒獎を爲し訓導たるは則も試讀せよ。生員、進士を除いたる外京中志學の士は皆下音及四學に入り、地方は士族、穴門を詮せず凡て學、諸音は皆鄉校に入る。初入の時は諸生十人より其の志學を推薦したる後に試讀して入學を許し學校模範を施行せしめ若拘束を厭懶し學校に名を附せざる者は若擧に甚くことを得す。○四學は百人を以て定數と爲し試讀して其の数を取り五組に分ち一組に二十人とし居學は十日を以て限り爲す。地方各邑も亦試讀採用する定數は教以上は九十、府以上は七十、縣は五十、郡は三十とす。若し能文の者不足なる時は定數に満たずと雖只能文の者の多くに聽其便公私も亦五組に分つて定數の倍にして居ある時は試讀して墳園し就學せざる者は一度ならず而責し二度は指撻し三度は點齊とし四度は學籍を削り若し疾病、事故ありて就學し得ざる者は師長に告げて罰を免せしむ。校生は亦之を待つに禮を以てし邑宰は官事を委託するを得ず只専心學問せしむ。○宿年毎に使臣を八道に送り諸生の學業を試し其持身の狀を考へ其の校官の能否を第ひて上書せしめ、監司は巡視する毎に考試して其の跡跡を明にし守令にして事目を追付し能にざる者は亦輕重に隨ひ論罰す。○大、小科舉の時は太學に在りては館の堂上及堂長、堂議、有司は問倫堂に會し上下齋の名錄及び善惡籍を盡く取りて平日聞見したる所を参考し必ず行に唐舌なき者を擇り始めて科舉に赴くことを許す。○四學は學官、堂長、有司と與に商議して抄擇し、地方は邑宰及校官、鄉校堂長、堂議、有司と與に商議して抄擇し鄉居の生員進士

にして琉球の行ありて赴舉に合はざる者は邑宰監司より成均館に移文し。志學の士にして名を軍伍に偏ひて科舉に赴かむことを願ふ者に京城は館官より、地方は守令より眞偽を審察して亦赴舉を許す。學校模範は事目と與に右に開列せるも、祖宗朝以來洋儒勘課の規にして學令を補ふべき者は茲に又左に附錄す。

太宗朝儒學提調權近、上疏して勸學事目を進む一事目。

小學の書は人倫に切なりて自今京外の生徒をして先づ此の書を讀ましめたる後に他の經を許し。其の生員の試に赴き太學に入る者は成均館をして先づ此の書に通するや否やを考覈して記錄したる後に試に赴くことを許し永く恒式と爲す。

成宗朝に編纂したる經國大典に曰く成均館に生員進士二百人を置き足らざれば則ち四學生徒より年齢十三以上にして小學、四書、一經に通する者、有蔭嫡子にして小學に通する者、皆て文科生員、進士鄉漢の試に中りたる者を取りて之に補し館士にして學に赴かむとする者も亦聽く。○成均館儒生は每歲春秋三月九日月九日三月三日月三日事故あらず議政府六曹諸館堂上官より製述を命題し優等者三人を文科に赴かしめ複試試験すに見ゆ。○成均館は毎日抽簽して諸生の讀書したる所を詣し毎旬製述を命題し。○曹堂上は毎月一次考語して記錄す。毎月八日、三十日休制三十日○累年館に居り學問精熟、操行卓異にして而して年滿五十の者、本館の日請句課及禮曹の月請を通じて優等

を點めたる者累年科舉、文科、館、漢城試に赴き七度入格し而して年五十に滿ちたる者は啓聞して敍用す。

(補)成宗元年、禮曹より學校節目を進む。

一、經明修行、師表となるべき者は本曹及諸館堂上に於て同しく陳擇し成均館、四學官に缺員あらは品に隨ふて補充し他館に在る者も亦任用し且他務を除き教誨を専委す。

一、四學の儒生をして組を分ち夜讀せしむ。

一、近年以來生員、進士は専ら學に赴かず父母の老病と詐稱して歸省し試(科舉)に赴く者あり之は甚た不可なれば今後は歸省の許を受けたる者は館試に赴くことを許さず。

一、文臣にして外邑の教授と爲れるもの屢年不調にして學業の意に違ふ者は隨時懲勤せしむ。

(補)金字體編纂の學制條件

一、學令は宜しく古聖賢教學の遺意を取り以て規約と爲し諸生をして服習せしむ。

二、讀法は毎月の朔望に長貳、諸生を率ひ聖廟に謁したる後明倫堂に陞り規約を讀み諸生にして規約に遵はざる者あらは之を罰す。

三、經行齋を、置き上舍下齋を論せず經學行義ある者は先づ儕輩をして之を推薦せしめ長貳、親しく審察を加へて此の齋に升し日に講學切劘し以て諸生を倡しむ。

四、師儒を擇ふ弘文館副提學以下十八員を補充して移動せしめ、而して兼任の學職をして入りては

難解に倚詣し、出づれば諸生を訓誨せしむるを適當とする。而して新に及第し分館の時は先づ其の學行ある者を擇選し成均權知を爲し、聰敏文藝の才を取りて承文權知を爲し以て德行を教導し學校を崇重するの意を示すべし。若し承文院事、大文書事に勤め、大才ありと雖も自ら許多の機知、熟識あり其の權知、督督の事は其、州縣教官は則ち先年李珥所定の規を申明舉行し成均館、漢城府の五部及監司守令をして悉心聞見を抄名して啓せしめ吏曹に下して詳察を加へて採用し其の推薦したる人物にして物議を播き又は在職中一の善狀なき者は兩司をして糾劾し主なる者は皆黜免せしむ。

五、生徒を選び生員進士を除き京中に於ける志學の士は皆下齋及四方に入らしめ地方の儒者は皆郷校に入らしむ。初め入學の時は諸生十人より其の志學者を推薦し然る後試験して入學を許す、拘束を無

擇し學校に籍名せざる者は科舉に應するを得ず。

六、貢士なり、四學官及州縣の守宰、教官等は毎年、衆義推舉に係る諸生の經學行義ある者は之を太學に升し、太學にて之を教へ其の學業行持の者は擢錦せしめ學官、守宰、教官等を論列し、太學の長武

は衆義を採り經行齊生の行義成就表を取り優秀なる者は皆聞し吏曹に下して敍用す、推舉せられたる者にして劣等なるときは長貳を論罰す。

七、取士なり。毎年、上は視學し文衛重臣及近臣名儒に命して經行齋の儒生と共に橫經問難し、上は大司成を入講せしむ經學に通し器識ある者を取りて出身を問ひ徒らに記誦を事とする者は與るを得ず或は

仁祖朝。兼大司成鶴峰、上疏して儒生閑居の規を論す。

嘆の疏に曰く宜しく自今別に規制を立て一月に二三點、一年に二三十點を閑點の定數と定め凡て科舉には閑點を以て應することを許せば遠近より來會し才學俱集し而して朝家の人を取るに必に精なるべし、點數を計算して應試せしむるは愚臣の創始せむとするにあらず此れ實に先朝の已に行はれたる規なり、七年兼大司成趙翼より學校節目を進むて

節目、京中の四學及地方の士の帳簿を作り姓名、年齢を記入し、新に入る者は追算し而して新入の時に小學を讀せしめ精解する者は入學を許す。登録なき者は監試に應せしめず、京外の士子にして三十五歳以下の者は皆小學を讀ましめ京中は各學官、毎月初旬に學の儒生を會し小學を通讀せしむ。在京者にして累月不參の者は削籍す。各官は境内に於ける讀書して文理に通する者を擇り一色の士を數へ、守令は時に考請して賞罰を行ふ。京中は毎季期に各學官、館官の一員會同考請して其の請したる所を記錄し

て之を本學及本館に藏し、地方は則ち春秋に考語し都會官を定め三試官を差定して亦其の請したる所を記録し都會官及本道に藏し、式年毎に三年の請したる所を通し畫數を計り每學、每道に其の額数を定め監試を給し初試に三年を通して通らざる者は皆之を歸す。館官は日に在館儒生と與に近思錄、四書、三經等の書を通誦し循環熟復し常に勵勵を加へ在館者をして受讀せざるものなからしめ、亦季朔毎に所請の高下錄を考査して之を藏し、歲末に其の畫を計り數を定めて初試に及第せる證を與へ、自願に從事復試に應するを許す。其の初試を給せし者及第せし者雖も史曹に化して以て初仕の候補者とする。

顯宗四年、大司成閔肅重上疏して學令の規を論す。

閔肅重の疏略に曰く臣謹みて按するに學令に曰く毎日學官齋坐して諸生を引き庭揖禮を行ひたる後上下齋^{上齋は生員、下齋は助學}各一人を抽き讀書したる所を講し通したる者は一年の畫數を式年の請書に合計す。臣今此の規は何年に廢せられたるかを知らざるも尙かに日講者を計りたるに只二人のみならず毎日輪講す。雖も着實ならざるに似たり。臣の愚意の朝廷に望む所に學官をして毎月四度、上下齋諸生を通誦し^{在籍生者も亦許す}而して講する所は三經四書を以て輪回熟誦し、毎度其の所論の卷を換易し、其の通、畧の分は式を學令に従ひ以て文義に貫通するを主と爲し、齋生多數なれば或は連日會講し一年の所講を通じて四十八度と爲し式年に及へば三四四書は幾と三四四度は輪誦するを當む。毎年通したる畫數を考査して六十畫より以上は別に姓名を書き入管して施賞し、製述の規は上句に輪次に行はるゝべき事なり。而して

て常に政府六曹館閣の諸堂上、事故あるを以て逢年廢せしも今後は事故ありと雖も必ず本館をして嘗京せしめ事故なき日に設行せしむへく中旬、終旬の二回は今更に行ふを得ずと雖も本館をして毎月二回場所を設けて問題を出すことは學令の規に従ふべし。

英祖十八年、館學儒生制請節目を釐定す。

節目、居齋儒生の額数は寄齋の外に、百人を以て標準とし輪回居齋せしめ常に百數に満たしめ一人に付五十點を以て滿點とする。既定額数一百人の外は一人ごとに額に踰ゆるを得ず。若し缺員に限りありて入らむとするもの多ければ試験成績に依り、成績同しけれに年齒を以て順序とする。掌教二人、色堂四人も亦定式に依り百額の外は別に居宿せしめ點數は總て五十點を以て限りとし點に準せざる前に遞改を許さず。親臨の南嶽碑及春秋釋菜の時清音に入る時は生員、進士に額数に拘はるなし。

續大典^{續大典は康熙三十一年に成均館及寄齋は京外儒生の試詣に及第したる者及讀講に通し分に準して入格するに及にさりし者を以て循次增補す}○八道の儒生中能く經義に通する者一人を觀察使をして師儒長に移文して缺員の時に填補す。○西北儒生は各一額を給す。濟州儒生は式年にあるざるも國學儒生の陞補例に依り考語を許して報告せしむ。

三十六年、大司成に命して儒生を率ひ一月三度明倫堂に於て請せしむ。

(補)正祖朝に生員より問點節目を進む。

一、掌議二人、色掌四人は百額の外別に居着せしめ點數は他の生員進士と共に一體に施行す。

一、毎日朝夕の食堂に参れば一點とし朝夕の中一度缺席せば半點とし通計するを得す。

一、回點は三十點を以て標準と爲し而して翌年を限りとして有效とし翌年を過ぐれば無効として更に採點す。

一、毎年三十點として通計三百點に達すれば更に計點せず。

一、已に三十點を標準としたる後仍居着せむと欲する者は一年に三百點を標準とするも亦然く。

一、節製に特教なきも方外を通して試験すべき命あらは只回點生員のみを應試せしめ而して兩年の回點を取りて應試せしむ。已に三百點を準したる人は年條に拘るなし。

一、増廣館試にて回點のみにて生員、進士は應試するも節制例に依り計點す。

一、標準點の期限は戊戌正月より始む。

一、回點は八月一日より始め三十點を標準とする人より計へ順次立算し逐年に一冊づゝとして置き三百點を標準とする人は又別に一冊と爲し以て憑考とする。

一、戊戌正月以後は只點數を標準としたる人のみを應試せしめ戊戌正月以前は只點數の始まりたる者を應試せしめ若し之に依らずして合格したる者は啓示して削除し科場回入の律を以て罰を施し合格せざる者と雖も發見せらるゝに隨ひ同しく罰す。

一、喪祭、服前三月以内に在りては點數を標準とせざる者と雖も報告の上應試す。

一、月課講製の時に缺席せる者の削除の規は一に成典に依りて舉行す。

一、増廣、別試、庭試の時、期日の二日は生員、進士は額数に拘るなし。

一、凡て節制の時は教を下して曰く生員、進士は額数に拘らず此より以後食堂準點の法は一に節目に依り施行す。

(續)正祖元年。太學月請の式を申明す。

(續)純祖二十六年。太學月請の舊例を續す。

(續)今上三十年。太學月請の式を申明し年終に視聽試取し等に依り應實す。註いなし

學校考七

雜考

高麗の俗に佛法を崇めて學校頗廢す。安文成公在時、慨然として歌詩を賦して曰く香齋處處皆祈佛、齋管家家競事神。獨有數間夫子廟も滿庭春草寂無人、と遂に興學を以て己の任務と爲す。眞道は故事なり

安文成公在時、奴婢百口を成均館に納め其の後成均館の奴婢は數千餘口の多きに至る皆其の子孫なり。毎九月十二日の文成公の忌日には各各錢布を出し靈廟を祭奠し以て祀る。本館は綿布五疋を出し養賢庫も又米を出し以て之を助く。太宗清郎の時に津宮に游學す。此より筮仕辛領祖の記に、廟號(太宗の名)今壁上に在りて名を題せり云ふ。

(續)初め太宗清郎の時に津宮に游ひ館中に舊くより書畫鍾あり。即ち諸生所用の器なり。太宗も甚た之を愛し、即位するに及び本館に命して館に之を置せしめ屢々酒食を賜ひ宴す。此に由り館中の所費を爲り而して年久ふして殘缺す。世宗朝に兼大司成鄭麟趾其の事を奏す。上、即ち内府の白樽三隻、白鍾、書鍾各一隻を賜ひ又太學及四學に酒を賜ふ。學官、諸生を率ひて恩を謝す。右議政河演、卿士と與に明倫堂に會して諸生を課し吟詠饗宴を設け皆詩を賦して以て之を頌す。

(補)太宗、前朝の國子博士の爲に館中に於て行賓せるに青花盞あり。即位後之を置けしむ。成廟朝に至り破缺す。成廟命して改造せしめたるに壬辰の亂に失へり。孝宗乙未に大司成金益盛奉して改造し以て廢事

を續かしめむことを請ふ。上、命して二銀盞を造り中使を遣はして曰く舊典を續かしめむ。特に銀盞を賜ふ。以て侈せむとするにあらずして其の久しきを欲するなり。酒を以てせむとするにあらず其の和ら欲するなり。惟翰師生は用ひて厥の義を彰にし式敬して替ふる勿れ。

成均館儒生每歲、紙に闕の字を書き孔子を尊稱し王とし之を奉し、四學を以て四聖の封國を爲し、諸侯の天子を仰くか如くし館中、上下舎の人を以て百官の職とし又遣使の役ありて四學の儒にして祭を來助する者は詛謔を以て題と爲し製述せしめ其の高下を定む。名づけて曰く天馬とし及第唱榜して以て就を爲す。太宗の朝、内宦之を見て奏に曰く成均儒生倍越なりと。上、曰く此は館中の古例にして其の由來已に久し、昔予居齋の時も亦免かるゝ能はざりしなりと。

景泰元年に倪太史誠、奉使して東來し聖廟に謁して詩を賦し板を明倫堂に掲ぐ。其の詩に曰く、曉向成均謁廟堂。杏壇弘敞碧山陽。八條教典懷箕子。萬世儒宗仰素王。濟々衣冠沂在坐。青々苔佩喜成行。文風豈特覃東海。聖化于今遍八荒。其の後明使の陳鑑、高閔、金湜、祈順、董越、單用卿、韓世能、朱之蕃、梁有年、相繼きて之に賦し遺墨、今に至るも堂壁の上に在り。

(補)世祖四年六月、宴を成均館に錫(賜)ひ仍樂を賜ふ。憲廟より文廟に樂を賜はるの不當なるを言す。上、曰く樂は國家の廢へからざる物たり。豈朝廷に正にして成均に邪なるの理あらむや。

したるは徒らに經書を講せしめむとするに非らざるなり。朝儀を習はしむるなりと、仍御膳麥飯を賜ふ。

成宗朝、太學生李穆、事に遇へば敢言し名、一世に動く。兩司皆吏を送りて争ふて相傳報す。

三月の上巳に上、後苑より振業（近侍の者）に命して泮宮に往視す。時は令節に值ひ諸生各其の家に還り、獨り一儒生の讀書して散たざるあり。命して後苑門を開かしめ之を召して御厨の膳、上尊の酒を賜ふ。歸て

諸生ニ與に之を共にせしめ翌日特に殿講を命し其の人に及第を賜ふ。

（補）三十二年成均館の典庫吏、米客干を消耗せしを以て有司追償せしめむと欲す。上、曰く國小なりと

雖も豈養賢の資に乏しけれど追償せしむる勿れ。仍て布五百疋、米三百餘石を太學に賜ひ又學田を賜ふ。同知都事李克增の啓に曰く今聖恩を承け多くの米布を受く、乞ふ酒食を備へ廣く朝中の文士及諸儒生を聚め以て斯文の盛事と爲らむことを上、之を許し設宴の日に文士明倫堂に大會す。上、承旨を遣はし内閣及御厨の珍味を賜ふ。

昌慶宮集春門は太學の西畔に在り世に傳ふ。成宗朝、往々使輿にて太學に出幸し經傳を講論せり。成均館春秋釋奠大祭後は文武の大小官聚會して飲膳禮を行ふ。其の禮甚だ盛なり。一品より堂上三品までは明倫堂の交椅に坐り、堂下三品より九品に至るまでは階上の長床（腰掛）に坐り誤草を設けて皆俯伏して飲は寝、大盤に進む。饌品極豊富にして歎を盡して訛む。蓋し治世の盛事なり。壬辰亂の後は廢して行はず。

三館に新に及第し、分属せる者を新來と謂ひ、館の先生多くの布物を徵し以て飲宴の需と爲す。夏、成均館の行ふものを譽松飲と曰ふ。

（補）初め成均館に新に登第して入館するものを新來と曰ひ。伎席の習多し。宣祖己巳、儒臣李珥奏請して之を禁し是に由りて其の弊少しく止へり。

（補）中宗十四年。金澣を大司成と爲す。時に學徒争ふて齋舍に集り常に滿つ。毎日大成殿に焚香し講聖の時には以て斯文の盛事と慶せり。趙光祖之を聞きて曰く孔聖に只一の天理なり。學者は此の心を敬守し上帝に對越すれば吾夫子に背かざるなり。必ずしも紛糾して日々展拜し然る後に得へきにあらず。

肅宗朝、嘗て更級を太學に設け以て學生を管轄り。

成均館庭に曰く學ひて而して時に之を習ふは既に立教の準則も盡せり。教に亦術多かるへし何んぞ聲學の漏等、鍾磬を設けんや。朱子の存養心性などの法の過失に起りて孟氏に爲善教々の言、洪仁祐の文あるを知らざるなり。

（補）太學の齋任は上舍生と以て之を爲すの例なり。而して宜廟朝李福長は上舍に登らすして諸生屢推して掌議と爲し以て士林の俗式とす。

仁祖反正の初め太學生鄭道昌等慈聖を路の左に迎ふ。慈聖駐輶して姓名を問ひ新化の初は先づ士習を正うすべきを以て詮と爲し内りて錦囊を賜ふ。

成均館は蓋し、列聖朝より優待せし故に巡卒及禁吏は皆敢へて入らざるなり。仁祖朝に一軍校あり巡夜して津に入れり。上、之を聞き命して其の軍校を罰す。

(補)英祖四十三年、上、親しく袞禊を行ふ。所御の冕服大帶は即ちし内殿(王后)の規範して織造せしものなり。上、是を以て大臣に語る、大臣對へて曰く誠に三代後の盛事なり。

登科者唱榜(發表)に文廟に謁見する禮より廟に謁するの日、齋生食堂の班を巡過す名づけて巡堂と曰ふ。何時より始りたるやを知らざるも今に至りても行はる。

毎歲濟州より貢せる相、至れは則ち太學に頒賜し試士して及第を賜ふ。祖宗朝より今に至りて之を行ひ毎歲常例とする。

(補)高麗睿宗四年。國學七齋を置く易は(易を講ずる所にして以下同し)鹿澤と曰ひ。書は待聘と曰ひ、詩は經德と曰ひ、周禮は求仁と曰ひ、戴禮は服膺と曰ひ、春秋は養正と曰ひ、武學は講藝と曰ひ。崔敏肅等七十人、武學の韓子純等八人を取りて分處せしむ。仁宗十一年武學齋を罷む。以下は學合議

(補)崔沖、後進を收召し教誨して倦怠す諸生門巷に頗滋せり。遂に九齋に分つ曰く榮聖、大中、啟明、敬菴、造道、率性、進德、大和、待聘とす諸生の科舉に應する者は九齋に隸名せるなり東方學校の興りは蓋し冲より始まれり。

(補)恭愍王元年。命して十二徒東西學堂を賚治せしむ。

明倫堂は文廟の北に在り。成侃の記に曰く我太祖卽位六年に國學を東北隅に設く規模制度、一々して完からざるはなし。南を廟とし廟の左右に廻あり。廟には先聖を祀り而して廟には先師を祀る。東は正殿所とし其の南を厨とし又其の南を食堂と爲す。廟北の兩傍に長廊を引く、廊の北に基を高うし左右を夾室とし而して中を堂と爲し以て師生講勵の所と爲す。學官、大司成以下大師最微諸生庭下に列し一揖の後、升堂し經を執り以て君臣、父子、長幼、朋友の道を講ず是を明倫と爲すなり。

典祀總は文廟の西に在り李淑溥の記に曰く壬辰の秋大司成李克基、始めて建木し營構す。西壁の西偏曠地を度り東に三間を作り以て簷廊を置き。南に四間を作りて以て燔炮に供し。其の東西兩隅を垣して以て藩屏を固ふし。其の西壁に門して以て出入に便ならしむ。

尊經閣は明倫堂の北に在り徐居正の記に曰く、成宗朝、左議政韓明淳より頒給して建つ。閣の既に成るや、

内賜の五經四書及諸子百家數萬卷を藏す名づけて曰く尊經とす尊經とは尊教奉持を謂ふたり。享官廳は尊經閣の東北に在り。洪貴達の記に曰く聖廟享祀の時に於ける獻官諸祭事の清齊する所なるべからず前大司成、成侃、上に請ふて之を經營す其の制は南向四間にて東西に室あるものは獻官廳なり。東西廊に各六間は寢食に使にして監察執事廳なり。東廊の東に又五間より低くして小なるものは其の庖厨なり。乃ち其の間架制度を圖にして獻上す。

正算廳は享官廳の南に在り。李時光の説に曰く國初太學の爲に創立し參下入直の官をして時政の大なるも

のを祀し廳上に於て正算し名づけて玄冊と曰ふ。櫃中に之を藏し、日閉出納す。亂後は遂に廢し今は只、本館參下、免身の時の開坐の地及廟司差祭の所と爲し而して正算の義は蔑如せり。

不闇堂は明倫堂の西に在り。而して一兩齋、開入齋は垂闇堂の西南に在り。文正公宋時烈の記に曰く、上の二年辛丑に地部に命して國內の僧尼を禁す。大臣は猝遽なるを以て漸次にすべきを言ひて上、曰く然り。然らば則ち先づ京裏の唐尼院を罷め北學を建つへしこ。癸卯九月大司成臣閔鼎重の啓に曰く北學は既に易く設けられて而して兩院の材瓦は無用に歸するを以て太學齋舍の備はらざるものを使ひべきを請ひて上、と曰ふ。蓋し朱子の所謂「貴聖上不闇大獄抑邪與正」の意を取りたるなり。其の北に在る齋は則ち朱子の嘗て佛寺を廢して儒宮を立てゝ曰く一舉兩得云せし故に名づけて一兩と曰ふ。其の南にあるものは則ち程子の嘗て二氏の害を論して曰く之を聞き而して後道に入るへし云故に名づけて開入と曰ふ。斯の兩齋は程朱の嘗て之を待つたるに似たり。

啓聖祠は不闇堂の北に在り。文正公曰

恭節祠は泮水の東に在り。文正公曰

六一閣は享官廳の西に在り。文正公曰

(補)食堂は正寛廳の南に在り。太祖七年に成る。毎日朝夕に鼓を擊ち食を告ぐ。東西齋の諸生巾服を具へ

又東西に分ち堂上に列坐す。各、年長者を以て班首と爲す。堂務官、監檢、大司成にして序中に入り食堂に值ひたる時、或は同堂監檢し、或は堂に坐りて同食す。生員、進士及文科に及第したるもの謁聖後は食堂を巡過す。名づけて巡堂と曰ふ。何時より倒りたるものなるやを知らざるも今に至るも行ふ。

(補)世祖朝に學、庸、論、孟、詩、書、易、韓、春秋、九章の學規ありしと設置せしものなし。

(補)世祖十七年。金大司成李敬實の言に古に求仁、志道、養蒙の學ありて以て分科教士せり。今略に此の意に倣い三科に各二十人を以て定數と爲し四學には五人を置きて凡て八十人を以て三齋に分處せしめ其の度食を豐にせは則ち義士の道を得へし。仍節目を経陳し廟堂をして覆奉せしめ之を行ふ。

文廟の額は大成殿と曰ひ尊號の筆なり。大司成閔鼎重、掌文摸印し其の後に跋して曰く進善、趙連は筆法に精しく、嘗て曰く聖廟殿額を華使、之を見て古に其の比なしと謂へり。余、古文義之能く方して之を歎すへきも爲し能はず。又曰く韓浚、此を寫す時一字に數十の紙を易へり。今も餘本の藏せる者ありと云ふ。以下云

明倫堂の額は二にして其の一は朱子の筆なり。中國より摸得して鑄刻せりと云ふ。其の二は明使朱之蕃、萬曆丙午に奉使して東來し書きて掲げり。之蕃は筆を以て天下に名ありと云ふ。啓聖祠の額、四賢祠の額は英祖朝の御筆なり。

不闇堂の額は文正公宋時烈の書なり。

學校考七

一六八

(補) 嘉宗四十年大司成崔昌大的疏に曰く聖廟大小の門閥は凡て名號なく皆俗語を以て之を稱す。名義既に欠き雅稱又識別し難し宜しく嘉名を用ひて排定せしむへしこと。仍て該司をして刻板、墳采(色采)を施す。し諸門に分掲すべき事を禮曹に命す。禮曹の榜啓に廟門を崇飾するは是れ美意なりと雖も三百年未だ嘗て行はさりしものを今に到り設する必要なく、且右文の實效に益する所なれば姑らく餘にしては如何。

之に從ふ。

(補) 成宗八年の翰對官、自幼、館學儒生をして青衿(儒生團領)を着用して街路に通行せしむべきを請ふ。領經筵金國光曰く。先朝嘗て此を行はむと欲して果たさず今儒生をして翼服せしむれば居館者必ず少なくなるへし。上、曰く儒生にして儒服を耻つるは是れ聖人の道を學ぶを耻つるなりと。知經筵李克培曰く。若し堂々威儀青衿を服せしめは必ず易く從ふへし。上、之を可とす。眞下付

(補) 宣祖朝の趙憲、質正官として京(北京)に朝して翰衫の制を見て歸り母事を上して之を行ふべきを請ふ。註考七

(補) 順宗九年。弘文館の啓に齋儒の冠服は大明會典に服に則ち玉色翰衫を用ひ寛袖皂縫とし帶は皂縫を用ひ、巾は則ち軟巾とする。垂帶を舌書に多く方領、直領と稱しも大同より始め圓領と爲せり皂縫は則ち大典所載の綾兒にして先正臣趙憲の東道封事に曰く舉人の監に在る者は軟巾を俱服すと云ひしは是の軟巾に似て而しかも其の制詳かならず別に巾服の圖を爲し以て進む。

十年。太學生上疏して明朝翰衫の制を適用すべきを請ふ。上、之を許す。

是より先、宣廟朝の文烈公趙憲質正官として明に使し翰衫の制を見て歸り封事を上して之を行はむことを請ひし中止せられしか是に至り太學諸生陳政して其の制の適用を請ひ。先正臣權尚夏章議として其の論を主張せり時に、王世子入學せらるる閔端重の奏に曰く儒生の服色を改易し一に中國翰衫の制に從ふは此れ其の時なりと。上、刑府事宋時烈に問ふ。時烈對へて曰く既に可考の文あり改めて革制に從ふを宜とする。是に於て上、弘文館に命して其の制を考査せしめ仍之を行ふべきを命す。閔端重然に使して其の制を中國人に詳問し又軟巾を貰得して來れるも適々國に事故ありて行はれざりき。

英祖九年。大司成趙明冕上疏して太學生翰衫の制を行はむことを請ひ。

趙明冕の疏に曰く儒生の服色、尙未だ考正されず。居者の中には紅衣を以て標準と爲し、庶傍の生は巾の後に纏を垂れる者皆習俗の陋を免れず。斯くて末年に先正臣權尚夏、大學の督任と爲りし時、革制に依りて粉布青衿及漢頭を以て居者の中を爲し生員、進士、新榜(新に科舉に及第したる者)も亦此の例に遵はしめ而して一衆の蓮花を漢頭の後に裁付せしめ供中初試、會試に及第したる者は二衆を付して之を識別し三日の後に其の花を撤去するの意を陳疏し允許を蒙り仍て唐様一件を燕京より買ひ取りたるも頃行するに及ばずして遂に天崩の痛に遭ひ遂に革に還ふの美意をして中止するを免かれざらしめたり。今、之を行ふ事は我聖明の職述の德に待つ。

學校考七

一六九

(補)十七年四月、館學儒生に命して舊の如く紅團領を服せしむ。初め儒生の居齋及殿試に赴く者は皆紅團領を服せしめしも儒生之を不便なりとし青々子衿の文を引きて青衣を服せしめられむことを詣へり。大臣成之を言上すと上て大臣に問議す。儒臣領相全在魯、大典諸學生徒團領の下の註に青衿と云ひ詩經の註及字書に領なる者は矜なりとせり此を以て之を祀れは或は紅衣青領に似たり且故判事李暉光の所著芝藻頌說に我國儒生の私事出入には亦紅直領を着せりとあり、明廟の末年に、連續して國恤に伍ひ白衣を着せるは俗を成せりと云ふ然らば則ち紅衣は必ずや是れ。祖宗朝の舊制なり。紳士の服を以て之を言は、重處には黒衣、輕處には紅衣なり。凡そ儒生の聖廟に入る時に青衣を着、食堂及齋會の時に紅衣を着るは蓋し意の在るものなり。上に命し其の言の如くせしむ。

二十三年八月も始めて襷衫を以て太學生の服を定む。

儒臣尹承九、嘗て就讀して曰く臣嘗て聞く、諸先師、先正臣柳尚夏は朱夫子、嘗て襷衫を以て先聖の深衣と與に三加冠禮の服に並列せしめたりと云へり。周よ。儒士の盛服と爲すべし。我が明の高皇帝は胡亂を掃除するのに襷衫を以て太學生の服と爲す。我が宗周の道に在りては尤も豈、意を致さる者ならんや。此は日に大學の疏請に當り而して、顯廟の許したる服なり。今若し之を行は、尊周の義質に在此り。繼善の道も亦此に在るへしこ。是に至り上、安東の鄉校に舊藏の襷衫、軟巾、綵帶より命して取り來らしめ観覽し仍て其の制に倣ひ、一件を裁成して成功館に賜はり、之を六一闋に藏せしめて又

命して模畫し八道に頒示し丁卯三月司馬唱名の日(科舉に及第したる者の發表日)に及び諸進士始め其の服を服して應榜すと上、視臨して之を觀て命して定式と爲す。

(補)是より先、上、中朝の進士科幞頭、襷衫、戴蓮花、聞喜宴等の制を復せむと歎せり。然るに襷衫は其の式を知らず。筵臣より故吏曹參判金功、神宗皇帝の時に明廟に奉使せし時に當り皇帝より幞頭襷衫及大學督義一部を宣賜せり。功歸りて巾衫は之を安東學舎に藏し、督義にも亦御賜眞蹟ありと。今之兵曹正郎權萬は政院に命して議營に移開せしむへく書及衣冠は功の後孫をして持來せしむへしと是に至り萬は功の孫弘連と共に持參す。時に、上、弗豫強起し胄冠衣服冠して二人を見見して曰く鄒魯の士を待つに漢高賓客を教ふは宜しからず。況んぞ明朝の舊物は尤も宜しく尊敬すへきに於ておや。遂に命して三經近思錄、大學督義を賜。所司を歸して幞頭、襷衫の式を得しめ、弘連を歸還せしむ。是に於て生員、進士の衣冠、悉く制制に復し、戴蓮花、聞喜宴に戒一ならずして止む。

臣謹みて按するに安東鄉校の襷衫は是れ高麗恭愍王の所造と云ふ。蓋し明の洪武の制なり。又明使倪謙の朝鮮記事に曰く景泰元年、謙、奉使して朝鮮に如き成均館、宣聖廟に謁せり。館生の謁見するに皆儒巾藍衫を着せるは華と同しく但し巾は軟瓣を用ひたりと云ふ。然らば則ち我國も亦嘗て其の制を行ひしも中途に廢せられたるにあるさる。

順宗四年、大司成閔鼎重の言に因り始めて太學生の序肉の制を行ふ。貢下に付

是より先、中宗朝癸卯に薦面の儒生義神、李濟臣、太學に遊び借成に曰く首善の地に何んぞ長幼をして序ながらしめむ。宜しく尚序を以て坐すべし。遂に東西下齋に行ひ又推して諸上舍に行はしめむ。欲すり人多く悦はす。是に於て師長に質す。大司成李浚慶、司成宋世琯は皆以て是を爲し獨り知成均事成世昌之を非なりとして曰く孔門に亦尚坐ありや否や。進士洪仁祐曰く「三子志を言ひしに曾點最後に對たり、宋子曰く尚を以てせば點は次に當るべし。此れ孔門の尚尚にあらざるや。」世昌曾然らずと爲し其の法は乃ち行はれず。官祖朝甲戌う太學生復之を行はむ。し李海善先正臣李珥に遇ふて曰く榜次成績頗るに坐するは壯元(優等)を修改するものにして是亦禮俗たり。尚坐(年齢順)するは太學の宜しきあらざるなり。と拜曰く「壯元の尊は榜會(告主)に施せは可なり。太學は明倫の地にして王世子の入學も尚坐を尙ぶ況五や壯元、豈世子の尊に若くさせむや。」海善默然たり。是の法、幾たらずして亦廢せられ。孝宗朝戊戌に及び諸生各、朋黨の名義を以て食堂に分坐す。是に於て完南府院君李厚源、李珥の議に従ひ序尚の制を爲さむことを請ひ。上、將に之を行はむとせしも諸大臣之を難し事、急に止む。是に至り端重、始めて建議之を行ふ。

庚寅二十三年夏四月、太學生に命して序尚禮を復行せしめ仍て定制と爲す。
是より先、戊午李元頤大司成と爲りて太學生尚坐の法を以て李珥の議は右端にあらざること爲し遂に序尚を罷止して更に榜次坐(成績順)と爲す。壬戌十月大司成值持議奏し。上、序尚を復行。庚午四月に及び

李鳳徵、又改めて榜次坐と爲す。是に至り大司成李寅煥、序尚の復行を請ひ。上、筵臣に詞ふ。參贊官金世翊曰く先年故相臣閔鼎重は先正臣李珥の論を用ひ且先正臣宋時烈、宋浚吉に議せしめ始めて尚坐の規を行へり是れ據る所れはなり。と徐文洛曰く榜次の坐は是れ舊規なり。雖も既に先正の論に因り序尚の禮を爲したるは實に古道に合し。且郷飲郷射等の禮に行ふに關して雖も此れ皆序尚の節より則ち尚を以て坐するは宜なり。と申疏。尹権皆序尚を以て行はざるからず。上、曰く太學は明倫の地なれば、尚坐は是なり。自今以後は尚を以て坐すべし。遂に以て定制と爲す。

(補)英祖十七年、大司成尹涉の疏に曰く食堂の到記(出席簿)は自ら流來(由來)ある舊規なら。生年尚を以て序坐するも井間冊子(算紙の板本)に書列し曰く其の旁に署す。中人、庶人は其の年多しと雖も只末坐を許す。先日視講の時に進士李重普は庶を以て食堂に參加せられず。齋生李益普と與に到記を圖出して座次を傾倒し刀擦冒錄せり。宜しく嚴に處分し以て後弊を杜くべし。上、有司に命して嚴査し法に依り勘斷せしむ。

(補)舊例に一年兩都日(成績表)前一日に齋任、齋會して因點し點の多き者三人を書き吏曹に呈す。以子云
(補)成宗二年、傳に曰く朝著に布列せる者は皆綺純弟子なり成均館をして通經識務者を推薦せしむ。之
と、遂に安良生を推薦す。

十二年、上、成均館に命して經明行修の士を求む。館中、鄭汝昌を以て第一と爲したるも汝昌就かず。

(補)中宗五年、吏官五百を成均館及四學に分遣し儒生にして居齋せる者の多寡を観察せしむ。時に就學する者八百餘人なりて遂に太學に命して其の經史に通し治體を識る者を推薦せしむ。

(補)六年三月、上、先聖に酌獻し仍見學を行ふ。教に曰く乎、儒生の此に多く聚れりと聞く。其の用ふへき者を抄選し以て奏せよ。是に於て趙光祖、金錫弘、黃澤三人、薦に應せり。

十年成均館、趙光祖を薦す。吏曹判事安塘の奏に曰く光祖は經術に明るく行義ありて成均館の首薦ニ爲る。當に擢用すべく若し資格に拘泥し例調參奉させば則ち以て士林を勵勤するに足らざるべし。上、之を允し

司紙を即授す。

(補)十四年、六曹、中樞府、漢城府、弘文館及八道をして才行兼備にして用ふべき人物を薦聞せしめ朝士、儒生に拘はらず凡て百二十餘人を得たり。

三十九年、成均館より徐敬德を推薦す。

臣謹みて按するに推薦の方法は學合に載せり而して成宗二年本館に命して賢士を別薦せしむ。是より薦法、益重し。文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文康公徐敬德は館薦の中にも最も著名にして、宣祖

朝戊辰に至り趙穆も亦館薦を以て拜官せりと云ふ。

(補)凡て本館(儒生の回置体校の意)には則ち本館の堂上は明倫室に會し東挾室廊庭は直房に會し東西齋に分入して仍て守齋と爲り。堂上は空館を以て辭意を草記し。掌務官は政院に進呈し批准せられたる後に

堂郎、出去して諸生を招きて宣説し諸生皆四拜跪坐す。退きて空館の由を書き守饗をして堂上に進呈し知館事、同知館事は直に啓し大司成は禮曹に諭報す。禮官をして勤めて入らしめは則ち本館堂郎は一時に出去し禮官と與に拜禮す。諸生を招き宣説すること初めの如し。命を承けて帝に入れば則ち禮官は本館の堂上と與に罷出草記を書呈し奉承せられは則ち禮官に因りて辭辭を爲す。(以下略)

(補)明宗六年、館學儒生普雨の詠を請ひ度疏して得すして空館出去を請へり。上、日に承旨、吏官を遣はし諸生を招詔して食堂に就かしめ就かさざる者は朝廷、朝官の父兄と爲れる者を招き各、子弟を勧誘して就館せしむ。此の如くするに幾々月餘なり。

(補)光海三年、鄭仁弘、簡武、文元公李彥述、文純公李氏を從祀するに合はすと上書して諭る。太學諸生、仁弘の名を青衿錄より削る。主、大に怒り命して信誠儒生の籍を削り禁錮せしむ。太學生、命を聞きて捲堂して去る。吏曹判書李廷璽と宮殿に詣り取消方を陳告す。

(補)仁祖九年館學儒生、副提學崔鳴吉の前の批に據、僕を豫章し壞集等を抑勒すへしこの数あるを以て申辨上訴せむ。欲せしも諸生、壞教に怪物等の語あるを以て相半りて出去せり。傳に曰く諸生の空館するに至りたるは予の尤も愧こす善く開諭して過敵の罪なからしめよ。

孝宗元年夏五月、太學生李弘相、宿儒柳根を罰す。上、命して其の罰を解く。齊任金壽恒命を奉せす。上、嚴教を下す。諸生遂に空館して而して去る。七月太學生朴世采等上疏して柳根を罰せざるへからざるを言

かく上、批草を賜はすと諸生又空館して而して去る。上、之を聞き乃ち館官、流官、承旨等に命して開詔に曰く聖廟の空過、今日を過ぐるも守直の人なし則ち予何んを敢て安處せしと言念此に及び毛骨悚然たり。又曰く諸生は誠に是なり予甚だ驚愧せり。遂に柳模、解罰の命を止め右議政趙翼敦をして諸生を詫せしめて至らしむ。

文純公李昌曰く空館の規に何時より始りたるやを知らざる者を以てせば恐らく宋時の捲堂に始りしたるも、

(補)熙宗八年二月、諸學儒生、事に因りて神門を拜辭し空館して出づ。館官より始曹に轉報す。前例を溯考するに空館の日には禮堂を先遣して次ぎに承旨を遣はして儒生を招きて詔して入らしむ。而して時に禮曹の堂上皆事故あり。上、知館事金憲恒、大司成趙復陽に命して同しく聖廟に直宿をしめ招記の一節に知館事をして舉行せしむ。

(補)景宗庚子九月、儒生、捲堂空講にて焚香、執事に本館郎廳を分差(任命)して禮を行はしむ。

(補)孝宗九年太學生、憲論色目を以て分坐す。上、之を聞き命して詫めしむ。大司成曹漢英、首唱儒生を職罰す。下付儒生等罰

(補)肅宗甲寅、假注書柳善芳は儒罰の身に在るを以て習儀に進參されし。政院の啓に曰く曾て丙寅年間に在りて南學の儒生等判曹佐郎孟世衡を削籍せり。仁祖特に命して定役せしむ。其の儒生等大臣の前に因り明禁斷せしむ。

て止み。且己亥年間に儒學儒生等、承文正字金夏標を削籍す臺諫に儒生の朝官を削籍するを以て是れ實に重大なる舉措なり。仍此の習に循へば内士の通塞は儒生の手に係るへし。比の習を痛革し以て後弊を仕かさるへからずと諭啓し允許を蒙り今此の儒生輩にして令に違へ罰罰を施し本館をして速に除罰し此後は申明禁斷せしむ。

(補)元丰、成均館に命して柳世哲、金納等の罰を解かしむ。草議朴泰素、黃叔、命を承けす。上、科舉を停止し兩堂試をして即日解罰せしむへき命す。政院より述を覆矣。上、又學教を下し新に督任として洪文泰、李萬謙を任命し柳世哲、金納、南重維等の付黃(名簿)に黃色紙箋を附し罰を表すことを盡く解く。

(補)大司成南九萬の疏に曰く、孝廟庚寅演備初授は先正臣李珥、成淳を侮辱せし故に太學生等付黃の罰を以て施す。孝廟、命して罰を解かしめたるに督任等命を奉せられは、孝廟震怒せらる。諸生豈四境之内に居らずや。この教あり諸生惶恐して空館するに至りたれば則ち館官、始官、承旨に命して開詔せしむ。督任等の言は誠に有誠なりとの教あり且、今日を過ぐるも聖廟を守直するの人なし。予何んを敢へて安處せむを貪念、此に及ひ毛骨悚然たりとの教あるに至り又確実の疏に因りて驚愧する批ありしも遂に柳模等解罰の命を中止し而して終に大臣を遣はし詔旨を傳へて還入せしめたり。今に至るも傳へて以て聖德事に爲す。聖廟は雷霆の威を以てせは豈、能く一二儒生を摧歟し得ざらんや而かも事の先質に關するを以て其の威神に任すへからざるも士氣を銷滅せしむるは尤も不可なり故に寧ろ人主(王)の威を

屈して匹夫の氣を伸はしむることなし推段を愛護し毀傷せしめて其の秋あるを俟つか如くせしも
べきなり。今殿下は太學督任等に特罰を以て施し段を以て束縛し鞭策すること牛馬の如くするのみに
からず故に士たる者亦敢へて孝廟時代の諸生の如く日う待さるなり。今罰せられたる督任を解くも即ち
前日に施罰せられたる人は其の心は解くを欲せざるを知るべく而して特に威命に縛れて之を解かざるを
得ざるなり。其れ言に從ふて達にされば快なるは則ち快なり延協、延己此の如し他日殿下の朝に立ち
其の能く面折廷諍せざるべきは必せり。大に國家の福にあらざるなり。古人曰く周の士は貴なり秦の士
を賤なり是は周人は士を貴ぶたる故に士亦自ら貴じし秦人は士を賤ぶたる故に士亦自ら賤ぶたるを
言ふなり。周秦の治亂興衰は此に属る分明す確るべきにあらず。

(補)六年甲寅以後に停舉せられたる者七百餘人を以て慰悅の舉なるべからずと爲し特に命じて疏頃旨
謀者を放逐し別に承旨李潤、提學李敏叙、金萬重等を太學に遣し試取せしむ。

七年大司成金萬重上疏と學校の制を論す。

金萬重の疏に曰く學校の罰あるに蓋し宋儒鄉約の過矢相規の意より出てたるものにして其の化民成俗に
於て補ふ所なきにあらず。然し其の議成は學校に行かへく邦國に遠ずへからず。請ふ自今以後は罰に
しき損徳等の罰の如きは解かれざる前には學宮に赴き課製することは得さらしむべきも國試に至りては
音應試を止むこと朝士削職の人にして應試せしむるの例の如くし。其の惡行ありて應試せしめ難き者は

自ら四館の停舉あり。是の如くは則ち上の命令は下の論議と共に以て併行せらるべし。

(補)四十年李廷爐、李匡輔は偏罰を冒し、增廣、殿試に赴きたるを以て並、抜去し後榜に追付せり。

(補)英祖元年大成殿修改の時に位版を明倫堂に移安し草履の屏風、風の爲倒れて大聖の位版は地に墜ちて
横傍版の傷處は長さ布帛尺の五六寸に達す。己を得て正殿に還安し還安祭を行ふ。教に曰く權安(臨時奉
安を謹ますして此の頃事あるを致す)事極めて驚心す。版幅修改の前回は草記を考據せしむべし。仍勅同
齋生に命して調查せしめ後に掌議及班首は先づ停舉せしむ。

(補)四學には舊より到記の規ならく殿講の命、下る毎に換名呈安の弊多しく。英祖乙卯に太學到記の例に依り
非間署名せしめ臨時に換入することを得ざつしむ。辛酉に至り中學新生五人承傳に執用し全數を猶好して
出齊す。仍て到記を取者すれば則ち二十七日に詣されたる衛生、三十日の非間に豫め署名し一人は本月一
日より三十日に至る空間に署せず。豫め署名したるものと署名せるものは均しく朝祭たり是れは科に
臨みて變幻彌縫せんとする故なり。本館草記に因り並、本館より今秋の會試に限り停舉せしめ此より此の
如き者は一講に限り停舉せしむることを定式す。

(補)四十八年四月教に曰く曉、師道するものよ。我心に常に高に歎くところ此にあり亦傳する道する無き
けんや。今觀ありて三年も歸覗せざるものあらは偏道を以て宜しく飭しむべく三年に限り草記せしむ。

(補)續大典 偏生輩の朝官を付貢削籍する弊は一切禁斷し犯すものあらは成均館より啓達し該曹をして定

配せしめ黄、墨は並論せず之に當りたる者は引嫌するを得ず。
 (續)正祖六年大司成徐有防の啓に本館齋任の自削自罰することを徴さるに付考奏の命を承け謹みて館例を
 稽へたるに自削一件は先朝より定式として嚴禁したる後に自削なるものを紛出せしも自削とは異なるもの
 のあり。數十年來相互通じて仍て謬規を成し未だ痛革されすと云ふて名義は外なるも自罰自削は元より
 異動なし。此の後は一に先朝の定式に依り自罰自削に論なく任意に達越せしむる事を得ざらしむべきを以
 て館學を申妨せしめては如何と。上曰く此は故制を修改するに過ぎざる事なれば此の奏に依り條を擧げて
 申妨せしむ。

(續)純祖二十二年。是より先、一二の儒生朝臣を侵詆する者あり上、嚴教を下し仍命して板に刻し太學の
 壁に掲げしむ。春正月大司成洪起燮、疏して士論を禁絶するは恐らく聖世の事に非らざるべく又太學の宜
 しく有すべきにあらすと言ひ還收すべきを請ふ。之に從ふ。

成均館の舊例に毎年節日には儒生を試験す。政府館閣の堂上齋會して皆椅子に踞り諸生は庭に入り拜を行ふ故に相臣庶守慎、知館事と爲りて拜下を爲すを以て乃ち臣の君に見ゆる禮なりとし今宜しく儒生の揖を行ふ時諸宰は椅子より下りて之を受け優禮を以て士を待遇するの意を示すへしこ左右皆曰く可なりと。今

に至り迄遂に定規を成せり。(以下は略)

官祖朝に監司禹伏龍嘗て上倉に游ぶ時三公、六卿を率ひて太學に入り諸生を試験す諸生、庭下に於て
 列行するに伏龍獨り揖して拜せず禮官之を責む伏龍對へて曰く君臨の前にあらざれは諸生は庭下に於
 て拜するに不當なりと。世祖より此の禮を始めて行ひ其の後文正公趙光祖は禮にわらすと爲して之を
 罷めたりしか南岱の和と爲りて諸生の己を誇り遂に其の拜を復せしに小儒は其の宜に達せ
 されは諸公を敢へて拜せず皆、稱善して揖禮を定めたりと云ふて此れ處守慎の議定したものと相應
 するを以て茲に附錄す。

學校考八

四

太宗十一年り始めて學堂を置く。儀矩詳定所の提調許禎の言に従ひしより。後又改めて四部學を置くも、臣詔みて按するに四學の設は既に始りたるも而かも北部の學は其の幾廢年代詳からず。國朝實錄を按するに、世宗九年に魚附を五部の學に開ぶるあり。則ち五學は已に廢して四に替りしなり。是を以て大典の行狀に曰く奴婢を四部の學に開ふ。あれば則ち五學は已に廢して四に替りしなり。是を以て大典及廣地游賈には只四學を置し。北學を設せず。頃廟の朝に南月城の毀設するに及び。貢書、宋凌吉上に白して曰く尼院は北學の舊基たり。と聞く。宜しく其の旨を以て北學を復せよ。と上之に從ひ。

南九萬を以て北學教授を爲し。其の役(工事)を並さしめしたるに以て竟く成らす。經學大典に曰く四學に儒生一百人を置き教授、訓導を設け以て之を教訓す。命曹に命して毎月四學諸生の讀書したる所を考請せしむ。四學儒生各二十人を擇り。六月に南學に至ら。品目下の文臣三員をして或は講論を試み。或は課題を試みて優等者十人を取り。生員、進士、覆試に堪能しむ。

文宗朝、奴婢を四部學堂に加賜す。

(補)世祖九年、吏曹の啓に曰く以前は四學教官は經明行條の者を擇り。西班の職を以て之を帶はしめしか今曹より節目を撰進し四學に頼む。

成宗八年四學教官久任の法を定む。時に教官數選はり。周易専らを主とする上、教に曰く學校は須らく師表を擇焉亦須らく其の任に久し。と。しめ然て後に學者の成就する所自ら。以て。今。全の四學教官は其の人を擇はず。過鶴高なく、其の作成の教より難し。自今時を論せず。經明行條の者を擇り。教官に爲し。又三十制の法を立て。以て。其の任を久うし業に専らならしめ。以て。予の大才を養ふ。の意に創はしめ。

二十三年。上、吏官を遣はし四學を往視せしむ。生徒の在學せる者なし。是に於て教に曰く國の學校に蓋し。弊め人材を養ふ。治國安民を欲せんとするなり。予の勤學の方に於て至らざる所なし。而しも汝等學に勤むる。努力。壯行の義安に在り。各學間に勤にして。致君濟民を以て心に爲せよ。仍酒を賜ふ。

(補)明宗三年、用十五絆、奴婢五十口を四學に開ひ。又奴婢十五口を賜ふ。

八年。上、學校の廢弛を憂ひ。師教の長を極諭し李衡を大司成に擢拜す。又、戒説文を作り以て四學の諸生を警じむ。

戒説文に曰く學校は風化の源にして。若者たる地なり。士子は禮義の宗にして。元氣の寓なり。國家の學を設け。以て。士を養ふ。は其の意義隆じ。師生の間は尤も禮義を以て相先にすへく。師は嚴に生に敬に各其の道を

盡すべきなり。而かも仄聞するに四學の儒生にして師長を見る。路人の如くし、學宮を覗ること傳舍（辟）の如くし當時に禮服を具へたる者十に二三もなく。白衣黒帯にて唯々往來し、師長の入るに及び齋中に偃臥し睨みて出です、此れ自便自肆に過ぎざるも積習成弊せるなり。而して諸生をして此の如くならしめたる所以は實に師長、不職の過に由りたるなり。自今諸生に凡て日用飲食は禮義の中に周旋せざるはなく、相、傍勵を務め舊習を温理し入りて父兄に事ふる心を推して出て、長上に事ふるの禮と爲し、内は忠信を主とし外は遙拂を行ひ以て國家の右文を興化し校を設けて士を養ふの意に刷ふべし。

二十年、萬頃、古群山、扶安界の火島漁場を四學に賜ひ以て稅を收めて養士の資と爲す。
(補)宣祖壬辰兵變の後に先づ中、西の兩學を設け、光海己酉に禮曹判書李廷魯の啓に漸次復設すべき事を

請ひ、該曹をして各道所在の官閭餘材を以て營建べら
(補)仁祖元年、大司成鄭暉、學術精明なる人を擇ひて師儒と爲し四學に分遣して教導の責に任せしめむことを請ふ。之に從ふ。

七年、上、命して四學の儒生を増置す。副提學鄭經世の請に從旨したり。是より先、學毎に各十員を置きしも甲子の變を経てより減して五員と爲し丁卯の亂後に又減して二員と爲したり。是に至り經世奏請して三人を増置して五員と爲さむとす。上、之に從ふ。

(補)同年、禮曹の啓に四學免稅の田畠は祖宗朝現例に依り一切伎らゝる事なし公淸監司處に移文し、是如

何かと。之に從ふ。

(補)八年、禮曹の啓に四學の中、東學に最も貧弱にして供借に貌難を成さず奴婢三口を該曹をして給せしめては如何かと。之に從ふ。

(補)孝宗五年、筵臣の言に因り京儒にして青衿錄に名の漏れたる者、鄉儒にして名の鄉校案に漏れたる者は科舉に赴くことを許さず。

(補)大司成金益熙の啓に四學儒生の製述の元額は十三なり。三學よりは各三人を取り一學よりは四人を取りて而して毎度輪回す。小學の初試に元額十人にして兩學より各二人を取り兩學は各三人を取りて亦輪回するなり。今は儒生の應請する者少なくて製述する者多し。請額中の二額を製述に移給し、又恩賜額を添へて製述を十六と爲さしめ而して每學より四人を取り。請は減して八と爲し而して每學二人を取るを好じとす。上、曰く之に依らしむべし、又啓に曰く四學に書籍なく師生の請讀共に一冊なり所在の邑をして四書三經小學等の學を印送せしめ三部を齋に詔かしむることを請ふ。之に從ふ。

(補)九月、命して名官の文學ある者を四學教授を兼ねしめ四學を專管せしめ以て士習の浮薄を鎮ましむ。
(補)禮曹の啓に四學の書吏二人は法典にあり。而して中途廢して今は居齋の儒生も其の定數ありて通讀製述頻數なれば使喚(僕人)なかるへからず當に之を置かしむべしと。戶曹より覆啓し各一人を給す。
(補)八年、禮曹の啓に扶安、萬頃、古群山の漁場は乃ち是れ明宗乙丑に四學の受けたる處なるに去る甲午

に宮房の侵す所と爲り其の時判書鄭維城は四學に賜はりたるを以て宮家の横役を許さずごし收稅魚物は四學に輸納すべき旨を以て本道に移文せり。四年間に又此の宮家の筆端あり豈別に曲折ありて此を致したるか本道に令して査啓處置せしむへしと之に從ふ。全南監司趙啓遠の啓に本扶安等處の漁箭は四學に賜はり百年の久しきに至る。訓練都監は其の内一個所を横奪したりしも四學の移文に因り別に委員を定めて明查せしめ落着を告げ其の後仁祖朝成政府又一個處を横古せしも四學より原告し時の三公は祖宗朝の賜りたるものにして多士供餉の物なれば移居するを不當なりとし四學に遷居せしめたり。其の後又真安翁主房に入りしも本曹より還居の意を以て嘗し允許を蒙りたるなり。今此の淑安翁主の受けるたるは壬辰なれば四學の受けたる年とは前後すること懸殊す。自古法典に依り先後に分に回移を決すべきならう。啓に依る。

十年以上、金部酒宋漢吉に命して四學規制を勘定せしむ。凌青、禮曹判書洪命夏、同知節事趙珣、大司成李廷璽と共に裁定し以て進む。

四學規制、學官及兼教授は四時毎に各一巡し學生を聚め講誦者十人を取り又製造者五人を取り通計講誦者四十人、製造者三十人としたる。本に節官は學官と與に太學に合坐して四學所選者を會して講誦に及第せるもの十六人、製造に合格せる者八人を取り生員、進士、會試に赴かしめ且小學の考講照鑑の規を申明し始めて算名を許し生員進士の初試に赴かしむ。算名を許す。

大司成及兼教授は諸生を與て通教會講し其の才行の最優者を取り學令に依り勾蟲終に嘗して收用

せしむ。

童蒙教官四人を増選し前の設けたる三井せて八員と爲し禮曹より各二員を西都に分遣し士夫及び凡民の子弟たるを論せず一體に訓誨せしむ。前設の分教官四員は冗雜に涉るか如きを以て今宜しく革罷す。但し三江の童蒙にして受學の處なきものは地を擇ひ適當なる訓長分教官二人を定めて以て之を訓へしむ。

同年。吏曹正郎金基興上疏して司業を増設し四學を分管せしむることを請ふ。

金基興の疏に曰く聖明、學校の政に留意せられ祭酒の官を特創し作成の責を以て委す、國家の根本是に在り。然るに四學の教授を設けたら當初の本意は實に偶然に非ざりしなり而して設立して累年、未だ實效、見はれず儒生を聚會して課製計畫するに過ぎず、何なんぞ培養の道にならむか。近來聞くに祭酒、四學に輪赴し學規を嚴守し講讀を抜し書齋の徒音動せざるはなく観るに足るべき者ありと、而して第一祭酒は四處に奔走し難かるべく臣は特に學行隠擢の人を以て司業四人を定め四學を分管せしめ他職に移る者兼ねし者を改めて、其の教導する所祭酒の修式の如くさしる祭酒は時に往視して巡察せしめは是れ格なる處より定送せしめとは如何こと之に從ふ。

学校考八

一八八

貞享三十年。經籍を四學に頼つ。

全羅道の扶安萬頃漁場の稅を四學に還屬せしめ分差教授を減す。四學教授の請に從ひたるなり。

(補)英祖四年廢曹の啓に學宮は本より米布衙門菴士支供の需にあらずして専ら地方奴婢の貢布に頼れり。近年以來凶荒に連値し逃亡せし故、存者幾人もなし戸曹掌院をして奴婢を選上せしめ適當に分配せむことを請ふ。之に從ふ。

(續)正祖六年館學儒生殿講の時に、四學の掌議に命じて班後を押さしむ。教に曰く館、學は異なるなく館儒の齋任の班を押すの例なり。雖、學儒齋任は元より班を押すの事なし此の後春秋到記には學儒齋任は一體に押す應試の有無も亦未赴到記の館儒齋任例に依り舉行せしむ。

(續)今上六年南北兩齋を増置す。

是より先、學の東西齋に各、製述者三人を置きしか今番學毎に南北齋を増設し、各、製述者三人を置く。せしめ漢學と與に同一の規制にて月考す。

内務府の啓に現今各國の交際には語學最も急なり。公院を另設して年少聰敏の者を擇り肄習せしむへしとの請あり故に是の命あり。

三十一年二月。政府を傍して學校を設け人材を養ふり。

詔に曰く朕惟ふに祖宗の創業、統を垂れ茲に歷して五百四年を有せり。實に我が列朝の教化、德澤、人心に浹洽せるは亦我が臣民の克く厥の忠愛を彈したるに由る。是を以て朕無賴なる大服を司き、夙夜祗懼して祖宗の遺訓を是れ承く。爾臣民其れ朕の衷を體せむ。惟ふに爾臣民の祖先は即ち我が祖宗の保育せられたる良臣民たり爾臣民も亦克く爾祖先の忠愛を紹き即ち朕の保育する良臣民たり。朕は爾臣民と共に祖宗の不寒を守り急萬年の休命を連續せむ。嗚呼惟ふに我教へすして國家の革固苦難して宇内の形勢を殲滅するに克く常に克く強く獨立雄覇の諸國は皆其の人民の知識開明せり。知識の開明は教育の善美を以てす、則ち教育は實に國家保存の根本たり。是を以て厥君師の位に在り自ら教育の責を擔ひ教育も又其の道あれは虛名實用を先づ分別すべく讀書、習字、投捨は古人の精勤なり、時勢大局に蹠き者は其の文章、古今を凌駕すと雖も一の無用なる書生に過ぎず。今朕は教育の綱領を示す。虛名は是れ法り實用は是れ用ぶへし。曰く徳養なり。五倫行質(作法)を修め俗獘を除くを風教を扶植し人世の秩序を維持し社會の幸福を増進すべし。曰く體養なり。動作は常あり、勤勉を以て主とし、惰怠を貪るなく、苦難を避くるなく、爾の筋を固め爾の骨を健にし、康壯無病の樂を享受せよ。曰く智養なり。物に格り知を致し理を窮め性を盡し好惡、是非、長短、自他の區域を立てず詳しく究めて博く通し一己の私を營ることなく、公衆の益を企圖すへし。曰く右三者は教育の綱紀なり朕、政府に命して學校を廣く設けて人

学校考八

一八九

才を養成し爾臣民の學識を以て國家中興の大功に貢成せしめむ。爾臣民は忠君愛國の心を以て爾の徳、爾の體、爾の智を養ふべし。王室の安全は爾臣民の教育に在り。國家の富強も爾臣民の教育に在り。爾臣民、善美の境に抵らざれば朕は豈は豈か朕の治を成せり。日はむく政府豈、敢て其の責を盡せり。日はむく爾臣民亦豈敢て教育之道に盡心協力せり。日はむく父は是を以て其の子を提携し、兄は是を以て其の弟を勵勉し、朋友は是を以て輔翼し導き、朕發已まざるへし。國家の敵渠も惟れ爾臣民なり。國家の禦侮も惟れ爾臣民なり。國家の政治制度を修述するも亦爾臣民なり。此れ皆爾臣民當然の職分なり。學識の等級を以て其の功效の高下を定する此等の事爲にして上に從へ些少の欠端あるも爾臣民は亦唯曰く爾等教育不明の故を以てせよ。其れ上下同心を務めよ爾臣民の心、亦朕の心たり。勤めよ皆し茲に尤へば朕は祖宗の德光を四表に揚げ、爾臣民亦惟れ爾祖先の育子孝孫たるへし。勤めよ。

四月、漢城師範學校を設け本科及速成二科を以て教官を養成する處と爲す。

五月、各國（英、法、獨、美）語學校を設け外國語學を教授す。

七月、命して京外（京城、地方）小學校に尋常、高等二科を以て兒童を教授す。

官立學校は政府に於て、公立は各府郡に於て、私立は私人に於て設くる所のものなり。

光武三年、詔に曰く國家の學校を開設し人材を作成するは將に以て知見を廣め而して進益を求める以て開物成美、利潤學生の基本と爲す。今より一規世界各國の悉々三日は富強に上り。敢言之者は豈能なし。

んや格致の學（科學）に從事し物理の義を究解し誠に、已に精うして而して益其の精を求め、器に已に巧にして而して急出で、革新なり。有國の要務に就る此に先ずあるべく。我が國の人には才は必ずしも多く外國に遠ざかるも而かも之を教ふるに素なき故に人民の知見聞かれず、農桑、工業與らず。以て民産は日に盛に、國計は日に縮を致し新設の學校も往かに文具たるんのふにして全く教員の方に味く五六年才達の效なし。商工學校に至りては尤も急先の務を務す。曾て去に勅づ下すありしも未だ開設の議なし。是の如く急泄し何事が做すべきや。庸、慨然たるゝや。政府より該部を另附し、題前の因循を得ざらしめ一概に認真辦理せしめ作成開進の功あるじまへさせ。即ち、

二月、國學校を設け内外各種の藝術を教授す。

中學校を設け尋常高等二科を以て普通學を教授す。

五月、商工學校を設け豫科本科を以て農商工業を教授す。

四年八月、礦務學校を設け礦學實業を教授す。

鄉學

太祖元年上、諸道按察の臣に命して學校の獎賞を以て守令を考課するの法と爲す。是年に濟州の學校成るの上、即位以後聲教遠に及び孔州より北に延び、甲山に至るまで皆學を建て以て經書を訓ぶ。閔安仁を以て平壤の教授と爲す。安仁は文廟を修葺し釋奠の儀を備へ條約を嚴にし以て諸生を教ふ。

太宗朝儒學提調権近上疏して勸學事目八條を進む。

鄉校事目に曰く鄉學の師儒にして他州の教授と爲れば則ち其の生徒も亦其の鄉校に赴き。併に自ら業を受けるに便ならず。今より在地方の偏官にして書齋を私設して教訓する者は他州の教授に定めず生徒も亦強いて赴かざらしめ暨司守令仍勤勉を加へ各安居して講學せしめられんことを請ふ。

世宗十七年、書齋を濟州の學校に賜ふ。

(補)世祖六年、禮曹の啓に人才を教養するは國家の重事なり。自今京外の教授官、教導、學長は學問に精熟し師表として堪へ得べき者を探りて之を授り、成均館、四部の勤慢は本曹に於て檢察し地方は觀察使親しく自ら講問し本曹に移文して轉啓せしめ若し成效せる者は特に褒獎を加へ生員、進士となして陞補入學せしめ。外に年四十を過ぐるも、學問せず閑遊する者は各其の教官より本曹に報告して其曹に移文し軍役に充定し以て其の餘を懲め、守令にして學校を修明する能にさる者は觀察使より段に辦理を加へられむことを請ふ。之に從ふ。

七年上、諸道の觀察使に詔して曰く近來學校の疎弛せるは是れ上の人の過失至らるに由るもののみと予嘗て成均館に親幸し四學の儒生を並聚め試験して之を勵勉せり。鄉も亦予か意を殷し州縣に行く毎に學校に詣り躬ら諸生を試し且教官を傍めて勤勉教誨せしめよ。

成宗朝水安道(直隸)觀察使李繼孫の啓に曰く本道の我が朝に於ける岐陽豐沛たり而して永興は一道首先たり本府に乞ふて學校に文官の學業精博たる者を教授に任し諸邑の儒生を聚めて之を教誨すれば則ち人材を成就すべく而して六鎮の風化も亦將に變化すべし。上、之に從ふ。

(補)三年、禮曹の啓に諸邑儒生の額數は少く且學舍は頽廢し師生にして或に私第に儒寓せるものあり觀察使怠慢にして查察せずして國家の學校を興したるの意に違ふものあり諸邑の儒生は定額を定めず其の學舎の頽廢せる者も亦修繕せしめられむことを請ふ。之に從ふ。

(補)五年、上、音厚陵に謁し松都に至り府に程殿院を觀察せしるゝ。又松都儒生李德根等の言に十室の邑にも必ず忠信あり。況んや五百年大都に豈に耕莘釣渭の者なからず。且殿下は真殿に恭して文廟に祀せざるは隆師重道の意にあらず。願くは文廟に謁し人才を試取せられむことを。是に於て上、文廟に至り聖に謁せしも試士は世祖に古例なきを以て行はす。儒生に米三十石緡五十疋を賜ふ。

七年上、禮曹に詔を下して曰く治國の道の教化を以て先と爲す。爾、禮曹は即ち唐度の司徒の官にして周禮の奉官の職なり人を教へ明倫を以て任と爲す。其れ四方の儒生をして皆小學を習はしめ三綱行實(人倫、作法)を以て漸次薦陶せしめ以て風化を成すへし。

八年上、太學に幸し大射を行ひ仍列色に命して飲射禮を行はしむ。

二十年上、鄉學に書齋の甚少を以て命して四書三經を印せしめ諸道に頒賜す。

二十一年上、英陵に謁し経過州縣に官を遣はし先聖に祭を致し諸生に米を給するに差あり。

(補)經國大典に諸道の觀察使は道内の校生を探り六月に都督所を設け文官三員を任命して或は講論し或は

製述せしめて優等者は啓聞し直に生員或は進士復試に赴かしめ下(南鮮にして忠清、全羅、慶尚各道)三道は各五人とし其の他の道は各三人とする校生の讀書したる所の日課月は季に守令より觀察使に報告し觀察使は巡行考詣して學舍に依り勘撫を記錄し敎官、殿最(考科)の時の愚考とすて其の月課日講に優等なる者は戸役を免除す。

中宗二年、平安道觀察使安琛は作成庫を設けて以て學庫を賄く今も適用す。

(補)三十年、齊陵に詔し官を遣はして長瀬、坡州、高陽の三邑郷校を祭り松都の成均館に還詣して南嶺禮を行ふ、儒生に米百斛を賜ひ、文士を明倫堂に、武士を滿月臺に於て試験す。

(補)明宗七年、開城府の學宮に田十結を賜ふ。

(補)十年、靈巖の郷校位版は倭兵の爲に汚傷されたるを以て命して淨潔なる處に埋安せしめ位版を改造して慰安祭を行ふ。

宜祖二年、儒臣李坤、東潤問答を進め郷學の制を論す。

郷學の制、列邑は三年毎に其の郷人ににて經史に通し人の師と爲るゝさも一人を選び、監司に報告し監司は其選はれたる者を認めて吏曹に移し吏曹は其の報告を按し博く公論を探り更に精擇して訓導に任するに必ず其の邑の人を以て其の邑に人なければ則ち隣邑の人を授け。又人なければ則其の道の人を以て授け。兩限を定めず成績を以て開へ爲し。每半監司は視して自ら其の成績を考

査し成績の上なる者は勧啓して論賞し以て六品の職を授け、以て士林を聲動せしむ夫れ是の如くせに訓導の職は甚だ重くして有爲の士も亦進みて爲す者あるべし。

六年、上、三司の言に従ひ將に呂氏郷約を行はむとす。儒臣李坤等に曰く郷約は三代の法にして今將に之を行はむといき近代になき廢事なり。但し凡そ事には本あり末あり人君心を正うして以て朝廷を正うし、朝廷を正うして以て百官を正うし、百官を正うして以て萬民を正うす。郷約は乃ち萬民を正うする法なり朝廷百官は正うするに底らずして而して先づ萬民を正うせむとするに則ち本を捨て末を治むるなり。事必する所なしと。上、之を從ふ。

七年、命して開城、平壤二府の先聖十哲の塑像を撤去せしめ代ふるに位版を以てす。

李時龍曰く開城、平壤二府の尊像に蓋し元の時に中國より來りたる者なるか是に至り明朝嘉靖の制に

依り始めて撤去せりと云ふ。

臣謹て按するに星州の郷校にも亦塑像あり、文簡公金宗直、嘗て星州を過ぎ塑像賦を作れり其の辭に曰く「煥譲制之復古、安本主而釋榮」とあり詳宮に則ち塑像を去りて本主を用ふることは已に嘉靖の前に在りしなるべし。

十九年、提督官を八道に置き諸生を訓ぶ。

公州提督官趙憲、封事を上して曰く我が朝の賢良、明經等の科舉に幾に趙光祖、立朝の日に設けて直に

廢して行はす。厥の後用人の路は只科舉の一事を専り而して初めは小學を講じ乃ち監試に應したる後に開始を設け、或に亟ちて科舉に赴くことは意、美ならざるにあらず事、審ならざるにあらざるもの而かも惟れ科又を謹抄し、題柄を悉くし以て干祿体積を求むることこころす。故に李唐宣二石潭書室に於て人の科文抄集を持つて評さず、惟れ小學、近思錄を以て先づ之を獎賞し、次に四書五經に及ぼし、經學に明かならず又理を達せる者は科學に赴くことを許さざりきと、臣既に提督の任を冒受せり、請ふ、先賢の説を以て學校規制を申舉し并せて科學の事目を嚴にし重取八成以上の者をして學長に現教せしめ、儒生の自ら讀書したる類は悉く鄉校に付して分齋別類とし、村に因り廣く講ひ、日に課程ありて其の成功したる後に、場に臨み試験せしめ朱子の三八日間に題を出し四九日に考試するの規に依り幼學にして四書に通せず、賦時を任るに倫理なき者は、監試に觀むするを許さず。生員、進士にして近思錄、經史に通せず文章を爲すに理勝を以てせざる者は東堂の別試に冒入するを許さず。鄉人の館學に入れるを求むる者は提督の舉請に小學四書に通せざりし者も亦入るを許さず。

仁祖十六年、各官に命して鄉校の經典の儀牲を犧牲を代用せしむ。時に新に兵亂を経て農牛並く斃れ、鄉校犠牲は猪羊を以て之に代へしな、是に至り京畿監司金南車の奏に従ひ各邑には猪羊亦斃きたりとし。雞牲を代用せしむことを請へり。上、曰く羊を以て牛に易ふるに當可ならむ。且つ雞を以て牛に易ふるは則ち事甚だに不可なりと。官より特使を以て代用せしむことを詔下。上、之に准ひ。

二十五年、諸道に命して春秋の貢奠に太牢を用ひる勿れと新に兵亂を経たるを以てなり。○舊法には各邑鄉校の位板にして、檢であるれば則ち守令は監職せらるるなり。是に至り御承は此を以て奸民の上主(郡守)を去らしめむと欲する計に中るを爲し遂に是の法を廢せり。

(補)時に屢々、兵亂を経て諸州縣の學校は多く荒廢して建てず。儒生輩力を出し、營建する時は處實して以て褒め又兵革の數を與りしを以て國用賃弱し、年發發らず。校生の納粟兩馬に則ち皆免除し、請を休止すること久し。又、請を免せられたるを以て後弊多き故に、學曹の帖文にあらざれば施行せむ。只松都は太祖の教を以て請の法法なく一に京學の如し。

(神)二十一年、平安道觀察使の啓に清北儒生は頗る向學心あり、本道の文官を擇てて教養官を置し、且經書を印頒せることを請ふ。上、之に從ひ、經書各十件を頒つ。

孝宗十年、兼祭酒宋凌吉に命して學規を制定せしむ。

鄉學の規、地方の郷村は各、書堂を建て、頭長を定むるは其の教化にあらず而して近來其の法廢壞せり。今や宜しく前日之事目を返承し、學規を申節し而して其の頭長は其の一郷をして擇はしむること一に大學掌議の例の如くし、而して守令は時時親しく自ら往密して其の學徒を考詣し、監司及都事教養官も亦考詣せしめ實效表著する者あれは大典に依り其の頭長は片役を量減し、其の學徒は旌賞し、而して其の中最も表著する者は皆聞して其の頭長は童蒙教官に厚任し或は他の職に任用して以て勸奨の

道を示すへし。

顯宗四年費善宋凌吉建議して州、府、郡、縣の祀典の誤錯せる者を釐正すべきを請ふ。上、之に從ふ。宋凌吉の議に曰く大典續錄所載の地方州、府、郡、縣の祀典の次第は實に明白なるも東方の先儒遺聰、崔致遠、安裕等の如きは既に祭祀を許し而かも唯鄭夢周及我朝の金玄弼、鄭汝昌、趙光祖、李彥迪、李況等の六賢は其の中に記載なきは是の理なり。該書は續錄の撰成は六賢從祀の前に在る故に並記載するに及はざりしと云ふも國典を考査するに既に此の如く者禮經を調査するも亦舉行せし文はあるも廢止せし文はなし。則ち位版造成の舉は何を先ならぬ。今諸道の縣學に或は祀り或は然らず。郡學は則ち殿上の十位に應祀し而して亦或は祀り或は然らず。界首の州學の祀る所も大學と同しからざるものあり重大なる祀典にして紛錯不齊なる是の如き者より宜しく釐正の典あるべきなり。

文成公王身に名の字は國朝の御諱を犯せりて各邑に命し鄉校位版は皆文成公の初名裕の字に改書せしむ。

(補)五年平安道江達教養官を置き儒生三教ふ。

六年京畿監司金壽興の啓に鄉校には牛牲を用さるを請ふ。儒官の奏に曰く鄉校に牛牲を用ふるは是れ謀観なりと雖之を用ふること既に久しく且國學にも亦駢牛赤馬を以て羊に代へ尙、五禮儀相參照奠正配位の圖式を觀るに稱旨は並鹿を用ふるより今著し此の禮文に依り改正し改めて用ふることは各邑に於て廟貞に適する程の事に易か。又各道府冥府用の牛馬の禮は既に直書する所以て只其の時用ふ仍て其の肉を含ひべく必ずしも鹿肉を用ひしむるは弊あるのみならず久遠なる規例を猝に變改し難し、列邑をして今姑らく一に前例に依り駢牛一を用ふるが可い。上、之に從ふ。

(補)八年四月溫陽に幸せる時判中権府事洪命夏の劄言に成宗英段に幸し縣學に駢牛し官を遣はして鄉校に祭りたるは今に至るも以て美談こ爲す。上、重臣を遣はし太宰を以て溫陽鄉校に奉れり。

九年忠清監司閔維重の啓に列邑壇廟の位版は尺度禮式に中違すと。上、儒曹に命して其の制を考査し舊の儀として改めず。

禮官の啓に曰く五禮儀の位版圖式を取り考査するに長さ一尺三寸、厚さ八分、廣さ四寸云ふも大學の各位版は大位版の周尺を以て度るに長さ三尺八寸、厚さ一寸四分、廣さ一尺一寸五分、四聖の位版は長さ二尺七寸一分、厚さ一寸三分、廣さ九寸九分、十哲位版は長さ二尺三寸、厚さ一寸三分、廣さ八寸、東西廟の位版は長さ一尺八寸九分、厚さ一寸三分、廣さ六寸三分にして五禮儀とは長廣の制、是の如き差違あり。大學の位版を當初製造する時に何の制に倣ひたるやを知らず。追ねく文員通考、大明堂禮、會典等の書を考査するも俱に據るべきものなし禮式の尺度にして既に考査せられされば則ち各邑の位版は輕改し難きものあり。

臣謹みて按するに位の版尺度は中朝の已定したる式あるに禮官の考査にたきを以て茲に左に附錄す。明の世宗嘉靖九年に塑像を撤去し木主を代用すること。孔聖の神版は高さ二尺三寸七分、闊さ四寸

寸、厚さ七分、座高四寸、長さ七寸、厚さ三寸四分にして朱地金書し。四聖の神版は各高さ二尺五分、闊三寸二分、厚さ五分、座高四寸、長さ六寸、厚さ二寸八分。先賢十哲以下諸弟子の神版は各高さ一尺四寸、闊さ二寸六分、厚さ五分、座高二寸六分、長さ四寸、厚さ二寸、先儒左丘明以下諸子の神版は各高さ一尺三寸四分、闊さ二寸三分、厚さ四分、座高二寸六分、長さ四寸、厚さ二寸にして俱に赤地黒書す。此は王氏續考に載せられ其の概略は文烈公趙憲の東還其事にも見ゆ。

十三年、忠清監司南二星の啓に五禮儀大小祀社牢の傍に文宣王には駢牛を以て羊に代へ、其の他は然らずして縣には只豕一を用ひ、其の猪腰を算減品同式にも羊脛の外に亦牛脛なく、而して各色は牛肉を例として用ふるは蓋し鹿脛を易く措辨し難きを以て己むを得ず代用するなり。然し祀享は事、重なり。今よりは地方にて牛脛を用ふるを得ざる縣は羊脛を用ふるを得ず。若し己むを得ざれば羊を以て牛に易ふるも妨なしまじ。上、領議政鄭太和に詢ふ。太和曰く現今祭奠祭の地方所用の特品にして五禮儀と同しからざるものには初めに於て禮文を察せざるにあらず。然しも面かも然れり。今、徒に五禮儀の註疏に倣ふべからず、反て難行の弊を致すへし。羊脯羊脛に至りては用祭をして辨用せしむるも實は易からざるなり。上、之に從ふ。

肅宗五年、上、儒教の廢弛せるを以て慶尚全羅兩道四界首に提督官を復設す。

八年、上、各邑に命して鄉校の位版を一に太學の粉面の制に依らしむ。是より先、各邑の位版は或は粉面ニ成る然らざるものありしか是に至り。左議閔鼎重の請に因り是の命あり。

九年、上、各邑に命して鄉校位版の奉安順序は皆圖に作り以て進上せしめ。其の違制者を釐正せしむ。左議政閔鼎重の言に從ふるなり。

十年、上、命して松都儒生講法の法を除く將に各邑の校生を講法せしむ。其の違制者を釐正せしむ。太祖大王、都を漢陽に定められしも松都を覗ること一に漢京の如くし聖廟も仍ほ成功と稱し其の義士の具及賜與の物に詳中と異なるなく。萬曆壬子に亦講法の舉あるむとして李德馨、李慎福の言に因り松都の儒生は特に免誦を許されたり。今も亦宜しく區別して以て優待を示すべきなり。上、之に從ふ。

十二年、禮官の奏に曰く太學位版には元より錯雜なし。而かも各邑鄉校の間には之れおり實に是れ違制なり。自今用ひさらしむべきを請ふ。上、之に從ふ。

(補)十三年、肅宗の啓に公洪、公州、洪州、監司の狀啓を見るに各邑祭菴の時に牛頭を用ふるも五禮儀には州縣祭奠に只羊豕の小牢を用ふる。然る牛頭を用ふるは實に據る所なく、本道を查問するに公州、河川、平澤、稷山、鎮川等の五邑は牛頭を用ひ其の他各邑は皆之を用ひずして五邑は豕脛、羊脛の外に又牛頭を用ひて法外に一脛を添作せるは外に據る所なき其しきものなり。用ひしめされては如何。上、之に從ふ。

(補)三十一年、右議政李滿の啓に校生にして落第したるものは軍役をせず懲罰を以てしに故相臣張維、金培諸先輩の見に依り處罰目を修正し頒布せらるむことを請ふ。之に從ふ。

三十四年海西(黃海道)の儒生疏して信川郡守朴俊善の賃吏に羔を用ひしに非嫡なりと論す、禪曹判書李寅
等口く臣窩かに五禮儀を調査するに地方郷校に於て牲に羔羊を用ふとあり羔羊の之しきを以て牛を以て代
用するに是れ誤規なり、遐方の士は禮典の本より此の如きを知らずして陳疏せんなり。自今諸道を申飭し
て一に禮典に従はしめられむことを請ふ。上、之に從ふ。

(補)四十年郷校從祀位次の式を改定す。

(補)英祖二年成均館の啓に曰く八道各邑享祀の所用幣帛は義制、一ならず、今年秋享所用の幣帛は升品尺
數を一に施式に依らしめ本語の堂上、郎廳より盥升して各道に分送し監營(道地)より各邑に傳致し而して
運送の節を念はしむへし。若し私使に委ねに則る中途に於て疎忽にせられ亦禮幣を尊重するの本意を損す
る恐あり。諸道、畿、海、嶺、所用の禮幣は皆香祝の行に付し今より各邑所用のは幣も亦黃海道、幣帛の
例に依らしめ一體に香祝の行に頒送せしむるは常典に合するに似たり該曹に申付け此を以て舉行せしめ
は如何ぞ。傳に曰く允す。

(補)十六年九月上、齊厚陵に謁し、松都に還駕せられ先祖に謁し、仍學舍を周覽し歎き、曰く美なるかな
な、位置よ前朝は佛を好み儒を好まさるを以て亡ぶるに至る惜むへし。明倫堂に出御して諸生を召見し、尊
聖道の三字を書き賜ひ堂に掲げしめ四書三經各一部を賜ひ會經閣に貯えしむ。教に曰く先祖、癸酉に故
都に率せられ學を見ること欲しこ果たさずして單に兩朝故事に依り縞布を賜ひたり今亦綿布一百匹を與ふ。

十七年、上、教に曰く大質を聖廟に陞配せしも先儒を聖廟に配食せるに之を償目重なりとす。況んや孔聖の
下に書院を奉せるに於ておの國に聖廟あり、郷に亦殿あり、豈敢へり私に自ら居越せむ。今、尼山、報
恩廟の書院に孔聖の位版及影助あると聞く。本經をして廟廟は郷廟に不安し位版は郷廟へ後漢清方處
に敬禮せしむべし。此等出處は國子監等の記載也。

(補)二十二年五月。州府郡縣の學に朱鶴の四賢及我の東の十二賢の並祀を命ず。十六賢を並祀せるに具に

法典祭禮條の小註にあるも小註は多く遺存せざること以て是の命あり。

鄉學從祀の式、大典祭條に曰く開城府及諸道の界首官は大學の制に依り州府郡は兩廟諸位の祭を免し、
縣は、廢止十哲の位を並免し、唯、宋鶴の崇禎周子、明道程子、伊川程子、晦庵朱子及新羅の張衡侯君與、
文昌侯崔遠、高麗の文成公安裕は州府郡縣も皆之を祀る。の儀定張子、丘南孫子は崇禎周子に因學の
大成殿に陞配し、後に州府郡縣にも並祀せしむむとしも禮官の言に因り只、開城府及諸道に界首官をし
て祀らしむ。英祖庚寅に至り州府郡に命して之を祀らしむ仍御諭を製して聞ふ。

御諭云々、宋の崇禎の時に五星空に聚り其の後洪洛、閔田、相繼きて崇禎し理學を尊尚し論を得て理
爲す我が朝に至りては先正文正公首めに建請し、甲午に建石六賢を大成殿に陞配す得なるかた盛なるか
なり。嘗其の年、殿庭に於て教を頌つて予も亦參り其の教文も亦私算に在り慶、嗣最四十六年の歲庚寅
に社廟の事に因り此に及び乃ち其の時の春曹故事を得て本末を詳知し而して二質の尙今聞けるを想像せ

しは享繼述の道ならず。且縣學は成廟故事に遵ひ州府郡は一に甲午に開ひなる教に従ひ、殿内に同配せは則ち故事に遵ひ、先志を繼きて兩得と謂ふ可し、此を以て諸道に勅し而して子に追慕萬倍なるものあるは何んこそ、則ち予の年二十にして盛儀を祝、今七十七にして告年を過ふて祀典を正すは復何の餘憾かあらん。其の既を備考に略記す云爾。

遺大典に高麗文忠公夢周、本朝文政公金玄列、文政公柳汝昌、文正公趙光祖、文元公李彥矩、文純公李茂、文成公李冉、文質公成渾、文元公金長生は則ち州府郡縣に皆之を祀る。文正公宋卿公正公不後吉言内外に並居す船共なし。

(補)祭法は文廟に同し。

(補)祝式 祖れ某年歲次庚申某月某日某時某官姓名某官是故へて先聖大成至聖文宣上に昭告する事にて先師祭圓復聖公顏氏、唐國宗聖公曾氏、新國達聖公孔氏、西國聖聖公孟氏を以て配す。尚く、接拜する事の祭主は直下の配位には祝文なし。

(補)祭官は祭主には眞官(守令)亞風官、終風官とし東西の從官は分職官各一、南面にも分職官各一、北面も各一名と定め、祭事は各執事(學生)三十二人告事由、移遷安祭も皆同し。

(補)大成殿の修改恩安告山等の祭は州郡縣すも監禁に報告し監禁はも狀啓して京より香祝を信へて送る。郡學祭奠の式は正配位は八豆を左に三行に爲し右を以て上に爲す。正配位は八豆を右に三行に爲し左を以て上に爲す。正配位は八豆を右に三行に爲す。正配位は八豆を左に三行に爲す。

祭禮奉祀の次に第壹行は豆八豆を右に三行に爲し左を以て上に爲す。第二行は豆八豆を左に三行に爲す。第三行は豆八豆を右に三行に爲す。第四行は豆八豆を左に三行に爲す。第五行は豆八豆を右に三行に爲す。第六行は豆八豆を左に三行に爲す。第七行は豆八豆を右に三行に爲す。第八行は豆八豆を左に三行に爲す。第九行は豆八豆を右に三行に爲す。第十行は豆八豆を左に三行に爲す。第十一行は豆八豆を右に三行に爲す。第十二行は豆八豆を左に三行に爲す。第十三行は豆八豆を右に三行に爲す。第十四行は豆八豆を左に三行に爲す。第十五行は豆八豆を右に三行に爲す。第十六行は豆八豆を左に三行に爲す。第十七行は豆八豆を右に三行に爲す。第十八行は豆八豆を左に三行に爲す。第十九行は豆八豆を右に三行に爲す。第二十行は豆八豆を左に三行に爲す。

鄉學衛生の員数、府牧には九十人を置き、都護府には七十人を置き、郡には五十人を置き、縣には三十人を置く。

鄉の飲酒量、毎年孟冬に州縣は吉日を擇り主人は賓を戒く。其の日には其の日、主人は賓を學堂の門外に迎ふ。相者(案内者)指導す。揖讓して入る。衆賓之に酒食堂に至る。賓再拜し主人答拜す。衆賓の席を行ふこと上儀の如くして位に就く。姿を委す。主人、賓に咸し賓、主人に仰す。範を五道行ふ。賓、主者與す。司正、掌管者告成して口く印きて誰るに國家、舊章に准由し説教を崇尚し全茲に鄉飲を舉行す。専ら飲食のみを爲すにあらず。凡そ我が長幼は各相勧勉して國に忠に、親に孝に、内に閑門に睦しく外は鄉黨に比くして訓告し言教傳して些も怠慢するべく以て所生を悉くすへし。位に在る者皆再拜すること初の如し。賓、降りて出づ、衆賓隨つて出づ、主人、門外に送ること室饗の如くす。

鄉射儀。毎年三月三日、九月九日に禮を行ふ。前一日に主人賓を戒く。其の日には地を除めて席を爲し帳を張る。壇を去る九十步、主人は賓を門外に迎ふ。相者(案内者)指導す。揖讓して入る。衆賓之に從ふ。壇に至り主人は東に、賓は西に位置す。賓再拜し主人答拜すること上儀の如く。座に就

く、樂を奉り、主人は賓に獻し賓は主人に酬す。酒三巡にして乃ち卓を撤す。司射^{宋の推服せ}壇に陞りて射る、賓、主は比肩射立して三を摺み一を挟みて順次射る。矢を發する毎に樂作る。射畢りて司射、弟子に命じて、を設けしめ、中らざりし者は卒屬して卓に反覆す。衆賓の中らざりし者順次繼きて飲む、追ねく飲ひ乃ち舟を撤す。賓主皆再拜すること初の如し。賓出づて衆賓之に隨ふ、主人は門外に送ること常の如し。

(補)前主に曰く東國には舊に學校有し。高麗忠烈王時江陵按廉使金承印、文廟を北浮山硯澗巖下に創立し、列邑の文廟始きて起る。與地勝迹に正統庚申に荷州牧使李祺は鄉校を文憲公崔沖の舊宅の基に移建す。是に其の後郷人は冲の文廟に廟祀を以てたり。弘治の初め牧使洪誠謹は祀典に所載なき以て之を罷む。江陵道(江原道)の長治^{今の}郡には舊に鄉校無かりしか忠肅王の時按廉使安輔始めて本郡及通州^{今の}に聖廟を營立す。京畿道利川縣には舊、鄉校なりしか本朝太宗壬午に監務邊仁、始めて聖廟を建つ。陰竹縣には舊、鄉校なりしか忠肅壬戌申に縣監朴稷、始めて聖廟を建つ。忠淸道迎山縣には舊、鄉校なりしか太宗朝に監務朴坤始めて聖廟を建つ。慶尚道安陰^{今の}縣には舊、鄉校なく生徒は傳舍に借寓し或は縣司は先聖神廟を東れ言々每春秋の釋奠に出して之を陳ねしか成宗癸巳に縣監崔榮始めて聖廟を建つ。全羅道求禮縣には舊、鄉校なく每春秋釋奠には問舎に於て儀行せしか中宗戊寅に縣監安庭順始めて聖廟を建つ。星州鄉校の五聖十哲の塑像は中宗の初め牧使康仲珍、位版の代に設けたるものなり。

今上九年三月上、齋厚陵に謁し松都に還歸し先半に詔し當供に七書一部、米五十石、錢千兩を賜り仍蒲月臺に出御して科界を設け士を取る。

書院

明宗五年招修書院の額を賜ふ。院は慶尚道順興縣白雲洞に在り。書院の設、此より始む。白雲洞書院の文廟は其の隣に有り。白雲洞書院は白雲洞の名に因る。白雲洞は東國に有名す。

東國に初お書院なかりしか中府壬酉に故參判周世昌縣守^考り豊基の屬縣順興に高麗文成公安俗の舊居ありて廻居、遂に其の基に招修書院を創立し以て壬子殘修の地^考り、文純公李良、世昌に繼き邑守^考り朝に轉聞して宋朝の故事に依り額を賜ひ書を頒む且王川、城東(奴婢)を給せられむことを請ふて開廟、之を許し又大提學申光漢に命して文を作り之を記せしむ。是に於て士、争ふて慕效して書院盛んに開闢、而して延安の陶山、南州の紹賢^考、尤も衣著たり^{白雲洞書院は後來後學書院に益多く變る}。州縣に追し、孝宗朝、徐必遠の政に因り朝家始めて禁を設く。廟廟の甲午に至り諸道に命して其の私建を禁し、英祖辛酉に凡て甲午以後に創設されたる者は皆毀撤せしむ。蓋し禁令を冒して私建せしを以てなり。其の他は則ち朝家官て優待せざるなし。宣廟、併て御筆を以て白川文會書院及壬辰の亂に院額の兵燹に燬かれたるものに賜ひ。廟廟復た御筆を以て其の額を追賜し而して清州に華陽書院が

り尙州に興慶書院よりも皆廟廟の御筆なり。英祖朝に及ぶ又御筆で以て楊州道峯書院の額を賜ひたり
列朝崇學の意は蓋し此の如し。

學校考九

(補)祠院燃論

中宗三十六年豐基郡守周世弼、文成公安裕の舊基に因り祠院を建て春秋に享る、自古書院と曰ふ。院の左右に序あり、凡民の俊秀なる者を聚めて學問を講習し教を儲へ顕を取りて以て供じて廩餘は經史を貢ふて_其之を貢り以て行伍を資す。以て講讀に備ふ。明宗庚戌に文成公李滉、繼_之本郡に莅み、教は上に由らざれば則ち後は必ず廢放す。爲し、書を以て監司に遣はし、上に勅聞し而して宋湖白鹿洞故事に依り額を賜ひ書を頒ち兼て上田、城幾(奴婢)を給し學子をして藏_之(學問)せしめむことを請ふ。監司沈通源、其の言に從ひ啓聞す。賜額に曰く祐修書院とて大提學申光漢に命して記を作らしめ仍四書、五經性理大全等の書を頒_フ。書_之行_フ。

凡そ祠院の額號は藝文館撰定し三重(三通にして各種)を備へし人啓し點裁可_シ受けたる後、善寫の人をして書寫せしめ木道に下く。縣板(額)は禮曹佐郎、即ち往き額號を宣す。額を實し景を致す(奉戒式時)の祭官は道内の守令(郡守)を以て差定す。御筆賜額の縣板(額)は京の刻手(彫刻者)をして板に平し眞本は本院に奉安す。近侍陪進し而して儀仗鼓吹して前導す。祠院修改時の位版還移安祭は本官より日を擇ひて行ふ。

明宗九年、上、鄭夢周を以て道徳忠節は安裕に讓らすと爲し命して其の生長の地に書院を創建し、扁額、

書冊奴婢、田結(土地)は一に紹修書院の例に依り領降(下賜)す。

李昆曰く夫れ王宮國都より列郡に及び學のあらざるはなし、何んそ書院に取るべき所を細分。中國の尙ぶ所彼の如きや、隱居求志の士、講道經業の倫(頃)は率て多く世の釁きを厭ひ、競ふて抱負墳策し、寛闊の野、寂寥たる処に遁れ、以て先生之道を歎詠し、其の徳を著へ、其の仁を盛し是を以て集会爲す故に樂んで書院に就く。其れ國學、鄉校は朝市城郭の中にあるを観る前者は學令の拘礙あり後者は異物(秀才)の選舉(集会)するより其の功效を豈同日に語らむや是に由り之を言は、士の學をなすのみならず力を得るは書院なり、國家の賢者を得るには必す此に於てすれば彼に優るべし。

又曰く宋朝四書院の後は漸く南渡に躊躇り而して元明の世に大盛せり、國家の學校は書院の専ら尊賢講道の美意に着かずこそ故に或は私立にして寵命ゆり或は國、之を命して人を探り教養するなり。

宜祖元年、黃海道儒生等朱夫子の書院を創建し上疏して額を請ふて上、之を嘉し御筆を以て額を賜ふて文會三日。

八年、陶山書院の神を賜ふて是より先廟宗廟、鶴城君朱寅に命し陶山を盡かしけり又先生の陶山記及詩稿を書かしめ屏風を作らしめ常に寢殿の中に置きし故に是の命あり。

十一年李邦、旨に應し政に曰く近來書院を建つて忠學の士を養ふべく益する所淺からざるもの但し師長を設ける故皆生徒受容せり故意曰延、合式する所なく、慈善の教を宣す、國家設立の本意は必す此の如きに

あらざるべし。故に成する者は書院を試り以て詫むべし爲すものあり、此は正論に非らず臣に乞ふむと欲す。大處(都會地)に於ける書院は中朝の制に依り洞主、山長の員を設け其に任せしめ専奉の責を以てせば則ち其の教育の效は必ず觀るべきものありて他日國家の人を得るにも必ず此に資するものあるべし。又、道峰書院記の撰に曰く書院の創建なるを成務の爲にして兼ねて忠德報功の典を擧ぐるにあり、故に必ず郷の先生は後學の贋式を爲すべき者を求め祠を立て教を致し以て多士有質の志を興起せしむ。

二十四年、江原道觀察使の狀啓に高麗の忠惠公元冲甲に義烈、久して誠実、鶴原城は乃ち其の據守して敵

を破りし地なり、祠を立て額を賜はらんことを請ふて上、之を許す。

三十六年、體察使李元翼、平壤に武烈祠を建つ、祠に舊五公の肖像を掲げしか丁卯の亂後は只、石星、李如植の像を存し餘は皆失ひ遂に代ぶるに位版を以てせり明使宋之蕃は正堂の南柱に題して曰く「義贈忠貞、氣作山河、雄萬里、威容德範、思深劍履、冥三韓」又門楣に題して曰く「壯猷完節」。

三十六年、全羅道儒生疏して忠烈公高敬命の私祠に額を賜はらむことを請ふ。大臣は私祠に額を賜はりたるを以て常例にあらざる實に特恩に係ること上、命して額を賜ふ曰く褒忠とする。

仁祖二十年、仁同の生真張榮、其の師張顯光を以て私に文忠公鄭夢周の臨星書院に並享す。一道の士論に成、文忠公は東方に於ける理學の祖なり故に文正公趙光祖の道德、文康公徐敬德の學問を以てすと雖も供

に配食の列に在れば則ち顯光は質なりと雖も並列するは不當なりとす。其の異論に榮、怒り主論者を已に罰す。是に於て典範、鄭儀は文忠公の後孫として其の事を疏白す。命して禮曹をして議せしむ。禮曹は書院配享の位次を以て全く上論の歸一に在りと爲し、初めより朝廷の指揮すへきにあらず亦子孫の干預すべきものにもあらずと爲し、其の疏を燐かさらむことを請ふ。政院駁啓に曰く鄭夢周は百世の師なり。後賢の並列同享は決して不可にして張榮の公議を排し異を洞せしは己に附享を自ら擅にせるは惡むべく。此事にして初めより上聞に達せざりしならば兎も角既に上聞に達したるに該曹は好惡を明かにし士論を定めざるは極めて未安と爲す。上、命して本曹より禮に據り指揮せしむ。禮曹の啓に張顯光は公論に依り配享し以て正祀の典とすへきを請ふ。之に從ふ。

三十二年、慶尙道觀察使の啓に言ふ。書院は學問誠修の士を持ち而して俎豆の享は必ず一世の明かに知れる所の師表たるべき者を以て之に當へべき所たり。而して今は然らず士たる者は學問を事させよ。祀れる所の者も或は其の人があらず。自今新設する處は皆禮曹に報告せしめ必ず準許せられたる後に創建せしめられむことを請ふ。禮曹覆啓に狀請に依り施行せられむことを詔。其の誰某を祀れりやと取調べたるに鄉人は自ら諱するに足らざるに而かも報告せざりき。其の謹雜なるを知るへし。其中最も甚しき者は考查して祀らしめず、而して入院の士も亦道臣をして擇ひて院長を置き教育の方を導きしめ、時には陳試を加へ以て澄汰の地と爲すを適當とする。傳に曰く陳試澄汰は道ぐるに涉るか如し。

當に更めて斟酌して處理すへし。禮曹より只、院長を極く擇にしめ謹雜の弊を無らしむることを請ふ。傳に曰し若し定限なければ則ち必ず學はざる者の淵藪と爲るへし。大臣に問ひ定数を參酌せしむ。大臣は議して五十人を以て定額とす。傳に曰く六、七人に過ぐるときは更に酌定せよ。禮曹の啓に六、七人のみと定むるに事體埋沒たり。各道をして多少を參酌せしめ二十人を超むさらしむるは或は中を得たるにあらざるかと。傳に曰く姑く之を置くへし。禮曹の啓に道督の本意は只新創の創院をして朝廷に轉報し批准を得て許さむと欲するものなり。臣曹の妄意裁制せるは慎重を失したり今、姑く之を置くへし。この教訓も其の轉崇立廟の話は施行するに難からず。狀に依り施行せられむことを請ふ。上、之を允す。

孝宗四年、全羅道儒生の上疏にて南原は即ち故兵使李福男の効節せし地にして黃進の本鄉なり廟を立つべき處にして御額を賜はむことを請ふ。大臣は事、特恩に係れりと爲す。上、命して額を四ぶ。李福男の祠は忠烈と曰ひ黃進の祠は歸善と曰ふ。

六年、命して學設書院の額に賜はる勿れ。時に書院漸く盛にして、書院の儒生は減、書院に歸り良民にして役賦役、軍役等)を避けむとする者は皆、院儒たりと稱し弊と爲ること多端たり故に是の命あり。

八年、忠清道觀察使徐必遠の狀啓は書院の私建は禁ありて院奴は定額あるなし。其の私建を禁し其の謹雜を毀し、其の額數を否定すべきを請ふ。上、其の言に従ひ書院、鄉賢祠の私建を禁し、首唱せる儒生は罪を定め開額書院には奴婢七人を給し未開額書院には五人を給し、鄉賢祠は一人を給して之を看護せしめ、

其の額以外に並開設せしも、時に撤毀する者只數個處にして私建募入の類紛然として相繼き之を能く禁ずる能はず。

賛善宋凌吉の啓に窺かに聞く、明朝の方孝孺は一代の罪人にして萬世の忠臣たりと、數年ならずして其の文集を施行し且専祠を許せり。明朝の規模氣像は寛弘深遠たり、我が朝の成三間、朴彭年等に實に孝孺の傍なり。三間は曾て便山に居り彭年は曾て僕徳に居りて皆賢儒祠あり。孔子は兩人を以て褒賞せしめむことを願ふ。此は専祠の比あらず猶敢へてせざる所あり伏して乞ひ。聖明は明朝の典に依り特に允許を聞以て風化を勵むることを。大臣の義一ならず遂に寝む。

時上朝廷は祠院の私建を禁す。雖も面かも私建は相繼き額を請ふ者紛然たり。上、皆法に據り詔さず。而曹或曰之を請ふも既もすれば嚴教を下さる。是より疊設、新建に論なく定州の鳳閣書院、鷲山の竹林書院、燕岐の鳳巖書院、安城の道基書院の如きも。而曹は並開額を許さざりしも後に恭賛宋凌吉の建议に因り特に許さる。龍岡の景山書院に至りて是寒なるを以て特に賜額と爲し貞之を激勵す。

五年、清北御史閔維重の奏に因く江界に即ち先正臣李彥頤の誣死せし地なり。士人より祠を建て俎豆するものかも尙未だ額を賜はざるものなり。上、賜額を命ぜられも給さざり事故あり實行するに及ばず。しか九年に至り始て賜額し景賢と曰ひ本道都事をして致祭官額をしも本院は已に萬曆四十二年甲寅に景賢の額を賜ひたるものなり。道臣より請開せるあり而曹より新額額版は追收せらる。此を請ひ各室に於て極く。

萬宗元年、丘曹判書張挺幹の衍に、孝子丁酉に禁令を定制したる後に私建したる書院を申明し諸道をして皆聞せしめ之を無效とし、院の奴婢の定額以外に募入したるものには即法して軍丁に補し。校生の書院に屬せる者は皆校籍に還戻せしら校官に入らすして督赴せし者は法に依りて懲治せられんことを請ひ。歸寧司に命を下す。歸寧司の覆啓に今に到りて追論するに拘らず弊をきにあらず宜しく全より重力。丁酉の定制を頑も遵奉せしめこと。之に從ふ。

二年、禮曹の啓に因く京挺幹の請に因り地方書院の奴婢は已に定制あり。而して平壤の仁賢書院は即ち冥子殿宇の所にして蒙養齋は即ち高句麗の支文德の村なり。太師箕子東來の後に始めて禮義文物の國と爲り文德は局を破り大に克敵保邦の功ありたれど他ノ書院と異に一例に定額すべからず道臣より參照して増員せられることを請へり廟堂をして儀せしむべき請ふ。之に從ふ。

參照権愈の奏に曰く臣、命を奉して萬古より遠る時、祐安を過きたるが故に闕山書院は即ち先正皇李に之の藏修せし所たり。宣廟朝に特に奴婢各一人を給し又一店を給して以て承久守護の道を務しむる。道多士の聚會せる所を支給するに足らず。故に若干平民人を募入して使用し且多士に供し居れり今、重臣の箇請に因り衆人の和を皆搜括するに實に渙散の憂多く、文尚館祀諸賢の書院は宜しく優異の典を施し、其の平生經過せし處の祠院は一々皆特別を施すからざるものかも。而かも祐安の鷲山、慶州の玉山、玄風の道東、安陰の龍門、楊州の道南、延昌の鳥川の如き諸書院に至りて已に募入せしものは仍存して更に募入せしめざるを

宜しこす。禮曹に命して薦處せしむ。

六年、嶺南の儒生等已卯に名賢金湜の祠を漢、致命の所に建て上章して賜額を請ふ。禮曹は

壇設たりとせしも特に命して額を賜ふ。

安東の儒生、文純公李滉の故郷なる以て書院を起て賜額を請ふ。禮曹は禮安李滉の書院に已に賜額あるを以て安東は壇設たるを免かれずとなせしも教に曰く文純は乃ち我か國の儒宗なり文廟に配享せりと雖も其の故郷に尙門額なきは誠に欠典と爲す特に賜額と爲す。

嘉陽の儒林書院、失火し位版、院宇盡く焼燬さる。觀察使の啓に其の重建を持ち該曹をして舊額を絵寫し本院に下送せられることを請ふ。之に從ふ。

命して務安鄭介清の書院を毀す。介清は務安の官属なり。文才ありて頗る卓然たり。文忠公朴淳は之を教育して褒揚せり。淳の汝立等の爲に榜せらるゝ所となる。介清は汝立の碑に附き淳の攻斥に甚力めたり。文元公金長生常に之を惡む。嘗て公と會ひ帳を滿て坐し仍問ふて曰く君は朴相を知れるや。介清曰く其の家に書籍多き故に文字を考査せむと欲し間に或は往來せり。汝立の獄起るや介清亦逆招を出す兵の所著「排節義論」を得て、宣廟之を覽、驚駭して詞臣に命して「反排節義文」を作り中外に頒布せしめ其の汝立に與へたる書を得たるに、曰く當代に道の高明なるを見るに推尊兄一人より宣廟の教に曰く渠の所謂道なるものは何の道なりや。之を問ふべし。刑訊一度にして北邊(北制地方)に之を流す。其の後又逆招を

出す。拿捕するに及ばずして謫所に於て死せり。門徒等院を創設して之を起る。

仁祖朝、金長生、其の罪を疏陳し其の院を毀さむことを請ふ。仁祖、之に從ふ。孝廟朝の時に至り院猶存す。文正公宋浚吉賛善として之を白す。孝廟の教に曰く貞善の師、亦曾て先朝に疏達し已に允を蒙れり。今慈駭の言を聞き之を置くべからず。先朝の命を申明し直に舉行したる後道聞をして驗問せしめよ。是に於て院は遂に毀さる。貞宗元年に及び全羅道儒生經積等疏して建院を請ふ。禮曹は兩朝の先例を以て覆旨す、上、命して大臣に議せしめ積等重建の請を許す。之を許して三年徐因質の上疏に因り特に賜額を許し綠山と曰ふ。之に至り全羅道觀察使任奉の旨に曰く鄭介清書院の重建は實に貞第の主張に由り而して第の院長と爲るや無賴を積聚し潤致と爲し既の法に伏したる後は道内の諸儒に齊會し肆兌の類を摘發し削罰を施せしむに則ち博妄の徒自ら容れられるを知り反て其の毒を耳にし拔劍潛入して發起人の耳、頬を擊刺す。列邑の韓儒此の習を長からしむからず相效ふ。此に専ら介清書院の設けたるに由るなり。上、命して大臣に議せしむ。領議政金壽恒、左議政鄭知和、領中権金壽興は皆當に毀す。しとし、右議政閔鼎重は鄭時、全彭翰等の刺をも並びすへきを請ふ。上、教に曰く兩朝の教に依り禮官をして速かに撤毀せしめ以て士習を正し以て紛糾の弊を杜くべし。遂に介清書院を毀し材木は務安の官舍修繕に用ひ田結(土地)女婢は之を松林書院及義烈祠に屬せしむ。後、己巳に復た建院を許しも申中に倚讀官李晚成の筵奏に因り之を毀す。

命して沃川の郭時、全彭祐の郷賢司を貶す。詩は文華あるも右族なく三十餘に登第せしも歸郷して伏宿し官門に於て死し、彭祐は隱惡せるあり、孝廟朝に儒疏に因りて毀撤し。肅宗元年に復た建院を許せしも是に至り右政門冠重の誠に因り並之を貶す。其の徒復た影堂を立てしも癸巳に至り之を毀す。

七年、教に曰く邱山書院は夫子の眞像を奉安する所にして事體自ら別なり。別家よりの賜額なしと雖も院規は一に賜額の例に依り道行し。又命して田三點、幕人(奴婢)二十名を給す。

八年、閔善重の庭宅に公私賤の雇吏を娶り生れたる所の日に前年事目を申請せしより解役に還属せしたりしか江陵の鄉校及び孔夫子の畫像を奉安せる五峰書院、文成公李珥の松澤書院の典儀にして雇吏を娶り生れたる所の者に指揮に屬するを免かれず云々。郷校の奴婢は他の公賤と異なれるあり書院の奴婢も或は属公、賤を免かるべことをし得る賤を或に本院より買ひたり。若し此の奴婢を夫に、則も貌様(體裁)を成す能はず當に變通の道あるべきなり。上、曰く郷校、書院は讀むる所重大なれば署に屬せしめず並還給せしむへし。

時に開城府桜陽書院に於ては文正公朴尚來を以て入享せしめむとし而し、或は文忠公鄭夢周は東方理學の宗師たれは宜しく尙東を以て配食せしむへし。或は以て尚夷に一間に並生し志同道合せしものなれば後學の繼承せるか如きにあらず宜しく並列すべし。爲し十論二に致れ定むる能はず、留守(郡守)李之烈、朝に轉問す。命して大臣に議せしむ、領政金善恒に曰く尚夷、鄭夢周に一世に並生れたりと雖も書

院の位次は専ら道徳の高下を以てす則も尙夷の並享に安からず別に一祠を立て以て之を享るも亦一の道なるべし。上、其の議に從ひ命して別の祠を立てしむ後に院を五冠里に創建し而して院の墓地は文忠公書院創建時の例に依り命して公田を以て代給す。

沃川儒生の上疏に曰く本郡には文正公趙憲の祠宇あり。曾て表忠の額を明り其の後尊して書院と爲し、仍文敬公金善恒を追享せり、表忠の額に併して該かうす、改めて額號を贈にうちことを請ふこと。命して額號に曰く滄洲。

大司成金萬重の疏に書院を設くるもの一道にして八十九に至るものおり宮室の美、守護の盛は往々聖廟を躋越し土田を廣く占め、臣下を多く聚め、群居遊業、徒に神業を事とす、稱之を制すへからず、今宜しく

一例(一音)に停止し上請を許さず。而して其の已設の書院にして未だ額を贈はざる者は賜額を請はしめて

其の設置を宣し、禁すべし。之に從ふ。

洪忠(忠清)監司に命して郷忠信の廟を起てしめ其の後孫を錄す。

侍讀官金昌協の啓に曰く壬辰の倭亂に晋州の一城は稍を受くること最も酷にして義に死したる者最も多く而かも其の中に金千鎰、黃廷、崔慶翰も甚だ惨然たる者なり。其の一方を擣散せし功は張計、唯陽に下らず而して朝家の特に相類を賜るを褒美せり。然し臣の領南に奉使せし時利下を経過せしに堂宇頽廢し海捕に大なる。春秋の祀享も設けせず。近處の僧人、其の義烈を慕ひ。城陷落の日に當る毎に米を

村邑に乞ひ佛事を作し以て供すと云ふと聞くに誠に憮然たり。宜しく本邑に另傍し廢闢せしめざるへきなり。上、曰く祠宇は既に額を賜ひたるに祀事を廢して行はすと聞くは寒心なり。本道をして春秋の祀享は格別に修舉せしめ廢闢せしむる勿れ。

豊基の儒生等私かに黃俊良を以て文純公李滉の書院に配享す。參判李選、上疏して其の不可を論して曰く先正臣文正公趙光祖は不幸にして衰貞革の陥るる所と爲りて死し。斯文の短、氣章の甫は痛を含て數十年を因せしも其の冤を白かにする者なし。右廟の初に至り太學生康惟善、倡義草疏して忠憲激功たり。上、天心に感せられ大に獎諭を被り、大漸に及ぶに至り乃ち命して復官せしめたるは此れ仁廟聖明にして其の冤狀を燭せしに由れり。雖も苟くも惟善の時聞にあらざれは亦何んそ以て此に至らんや。明廟は冲年にして三嗣位し母因爲柄に正論を仇視し光祖の復官を以て之を尹任の懲思せし所なりと謂ひ。而して時は則ち宗人黃俊良の成均學正たりしなり其の風旨を受け惟善は詳に在う詭論を主張し將に法に中りしも人の力に賴り救はれて免かるゝを得たり。雖も猶、科舉に應するを勒停せしめたりと謂ふ。所謂詭論なるものは光祖を伸救せるを指すものなり。故に士論に罪を得て人に交へられず、後稍其の心を改め先正臣李滉に從事講學頗る見はれ且文筆ありしも踐名するに至らずして路死せり。後百年に識人の喜んで祠宇を立つるを以てすと雖も猶未だ祠を立つる者なし。曩に豊基菴川の人、公議を怕めずして敢て文純公の書院に配享せしも終に位版を還歸せし母ありて又上主^當道臣に訴へて刑朴獄畢し遂に遠配するに至れり。夫れ俊良の

黨の正を害し罪を得たるは惟善の誌局中に詳載せられ而して先正臣宋凌吉の論に俊良所著の朱書政文にて李滉序文の下に齒在せる者は猶以て常に去るべきと爲せり。況んづ且立の列に容るゝを歎すべきや伏して願くは大臣に下誄し從祀を不去せられしことを。

命して大臣に議せしむ。皆宜しく查問して之を點てへきを以てす。本道に命して查問せしむ。是に於て豈某の儒生は李滉所撰の俊良祭文、行狀を以て證と爲し而して俊良を右に頌與儒生は沈喜壽、盧守愼所撰の康惟善の誌局を以て證と爲し而して俊良を攻む。觀察使朴泰源朝に轉聞す。命して大臣儒臣に議せしむ。領議政金壽恒、領府事金壽興は議して以て俊良は權臣の旨を受け康惟善の惑試を勒停せしは盧守愼。沈喜壽所撰の誌局中に在りて明白なる姻ならず守愼及喜壽の父兄は俱に惟善の友、姻なれば則ち惟善の事を知れるは兩相より詳かならざるなし。當時に被訴せられたるに此を推して知るへし蠶食に與るは亦俗ならざるか查問して實を得たる後は仍置くへからず。右議政李端夏は議するに先正臣李滉の俊良を祭る文に曰く虛無を指して鋪骨し怨隙に盡出せるを知れり。盧守愼、沈喜壽所撰の惟善墓文は年月の參差して疑ふべきあり。況の門人柳雲龍完謹の錦溪精舍守倫文に曰く錦溪に天若し年を假さは吾れ龍門の譽先生に教くを知る。先正臣鄭述も亦嘗て俊良を尊慕し而して故副提學李浚の宿に曰く俊良は身を櫻門に失したるの語あり。雖も晩年の學問は能く自ら修飾せり。接は乃ち况に私淑し而して其の言是の如し是非を定めずして強て配食せしむるは義に於て安からず。副護軍朴世采は議するに初は死ありしこと雖も終

の文純愛惜の論を以て重しき爲すへしこゝ上、命して多議に從ひ遂に俊良を擇す。

十六年、六臣の官を復し、祠額を賜ふて慈郎と曰ひ官を遣はし祭を致す是より先上、陵に謁し並、露塋の成三間等六重塔を過ぎ其の節義に感し特に命して去を致せり。是に至り以て復官せしめ額を賜ふべく領議政権大運等に下詢す皆、親しき爲す者も尋る、尊しき爲す者も尋べて致祭文の措語にも碍あり、故相臣許稿も宜て以て大に不可なりとせり今何んと輕舉すへけんを。上、曰く方孝孺を貢て之を言には其の胸明たる忠烈は既に是れ成祖の許されたる所にして其の後に證を識せしめたる亦寛大なる典なれば則ち今大臣を説教するに効くる所なきに似たり且世祖朝の當世に於ては亂臣なるも後世には忠臣なりとの教を以て之を言ふも尤も其の嘉尚の微意を見るべきなり春秋規誥の義に至りては予知らざるにあらざるもの而かも帝王の家事は匹庶と異なる故只其の節義を褒し後人を激励せむと欲するものなれば今日の此の舉は何うの不可かあらむ。其、宗文の措語に得あることの説も亦然らざる者あり今褒美せむと欲する者は惟、節義の尚ぶべきに在れは則ち續文の際に何うの嫌疑の端があるも、然し大臣、諸臣の意合異同あり容易に之を處理すべからず。慈郎を發遣して在外儒臣に問成し且出使(大臣遣外使臣)の還朝に待ち從容之を處理すべきとなりとの脅らしくして特に命して官を復し額を賜ふ。

安東に三太師祠あり。權太師幸、金太師宣平、張太師貞夠を享る。而して權金の位次を以て兩家の子孫上疏して論辨す。金書一曰曰く施史に筑豈の亂に古昌城主金宣平は郡人權幸張貞夠と與に倡義討賊せし。あ

れは則ち郡人を以て主と爲し城主を配するは不可なり。權幸曰く施史に金幸を古昌城主とあるも李尚誌權廉泉曰く金幸、福州を守る。而して金安國曰く金幸の古昌を守る。あるは此れ安東の舊號なり先祖未だ姓を賜はざる前に以て安東を守りしは明なり。又曰く先正臣李氏の記文に施史三功臣を列録せるに曰く金公宣平、權公幸、張公貞夠。ありて其の位次井井なり。急曰く作文の語は常に結構を觀るべし初め吾此の如しそ雖も後に乃ち之を結びて曰く一時の事長、著く權公の曾孫に出づ故に民の之を忘れるに尤も權公之を主とするに在り權を以てするに何の苦かあらんや。とおれば則ち此れ續案なり。又曰く三太師一行官並列せり而して權は中に居り、其の居中を上と爲つは確に何の稽ふべきものあらんや。急曰く儀節に庶人の三代を祭るに曾祖を中とし祖は左に廟は右とし一有にして前面に作るを掛て。云は朱子の玉子重に答ふる書に若し只三世を祭するときは曾祖を以て中とし祖を東に(父)を西と爲すべし。且日本全中にも亦曾祖を中とし祖を東に考を西にするの圖ありて前面に作るを掛せり。此れ明證と爲す。慈尊に下命令す。慈尊の啓に七八百年祖豆の始を一の金壽一誤要の説に因り輕易變改するは故に疑然たり。此の後日本

章貞の時は權太師を以て先の爲すことを以て定式とすべし。之に従ふ。

命して壽進宮柴場の答川に至る者を忠貞書院に贈給し以て移建の基と爲す。延臣の奉に因りしなり。二十年、左承政朴世采、書院殿設の禁を申明し而して從祀諸賢及大名賢は常に優異の道あるべく此にわづとして崇設せる者は朝廷は鄉祠を以て待し恩額を許さられは則ち規制益、明なるべし。之に従ふ。

二十一年、大臣の奏に書院の私建は已に禁令あり士子たる者は請ふて而して後建つへきなり。今や乃ち一方にては建祝し一方にては來り請ふ士官は駭くへし。若し地方に烟軍を給せされは則ち必ず任意に創設する能はず、且創建の時は道臣地方官に必ず知らざるの理なきに私建者を禁せざる者は罪を論するを以て定式とせば法、行はるへしこ。之に從ふ。

命して唐武穆を以て永垂諸葛武侯の祠に合享せしめ致祭文の頃辭は關王廟祭文の例に倣はしむ。

承旨井德陵の啓に道徳の高下は院の多小に係はらざるに而かも紛々として崇設し禁を冒して額を請ひ而して政院は捧げざるを得ず、該曹又兩端の説話を爲し、上より又特に額を賜ふ。崇設の禁は先門より何か官で一度施行せしか自今は從祀せる大賢と雖も若し崇設とは請額を捧ぐる勿れど之に從ふ。

又啓に曰く水柔の鄭夢周書院に致祭の命ありしも夢周の道徳は百世の師と爲り。昔宣廟朝に在りて祭を致す時祭文の頭辭を請定すべしとの命あり奉延鷹、時の禮判と爲り盛に署名をせざるを陳へたりしも末の處分如何を知らずと雖も聖祖尊德崇節の意を見るべきなり。丁酉年間に故相臣閔鼎重筵自し鄭夢周書像書院に祭を致せるか頭辭に文忠鄭夢周に祭を致す云々を以てせり。厥の後身鼎重偶、廷誥文集を閲し當に其の名を書したるの半刻なりしを歎き。崇陽書院位版題名の時上稟せし處、宣廟の教に曰く夢周は高麗の人なり豈本朝の官爵を受くるを旨せんや。領議政の贈ありと雖も只閔鼎先生と書するを可とす。此れ亦臣の異代節士たるを欲せざる義なり。今祭文頭辭は「高麗門下侍中忠義伯鄭公」を以てするを水久進行の例と爲

すを以て然るへしこ。之に從ふ。

二十三年、上、御筆を以て白川文會書院の東西西祠の額を賜ふ。初め宣廟御筆を以て額を賜ひしに壬辰の兵變に燐れ備生費額を疏請せる時明使朱之蕃、適奉使して来るや上、命して其の筆を求めて之を頒ちたり是に至り本院は朱子南康縣學の制に倣ひ別に東西兩祠を立て複疏して額を請ふ。上、「東西」「西祠」の四字を親書し以て頒つ。

二十四年、教に曰く昔て文會書院を見るに、宣祖大王特に御筆の額號を賜ひたるに今は則ち亡し、予、備宮を修るの盛意にして混ひて傳ふるなきやを恐れ敢て拙筆を以て文會書院の四字を書し略、追積の意を以て之に尾す。遂に御筆の扁額を賜ひ又、追積聖朝之夫意を書き賜ひ四字の恩額を重頒するは盛事の混ひす水く千慮に傳ふるを庶ふものなり。

二十六年、大臣の奏に書院募入滋多く、軍額漸く蹙む。道臣書院は朝家の尊崇する所、而かも其の募入を聞くに只三十名を以て定額とすと、自今地方賜額書院の募入は二十名と定め、額外は盡く搜括して兵丁に充て、賜額にあらざるものは定給と爲さず、募入者は悉く軍籍に歸せしめ、若し朝令を待たず私に自ら院を建つる時は地方官に重罪を以て論すべき事を別に定式と爲すを宜とす。之に從ふ。

二十八年、教に曰く海州首陽山夷齊廟に御筆を以て賜額す曰く清聖廟と、千載起敬の意を寓せるなり。侍講官李觀命、故忠臣成三問田土の猶存に没入せられたるものを連山書院に還給せられることを奏請す。

之に從ふ。

三十年。典籍、明廷より上言して其の祖華封君明昇の舊廟を更めて建てむことを請ふ。命して大臣に議せしむ。皆、明外に功徳あるにあらざるも特に洪武壬子に中書省より陳友諒を送り明昇家曰は軍を倣さず民を倣さず閑住過活せしむ云ふ故に列朝之を待す優異にして太祖朝には明外に華封君廟を、陳理に平漢君廟を囲ひ、太宗朝には忠烈世祿を賜ひ、光廟廟には明氏陳氏の後裔を授す勿れこの教旨あり而して明外の死後に命して祠を京城に創建せしめ、其肖胤をして奉祀せしむ。壬辰の兵災を経て其の後外の道廟にして海州に居る者監督道廟に是書し建廟を請ひたれば道臣は轉聞するに官より制を定てたり云ふも此は野史松都誌中に雜見せられ殿曹の文書にも概見せらるる少からざるもの今累百年の後に到り、其の後孫の上言に因りて建廟給祭し祀典を以て授るは當を得たるものにあらざるへしと。之に從ふ。

三十一年。全羅監司閔賓遠の啓に私に書院を冠するは地方官より首唱の儒生の罪を論し科舉に應するを停止すへしと。之に從ふ。

左耐水旨李憲成曰く日今若し書院請願の疏あらば先づ該曹をして他處に已設せりを古やを調査せしめたる後處分するを適當とす。上、曰く所送は是なり、全羅監司所送と一緒に定式とすへしと。

三十二年。處曹判書閔鎮厚の啓に曰く文鏡公朴世采は官立書院の營設を禁斷すべきを以て陳達し而して大名質は之に拘らずありて別に人を指的したる者なし。疏諫する者無もすれば大名質と稱せるを以て該

曹取含し難して宜しく明白なる定式あるべきなりと。上、曰く書院を堂設せる處は道臣をして申飭し一切防寒するを可とす。

三十五年。教に曰く武烈祠は、實廟朝の明朝諸將の爲に創建せる者なるに尙未た致祭せる事實なきは欠典たり。禮官遣はし致祭せしめ申飭守護せしむへしと。其の後毎春秋に香祝を囲ひ祀を行ふ。

三十六年。憲府の啓に各邑所在の書院を一處に合享し一邑の内には各々建つるを得ざらしめ私建の祠院は撤毀し首唱者は論罪せむことを請ふ。答に曰く啓に依るへし。相曹判書趙泰采の啓に曰く書院の合享は臺憲府啓して允を蒙るは士論必ず歸一せざるべく弊を生し易し。大臣に下詔せられることを請ふ。諸臣皆己建の祠を毀し之を合享せしむれば則ち士論必ず紛撃するに至らん。自今新設する處は本邑に合享すべき處あらば合享し配享すべき處は配享せしむるを妥當とすへしと。之に從ふ。

又啓に曰く先正臣趙光祖寧漫書院の請額は處分の命を待つへしとありしか西土は(西鮮)貿々として懦風振はず、光祖は大質なれば當に疊設の禁に拘はざるへとなり、上、諸臣に詢ひ遂に命して額を賜ひ樂峰と曰ふ。

書院下齋の生徒數を定む已賜額書院は二十名、文廟從祀の儒賢書院は三十名、未賜額書院は十五名とし、後は從享、未從享、賜額書院を論せず皆二十名を以て定額とす。

三十八年。刑曹判書閔鎮厚の啓に曰く洪州六臣の院額は已に雜雲と賜ひしか土地の名老隱故士子は魯思と

稱す。蓋し意義あるならん。今必ず改むる及はす院額を魯思と改めて付號し院儒をして掲板せしむるも妨げなからへしと。之に從ふ。

筵臣の啓に曰く生祠の弊は近日より甚たしきはなし。奉命使臣の一時德音を宣布し些少なる便民の政あるか如きも若し都合付かは必ず祠を立つ、庸駕の輩も一州に與りて生祠なれば則ち以て差耻と爲し、幾ど人々之を有し、州々有之、其の弊は言ふへからず。自今以後、行闇列邑は定期撤毀するを宜とす。上、曰く末世守令の生祠に合ふへき者豈之れ多く有らんや而して諂諛風を成せるは一時の要譽に因りて此の祠を立つるなり。若し果して特異なる政あらば則ち固より尙ふへきも近來の祠を立つるは貴とするに足らず。生存の立祠は所達に依り撤毀すべきなり。

江草智守趙泰寅、忠烈祠に新亭の洪命亭、位次を以て啓稟す。禮曹の啓に曰く爵次を以て論すれば當に東壁に在りて判書李尙者の下、掌令李時稷の上とすへしと。之に從ふ。

特進官閔鎮遠の啓に曰く連川の臨漳書院の致祭に祭官は既に出席せしに祭文の頃辭に「國王遣臣記祭朱某之靈」とあり臨漳は乃ち朱子書院にして本朝人の致祭の例としては適當ならざるか如し且啓聖、宣武、兩祠の祝文には「朝鮮國王謹遣臣宋敬昭告于云々」構すれば則ち今當に此の例に依るべきなりとし諸大臣は皆、昭告于「以下を當に宋徽國朱文公」と云ふを宜とすと上、曰く自今永く定式と爲すへし、而して致祭の期日に及ぶべくは祝文を改書し同夜下送するを可とす。

三十九年、上、承旨に詔して曰く書院疊設の弊たるや久し。請額の競紛紛せるは此れ一定の法なき故なり。自今、從祀儘質と雖も若し疊設する書院あらば嚴に禁斷を加へ請額を許さる事を永久に定式とす。

四十年、禮曹の啓に曰く廣州明皇書院は乃ち賜額の院にして而して壬辰に故判書趙復陽、故廟提學趙持謙を以て一時に追享し陳疏仰請の事なかりしを以て定式に依り首倡傍生たる任弼周、朴再茲、趙持常は三年を限り停舉し府尹李世勉に罷職し、監司全萬重は推考するを宜とす。之に從ふ。

是れより凡て擅に自ら追配する者力は捕發論罪し而して配享位版も亦撤去を命す。癸未以後祠院の私建したものは並撤毀せしめたり而して定州新安書院、義州白馬山城姜郎貢、林慶業の祠宇及洪翼漢の祠宇は是れ私建なりと雖も並撤毀せしめす。筵臣の奏に因りしたり。

四十三年秋に曰く予、惟ふに琅城に華陽書院あり、商山に興善書院ありて乃ち由先正臣の賜額書院なり。掲額してより歲月已に久しく病裡の筆書尤も拙なり而かも必ず覆書し鏤板を問ふは予の尊敬心を窺せる所以なり。尊人主の尊質に至誠より出づれば則ち亦士趨を定め而して邪說を燒棄しむるに庶幾からん。予の意夫豈豈偶然ならんや。其れ禮曹をして直に懸揭せしめ仍祭を賜ふ。祠を南原に立て壬辰に殲滅せし明將李新芳、毛永先、蔣表等三人を祀り、又吳興業を以て七忠臣李福男等の忠烈祠に追享す。興業は即ち其の時の軍の有司にして殲滅したる者なり。

筵臣の奏に曰く山川の名號は或は古聖賢所居の地と符合すれば則ち既に祠の建つるあり。今成悅の夫子眞

學校考九

像は南宮輝家に賜せしこと百年たりて今や郷校安香庵に奉安せむとするに方り著し別に祠宇を郷校の傍に建つれば則ち閑家の藏に勝るへし。自今此の如き處は宜しく斟酌許施せらるへし。之に從ふ。

景宗元年も戸曹判書閑鎮遠の啓に因り免稅の田結を賜額書院に各三結を給ひしも幾ならずして之を罷む。英祖元年も領府事閑鎮遠の啓に因り免稅の田結を賜額書院に各三結を給ひしも幾ならずして之を罷む。

軍を發して祠宇を撤毀し。書像を焚かんと欲し進士韓是愈は杖を被り殞命す。首倡儒生は嚴査刑配せむことを請ふ。上、之に從ひ同類の官を追奪す。又啓に曰く公州鶴巣書院は朱夫子を主草とし諸儒賢を配食せしむるものなり。壬寅以後院儒、先正臣宋時烈の位版を降して交椅の下に置く。賜額書院として祭需を官給せるに先正の位を肆然として廢公せりの查出して嚴治せられることを請ふ。上、曰く五年停舉せしもへし。六年。近侍を遣はし諸葛武侯、岳武穆合享の所に致然す。宣祖、肅宗の遺志に感したるなり。

九年。近侍を遣はし文純公李滉の陽山書院に祭を致し本道をして書院及本宅を専達せしむ。

十二年。禮曹判書鄭享益の啓に孝寧大君の祠を建つるを請ふ。上、曰く孝寧大君は青邱の泰伯仲姪なり特に祠を建てしめ額を賜ふ。

十四年。諸道に命して乙巳以後に私建したる祠宇を査督せしむ。平安道觀察使閑應洙の啓に曰く平壤の仁賢書院は即ち箕子の書像を奉安せし所にして崇禎癸酉に重修したる後は祭物品式を禮曹に稟請し崇仁殿の例に依りたれば則ち其の時の大臣は崇仁は乃ち前代始祖の廟なりとし石質は乃ち先師の廟なりと議せしも

宜しく文廟の規に倣ふべきなり。甲戌より大牢を運用せしも而かも四五年を過ぎたる後に戊寅には變へて豕牲と爲したり。中間の修改曲節は久遠にして後し尊きも祭享に體重なれば宜しく修整して定式あるべきなり。禮曹の啓に曰く當時定每(與へ又は毎)時に只曰く宜く文廟釋奠の規に依るへし。あれは則ち本道は他の地方郷校の例を以て舉行せりして直に國學太牢の規を用ひたも。況るも戊寅より以後に豕牲を代用し今百餘年の久しきに至り而して郷校の用ひざる所の大牢は恐らく輕評すべからず。之に從ふ。

左議政宋寅明の啓に曰く朝家に祠院私建の禁あり故に廟と稱して創建する者亦多し。儒生は施罰せす。雖も道臣は推考し守令に罷職するを宜しそう。之に從ふ。

五月。安東の儒生、私に文正公金尙憲の祠を毀す。上、曰く文正の精忠大節は後世に炳耀たり敢て其の祠を毀したるは亂民たり首倡者は刑罰である。

十七年。教に曰く凡て令の解説は専ら學校せるに由る。一切の法を看はざるへからず。甲午以後、朝廷に奏請せすして私に自ら祠院を建て又は追享せを者は儒臣、大臣に論なく並撤去せしめ已に物故したる者の外道臣は罷職、守令は拿廩、首倡儒生は五年を限り停學せしめ此の後京請せずして私建したる者は道臣は拿廩、守令は三等告身の律を施し儒生は遠配する其の際して聞かざる者は當に御吏をして探問せしむ。大臣の奏に曰く當初に最も鄉賢が多きも村中の數間茅屋たるに過ぎず、道臣、守令は皆く知り難かるべく、先輩の崇堂、守令の生祠は尤も學宮とは異なるものありとて上、曰く郷賢祠も久しがれは則ち書

院^マ爲り、祠堂も亦禁令あるものなれば一體に禁斷すへし、是に於て祠院の撤毀せるもの凡そ三百餘間所なり。

二十六年、使臣趙頤命、文信國公の遺像を燕中より得て歸り獻上す。上、曰く文丞相の精忠義烈は人をして起敬せしむ、曾て大鏡に皇帝塚ありと聞く、今岳陵文を以て祠を建て配享し二帝をして臣たきも臣あらしめむと欲す。大臣に問議せしに大臣は以て不便なりと爲す。教に曰く臥龍祠は即ち官廟の龍洞に行幸せられし時感、興りて建てしめたる者にして岳武穆の追享も亦昔年晴成の聖意なり。臥龍の漢室を恢復せむと欲し、武穆の二帝を迎へむと欲し、信國の宋祚を存せむと欲したる三賢の忠は一なり。其れ信國公を以て臥龍祠に同配し仍祭文を親製し臣を遣はし祭を致す。遺^ミの機^シを下^シ、機^シきて御筆を以て額を賜ふて三忠祠^ミ白^シ。

三十二年、命して石潭書院及幽居を闢しめて進上せしむ。聖學輯要に因り感を起したるなり。

三十九年、劉善李憲默の入侍^シし時、上、玉山書院の事蹟を下詢し仍本道監司に命して書院を開しめ進上せしむ。

(續)正祖卽位の初め館學儒生より尼城閔里祠に賜額を請ふ批に曰く詳宮より州縣に至る迄既に大成殿を奉設せり。若し閔里祠は即ち儒生の取名寓意の處にして朝家より指揮する所にあらず且東廟西序、前廟後庖なれば則ち一邑の内に又一の大成殿たらしむる事は甚た漸るものなれば許さず。

(續)七月、禮曹の啓に曰く祥奠祭は卒哭前には舉行せず社稷祭は上戊初九日に在り即ち卒哭なり。同日には設行するは如何なるやを知らず、書院祭は再丁日^ニに在るも釋奠を既に設行するを得ざれば何^ニ書院の祭を爲さむや。答に曰く社稷は卒哭以前^ニ雖も亦之を祭るなり。今豈卒哭と同日なるを以て之を廢せむや。釋奠は卒哭前に行はすとするも此に因りて並卒哭の後に書院祭と與に行はざるは實は隨時變通にあらず、例に依り祭を行はしむへし。

(續)傳に曰く華陽書院致祭の時に右副承旨連去するや萬東廟の額は常に親書すへく、孝廟の御札帖後跋文も亦親製親書すへし受香日^ニ同しく齋らしむ。

(續)五年承旨を追はし四忠祠に致祭し命して四大臣の子孫を錄用せしむ、重ねて辛丑前甲に逢ふに因りて感を起せるなり。語なり。

貧^シに曰く登極以來追あらず、予の尊慕景仰の心を以て歎愧實に深し、故事に基地を同きて進上すべき命あるに追ひ今に及びて舉行せしむるは尤も允當たり。慶州の玉山書院^ノ韓安の陶山書院^ノに官を造にして祭を以し祭官庇品は前年華陽書院致祭時の例に依らしむへし仍兩書院を圖畫かしめ以て進上すべき命あり。

(續)又傳に曰く兩先正書院は先月致祭の時此の先正書院をも並せて設くべき筈なりしも予、幼より文成の學を篤慕し曠世の成談に漫からず。近古に所謂朝暮に過ぐる者とは即ち實際の語なり。其の時適先正、の

文字を手寫し正工を接待し仍命して祭を賜はらんこせり。今は則ち冊子既に成り先正文成公の紹賢書院には承旨を遣し祭致すへし。祭文は既に親撰して置きたるものあれは内閣より精寫して祝を傳へよ。○傳に曰く紹曹版錄の本には宋先生配食の語なし故に致祭傳教中に漏れたり。今聞くに丙申年に追配せし故原稿算には書せざりき然ちに則ち此の先正刊の版を一例に致祭せざらむや。祭文も亦内閣知聖数をして撰進せしむ。丙申華陽書院の額を書し戊戌に太廟配享の事を句語に悉入撰出せしむ。

(續)又、傳に曰く昨日紹賢書院致祭の命ありしか追て筵臣の言を聞くに此の書院は即ち配享なりと云ふ。更に之を思ふに果して御製の祭文は尙、重なれば常に主享の院に行ふべく。紫雲に至りては又先正墳廟の脇に在りて昨日下したる傳教の中に紹賢の二字は紫雲と改書して配享位を出して設祭たゞりと云ふも亦例あり。金文元公、朴文純公同版は承旨亦一般に奠爵し祭文は内閣司臣をして撰進せしめ。紹賢書院の致祭已に成命ありしのみならず。此の地は即ち先正の陵廟の所にして朱夫子を主享とし。先正李文純、李文成、趙文正、成文簡、金文元を東西に配位するは盛なりと謂ふべし。其の中の一の先正追配せし舊甲の重回せるも事亦偶然言らず。幾かに命して旋して寝むは心に缺くる所あり初教に依り主享位に致祭し祭文も當に頌賜すべく配位の祭文も亦内閣をして撰進せしむ。

(續)傳に曰く陶山書院致祭後、數を問はらむと欲して果たさず況みの宰臣李忠烈を陞資の後に一に爲し一已然らざるは不可なり。先正李滉の奉祀孫を該曹をして品に隨ひ復職調用せしむ。先朝紫雲書院致祭の時

に子孫を錄用せよとの命あり。此れ亦繼述の一端なり。先正李卿の奉祀孫或は支孫の間にも亦該曹をして錄用せしむ。

(續)六年教に曰く祠院の追享、新設は邦の禁令、至嚴にして諸道に於ける此の弊は止燒に庶幾し。而かも惟濟南一路は尙令に従はず。春曹に因縁して問題を圖得し。或は舊々を追配し或は點し乍ら旋享し。鄉堂は量潤の鳴を成す。良丁を古める隣匱の蔵を一齊に毀撤し來頭を段除し延京に非されば禮曹より擅行せしむるを得さらしむべき旨該曹に嚴飾し仍發闈して本道及七道兩都に知らしむ。

(續)七年、傳に曰く送き陝西三京を距る直越たれば土俗の貿々たるは極むべきなし。湖西海西に在りては俱に是れ先正且立の郷にして校舎の所たり。不幸にして近日訖を承けて訟を襲ひ、疑に因りて疑を傳へ、衛正圖邪の教を見ざるは子か君師の職に忝在し教の下究を致さざるに職由す。豈道内に於ける一二人士の罪ならんや。予、方に反省歎歎す。先正をして在世せしめしならば世道胡そ此に至らむ。此の時に曠世の感尤も已ます。西原華陽書院、海州石潭書院に閑臣及近侍の臣を分遣致罪せしめ而して西原は宋文正の獨享なるも海州は趙文正、李文純、成文簡、金文元、宋文正の五先生及李文成を配食せりと云ふ祭文も亦親撰して賜ふべし。

(續)傳に曰く越に松留(松都留守即ち開城郡守)應旨の疏に囚り太學生林克時等三人を革節列に並享すべき命ありしも伊後文蹟を取考するに本祠主享に即ち政府使宋象賢等三忠臣なり。若し三學生を以て並享せば

則も位次に既に難使の端あり且事蹟を以て之を言は、彼は是れ勝國(前朝)節士にして此は即ち本朝忠臣なり。必ずしも一朝に並享するを要せず況るや克疇等は俱に太學生として本府學官の傍に並死したるものなるに於てたゞ一朝ち別に一間の屋宇を建て祠板の藏する所と爲すを安當なる旨聞城留守に諭し崇禎朝に漸く致祭の命を下す。此は則ち、例に依り日を擇ひ齋祝の送付を待ち留守祭を致したる後狀聞すべし。林克疇等の建祠後、亦留守をして日を擇ひ祭を致さしむ。

(續)承旨徐有防の啓に松都三太學の私屋既に役を畢りたれば古例の官額一節は藝文館をして作成せしめ允許を得たる後禮郎を使にして音らしみ鶴揚せしむるを宜とすへし。教に曰く禮郎の往來は繁おり、留守に於て舉行すべし。

(續)八年八月、陵に幸せる時、坡州に到り傳に曰く本邑の豊溪祠は即ち忠臣朴泰輔、吳斗寅、李世華三人を並享せる所にして斗寅の孫は閑臣に因り陪從すと聞く。今日提學吳載純を遣にし祭を致すへし。又傳に曰く牛栗兩先生の舊墓は本邑に在りて量路致祭するに及ばず雖も邑誌を見るに紫雲書院に先正文成を主掌し、坡山書院は文正、文簡の父子を並享すと云ふ。朝家尚質の意ある所費致俗の舉なからんや。紫雲書院、坡山書院に承旨を遣にし明日致祭せしむへし。

(續)九年、高麗忠宣公文益漸に致祭し、仍祠額を宜す。

文益漸は奉使して元に入り恭愍王の爲に立節貞烈し歸還するに反んて木錦を賜取し、人に織組を教へた

り。沒するに及び民を哀せし大功を以て江城君に追封せり。

(續)十年、安東儒生等疏して文正公金尚憲の西廟祠を賜頤書院に留院せしむることを請ふ。答に曰く先正の系貫に是の府にして嘗迹したるも是の地なり是の府、是の地に烏そ先正を祀る祠を以てせらむ。頤人景仰の思を想むべし。廟等陞院するを以て説を爲すと雖も予は其の祠に就き官額するのに舊慣を改めざるは本石ど與に之に居する靈守に聲らざるものと爲す。八月示旨を遣にし官額致祭す。又傳に曰く納言疏語に因れに文思節義に功ありては故を起す所あり此の賜難に際し文正の祠の事は偶然ならずと謂ふべし。然し江華の忠烈祠に日を下して致祭し以て朝家尚風の意を示すへし。

(續)賜頤書院に募入を二十名とする地方祠院にして禁を冒し創設すれば見察使率庭、守令は三等を告身に處し首倡儒生は遠配す。賜頤書院に朝家に景仰せしむる者に自ら配享したる者は、道臣を重ねに、地方官を忌職に、首倡儒生は三年の擧擧とす。諸道食邑に影響精省を以て別に名目を立たる者に祠院の例に依り勅准し、生祠堂は一體に禁隨す。

(續)十五年、命して畫工を釋王寺に遣し畫學大師の小像を移摸して上窟に奉し春秋に奉享す。仍賜額官號

日を致祭す。

禮曹判書徐浩修の啓に據、北陵に奉寄し歸塚に御製御筆の碑闈を奉寄し、釋王寺に歴入せしに上窟告址に無學大師の小像ありて僧徒等齊しく請ふて曰く体解、惟政に則ち壬辰の戰功を以て皆祠を立て額を賜

ひしも無學に即ち開國の元勳にして尙未た尊享なきに實に開典たりて頗くは歸りて天慶に達し小像を移摸して土窟に奉し春秋に祀られむことをより故に敢て此に仰達す。之に從ふ。

(續)十七年。命して四里祠を水原に建てしめ壇像を奉安し春秋の季廟に享祀す。

(續)十八年、妙香山西山大師休靜祠號を賜ふて壇忠と曰ふ仍致祭を命し祭田を量給すること、並奉忠列の例に依らしむ。

(續)命して文敦公鄉誥を以て樓岩書院に配食せしむ。

(續)命して成興彰義祠、永興精忠祠額を宣す。

(續)二十年六月。贈牧使李士龍の祠に額を賜り忠節と曰く。

(續)命して贈軍器寺正張厚寔、贈軍資監正車忠亮、贈掌樂院正車元衡、贈禮賓寺正車孟胤、贈戶曹參議車

禕英、贈兵曹參議安克誠、忠烈公黃一皓を並、廟忠祠に追配す。

(續)七月。命して忠烈公黃一皓を忠烈祠に躋祀せしむ。

(續)八月。高麗の壯節公申崇誠、忠節公史晉列、武恭公卜曾謨の太白山城の祠額を賜ふて曰く三太師とす。

(續)命して忠貞公尹集を忠都忠烈祠に配享せしむ。

(續)二十一年六月。行護軍李益運の啓に故判書尹卓然を成興彰義祠に合享せむことを請ふ。之に從ふ。

(續)八月。命して平山太白山城三太師祠額を改めて太師を以てす。

禮曹判書李時秀の啓に太白山城に鐵像四幅あり。故老相傳へて高麗太師申崇誠、卜智誠、莫玄慶、夏晉弼の四人なりと云ふ。而して祠號は傍に三太師と稱す。故に昨年宣祖致祭の時にも只舊號に依り朝家の本意は元より區別存抜せむとする非也さるも該邑旱行の錯誤に因り春秋祭を行ふ時に莫玄慶の鐵像に關きて祭らずと云ふ。既に宣額せし後なれば事端は前より尤も別なり四像は並位せざるに扁額は昨年宣額せし中より三の一字を取り只太師祠と稱し四鐵像を一體に並位せしむへし。之に從ふ。

(續)二十四年十二月。命して贈判書李允属、贈參議李長佑を昌崇彰烈祠に追配す。

(續)二十五年三月。命して贈額書院の申貞節を継ずして其子を私贈する者は並位正せしむ。左議政沈煥の啓請に從ひしなむ。

(續)純祖二年二月。文正公李絳の祠に額を賜ふ。

(續)十年九月。命して高麗賛成事朴門壽を表節祠に追配す。

禮曹の啓に高麗忠臣朴門壽、成思齊を表節祠に追配することは先朝丁巳に多士の上言に囚り命して大臣に改めしに異議なくしも因循して果たさりき。思齊は一昨年に行旌し、門壽は尙此に追ふらず實に欠典たり、大臣、京處に亟せしめむことを請ふ。金載煥は朴門壽質の中成朴南人の未だ祠享に歸らざるに宜しく多士の齊請あるへしこゝ成思齊に追配し、朴門壽は尙回覆し得ざるものは其の由る所を知らず。而して一陞一否は誠に欠典と爲す。惟上裁に存す。遂に命して追配せしむ。

(續)二十二年、命して麗朝閔安富、金沖漢兩人を衣節祠に追謹せしむ。

(續)二十四年九月、命して忠烈公鄭善を定州六義士祠に合享せしめ仍額を賜ふ。

(續)二十六年正月、命して文忠公曹沃英を孤山書院に追配せしむ。

(續)三十年八月、命して收使全台佐の鄉祠に額を賜ふ。

(續)三十三年十月、命して忠文公金祖善の祠を驥上に建立しむ。

(續)憲宗元年、贈右議政金景瑞の祠に額を賜ふ。

(續)七年八月、命して都元帥樸愬の祠を建立額を賜ふ。

(續)哲宗二年八月、命して關東、湖西の所奉大夫影頃を小原日生祠に移奉し仍列邑に建祠の弊を戒飭す。
水原留守趙泰旼の啓に關里祠の影頃は年久渝辱せり。江陵堤川所奉の二本を本祠に移奉せむとするも事
體極重なれば居室をして啓稟せしめられことを請ふ。教に曰く是の府、是の地に夫子の影頃を極度せれ
ば即ち我正宗大王の聖聖に接し百姓に冠する精義大諦なり此を外にしては有するなし。朝令に私に自
ら奉安するは是れ慢なり穢なり。今此の額本は年久しくして渝りたれば之を重換するは尙得さるを得る
にて關東、湖西の所奉を移奉する揆は事體宜しさを得たり。近來列邑の書院にして法外に私建するもの
は宜しく一般に申明する所あるべく而して先賢影頃を無端にて建祠する者は曰ふて慕徳なりと雖も法
外の舉にして慕徳する所以に非さらなるなり。況んや鄉里雖叶門擾の弊ありて俗習の日に渝り變ざ爲るに

足るに於ておや。今此の戒飭したる後若し人聞する所あらば單に主張せし士子のみならず該を察せざり
し道臣守令も亦嚴處に當るへし。

(續)十年正月、富寧青巖祠に特に恩額を宣す。故諱事第文學の祠なり。

(續)十三年五月、教に曰く先輩を尊慕し脣享俎豆せるは國家崇報の義を寓せるものにして士林の儀式すへ
き所たり。實て良法美制ならざるにあらざるも末流の弊は駁駁として其弊すへからざる境に至り。規威興
起せるは論なく傾軋爭競す。是に於て設院の本意にして豈に是の如きを容るへきや。此れ學設に新設と
與に自ら祖宗朝、厲禁の成憲たる所以なり。近來祠廟を設くるもの邑に之れなきはなし。其の弊と爲る所
勝て言ふへからざるものありて一般に處分せざるを得ず。然る後に以て祀典を重しき士子を端すへし。
各邑所在の書院中賜額の外に庚戌以後十三年來取建したる所は定式に依り撤享せしむへして

(續)十四年十一月、命して屏山書院に官額す。

(續)今上元年八月命して賜額書院の田結、院僕、庫直等の名目は廟堂より額を定め、鄉賢祠の保奉は一に
刪汰し、官封祭需は嚴飭方塞し祠院の壇設、私設の防禁を嚴立せしむ。

(續)八年三月、命して文廟從享人以外の書院及壇設したる書院は並殿撤せしむ。
上、領議政金炳衡に謂ふて曰く書院の設置は前朝の人、文成公安達の道學に寓慕し建院安靈せし所あり
しに始りたる者たり。邇來無窮の弊となり家々に院あり且一人にして四五處に院を建てたるもの比比

有之。各其の本孫の周旋して家廟を爲したるものなり。本は尊賢の義を以てしたるに近來は祖先の爲に作る事となり。且道學忠節は姑く舍てて一度輔道の人となりたるものは多く院を建つ。此は生祠と與に當然の事にあらず。今此の書院を歸正せしむるは即ち經遠の謨なり。予、尊賢の心を有す則ち營設は實に尊賢の本意に非ざる故に是の如くす。

現在書院

臣謹みて按するに本朝書院校設は自宋より後生せり。先輩を景仰する者各自、一節一行の士を尊尚し宣額の院より鄉賢祠に至るまで全國に迨遍し末流の弊或は言ふに勝るるものあり。今 上辛未に文廟從享人の外書院を營設せしものは並費撤の命し今所存せる者四十七庭なり左に列録す。

京畿

開城崇陽書院文忠公
鄭夢周
金浦牛渚書院文烈公
趙愬
龍仁深谷書院文正公
趙允煥
抱川龍淵書院文烈公
尹德馨
坡州坡山書院文端公
朴泰祐
果川四忠書院忠惠公
金昌集

驪州江漢祠文正公
宋時烈
陽城德姆書院忠貞公
吳平實
江華忠烈祠文忠公
金嗣哲
果川鶯江書院文烈公
朴泰祐
廣州顯節祠文正公
金嗣憲
高陽紀功祠忠烈公
崔愬

忠清道

連山遜巖書院文元公
金長生
魯城魯國書院文正公
尹正煌
忠州忠烈祠忠烈公
金慶集
清州表忠祠忠烈公
李顯日
全羅道

學校考九

光州褒忠祠
忠烈公
高敬命

慶尙道

慶州西岳書院
弘佑院
薛忠定
順興紹修書院
文成公
善山金烏書院
忠勤公
支風道東書院
文敬公
咸陽藍溪書院
忠勤公
慶州玉山書院
文正公
尚州興嚴書院
宋淺吉
尚州玉洞書院
鄭成喜
東萊忠烈祠
忠烈公
安東屏山書院
柳成龍
晋州彰烈祠
金子公
固城忠烈祠
忠武公

居昌褒忠祠
忠烈公
李遠原

江原道

寧越彰節書院
忠正公
金化忠烈書院
忠烈公
鐵原褒忠祠
忠武公
金應酉

黃海道

海州淸聖廟
清聖侯
平山太師祠
忠節公
白川文會書院
文成公
長淵鳳陽書院
朴世采

咸鏡道

北青老德書院
文忠公
平安道
永平三忠祠
武毅侯
平壤武烈祠
忠烈侯

安州忠愍祠公
南以興

定州表節祠公
鄭公

寧邊廟忠祠大
向佐靜

臣謹みて接するに今所存の四十七書院は并存せるもの、配享せるものあるも只一人のみ此書く

大正九年十二月二十一日印刷
大正九年十二月二十四日發行

朝鮮總督府學務局

印 刷 所 大 和 商 會 印 刷 所
京城府觀水洞百三十五番地